平成２４年　４月　６日
尼崎市総合計画審議会資料①

（答申案）

尼崎市総合計画

尼　崎　市

《 目 次 》

I. はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1． 総合計画策定の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1) これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・ 4
(2) これからのまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(3) 総合計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2． 総合計画の構成と期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II. まちづくり構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1． 策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(1) 「ありたいまち」を示す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(2) まちづくりの進め方を示す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2． 構想の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3． ありたいまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(3) 地域の資源をいかし、活力が生まれるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち・・・・・・・・・・・・・ 16

4． まちづくりの進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(1) 市民主体の地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(2) ともに進めるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(3) まちづくりを支える行政のしくみづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

5． 人口・土地利用に関する考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(1) 人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(2) 土地利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

Ⅲ. まちづくり基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

１．策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（1） 施策の方向性を示す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（2） 各主体の役割についての考え方を示す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（3） 計画の進め方を示す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

２．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

３．施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（1） マトリックス型の施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（2） 施策間の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（3） 施策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

４．施策別の取組（各論） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
施策の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
施策ごとの取組（２０施策） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

５．主要取組項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
（1） 主要取組項目について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
（2） 主要取組項目の取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
（3） 主要取組項目に関する施策間の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
① 人の育ちと活動を支援する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
② 市民の健康と就労を支援する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
③ 産業活力とまちの魅力を高める ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
④ まちの持続可能性を高める ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

６．行政運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（1） ともにまちづくりを進めるために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（2） 市民生活を支え続けるために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（3） 効果的な行政運営を図るために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

７．計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
（1） 施策の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
（2） 施策の重点化等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

資 料 編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
１．時代認識と尼崎市の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
２．総合計画にかかるこれまでの取組経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
３．まちづくりに関する市民意識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

Ⅰ．はじめに

１．総合計画策定の考え方

⑴ これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況

■これまでの総合計画

尼崎市では、総合的・計画的に行政を運営し、まちづくりに取り組んでいくため、その時々の社会情勢を踏まえながら、これまで４次にわたって「基本構想」を策定してきました。第４次の基本構想は、２１世紀の四半世紀（平成３７年（２０２５年））を展望し、平成３年（１９９１年）１１月に策定されたものです。

しかし、その後の尼崎市を取り巻く社会情勢は急速に変化し、平成７年（１９９５年）の阪神・淡路大震災からの復旧・復興、第４次基本構想の策定当時に重視された都市課題と国の景気対策が背景となって進められた都市基盤の整備、さらには、長期にわたる国内の景気低迷などの影響を受けた財政状況の悪化など、策定当時には想定されなかった状況になっています。

■尼崎市を取り巻く状況

近年、国全体では、人口の減少が現実のものとなり、今後も高齢化・少子化の一層の進行により、人口の年齢構成や世帯類型の構成が変化していくなかで、尼崎市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。また、経済については、かつてのような発展は見込みにくい状況にあるなか、税収の増加は期待しにくい状況ですが、高齢化に伴う医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと見込まれます。

また、経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が激しいなかで、これまでの経験を元に将来を予測することは非常に難しい状況にあります。

一方、成熟社会を迎え、市民生活においては、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、それに伴って、行政サービスへのニーズだけでなく、人々が生活を送るうえでのニーズも多様化してきています。また、情報社会の進展により、人と人とのつながり方もさまざまな形をとるようになっています。

⑵ これからのまちづくり

■時代の転換期

２１世紀に入り１０年余りが経過しましたが、この間、時代が大きく変わっていくなかで、高成長を背景とした大量生産・大量消費などといった拡大型、いわゆる２０世紀型の経済社会システムからの転換が十分に図られず、国全体が模索を続けてきた期間であったと思われます。

しかし、一方では、「新しい公共」という言葉に見られるように、社会への貢献や人とのつながりなどを通してこころの豊かさを感じるといった価値観や、自

分たちの住む地域は自らの力でよくしていこうといった活動の萌芽も膨らみつつあったと思われます。

このような中、平成２３年（２０１１年）に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える甚大な被害が引き起こされました。

私たちは、この震災を機に、可能な限りの防災機能の向上に努めながらも、想定を超える災害が起こることも前提にして、市民、事業者、行政が連携を図りながら、それぞれが役割を担い、発生後の被害をいかにして最小限に食い止めるか、また、被災後の支援や援助をどのように行っていくか、という「減災」の視点に立った対応が重要であることをあらためて学びました。

市民一人ひとりが、また、様々な団体、組織などが、日常の生活や活動の中で、有機的な連携を図り、それぞれにできることに取り組みながら、つながりを強め、まちの力を高めていくことは、災害への対応だけでなく、平常時におけるまちづくり全般にも通じる基本姿勢であり、今後さらに重要性が増してくると考えられます。

これからの１０年を展望すれば、このような活動や取組の萌芽を開花させていかなければならないとても重要な転換期にあって、まちづくりについて、あらためて考えていかなければならない時期を迎えています。

■「ありたいまち」の共有

時代の変化が激しく、先が読みにくいなかでは、前提となる諸条件を長期的に仮定し、対応策を積み上げ、それに基づいてまちづくりを進めていくことが難しい状況にあります。

こうした状況の下で、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていくためには、尼崎市の現状を踏まえながらも、まずは「将来、どんなまちでありたいのか」（＝ありたいまち）を市民、事業者、行政で共有することが大事であると考えます。

その上で、「ありたいまち」の実現に向けて、具体的な課題や資源を把握し、さらに状況の変化を踏まえながら、それぞれができることに取り組んでいくことで、激しい時代の変化にも対応しやすくなってくるものと考えられます。

加えて、「ありたいまち」を共有することで、今後起こってくるさまざまな事態への対処に追われるだけでなく、その実現に向け、時間をかけて取り組む必要のある課題に、一貫した対応を取っていくことも可能となってきます。

■「あるもの」と「つながり」を活かす

成熟した社会においては、尼崎市がこれまで培ってきた歴史・文化、産業、環境、人材などの、「いまあるもの」や「まだ潜在しているもの」に磨きをかけ、活かしていくことが、より大切になります。

あわせて、市民ニーズが多様化するなかでは、さまざまな立場・世代の異なる人がともに暮らし、それぞれが能力を発揮しながら、ともにまちの将来を築いていくことが不可欠です。

そのためには、人と人とのつながりを重視し、知恵と情報をうまく使っていくこと、さらに、それらを活用することによって、まちづくりを進めていく力を生み出すことが必要です。

⑶ 総合計画の策定

■ともに将来を築いていくための計画

市民、事業者、行政が互いに協力して、ともに尼崎市の将来を築いていくためには、その過程でみんなが共有でき、一定期間変わることのないよりどころとなるものを、形として表していくことが必要不可欠であると考えます。

一方、国においては、「国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進する」という趣旨で地方分権改革が進められつつあります。

このような全国的な改革の流れも積極的に捉え、長期を展望した尼崎市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示した「まちづくり基本計画」を一体とした、あらたな総合計画を策定します。

この計画を通じて、市民、事業者、行政がめざす「ありたいまち」の姿と、まちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を共有したいと考えています。

さらに、行政としては、尼崎市の目指す方向を明確にすることで、市政運営に中長期的な目標を与えるとともに、施策の重点化方向を示し、市民の生活を支え続けるために規律をもった財政運営に努めながら、まちづくりに取り組んでいきます。

この総合計画をよりどころとして、互いに協力し、工夫しながらまちづくりを進めることで、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていきたいと考えています。

2. 総合計画の構成と期間

この総合計画は、構成と期間を次のように定めます。

⑴　まちづくり構想

①　ありたいまち

当面の 10 年間、尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者のみなさんと行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。

②　まちづくりの進め方

まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示すものです。

⑵　まちづくり基本計画

市民・事業者・行政のそれぞれが「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための施策ごとの方向性を示しています。

「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、１０年間の「まちづくり構想」としてまとめています。
「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を５年間としています。

この「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって、尼崎市総合計画とします。

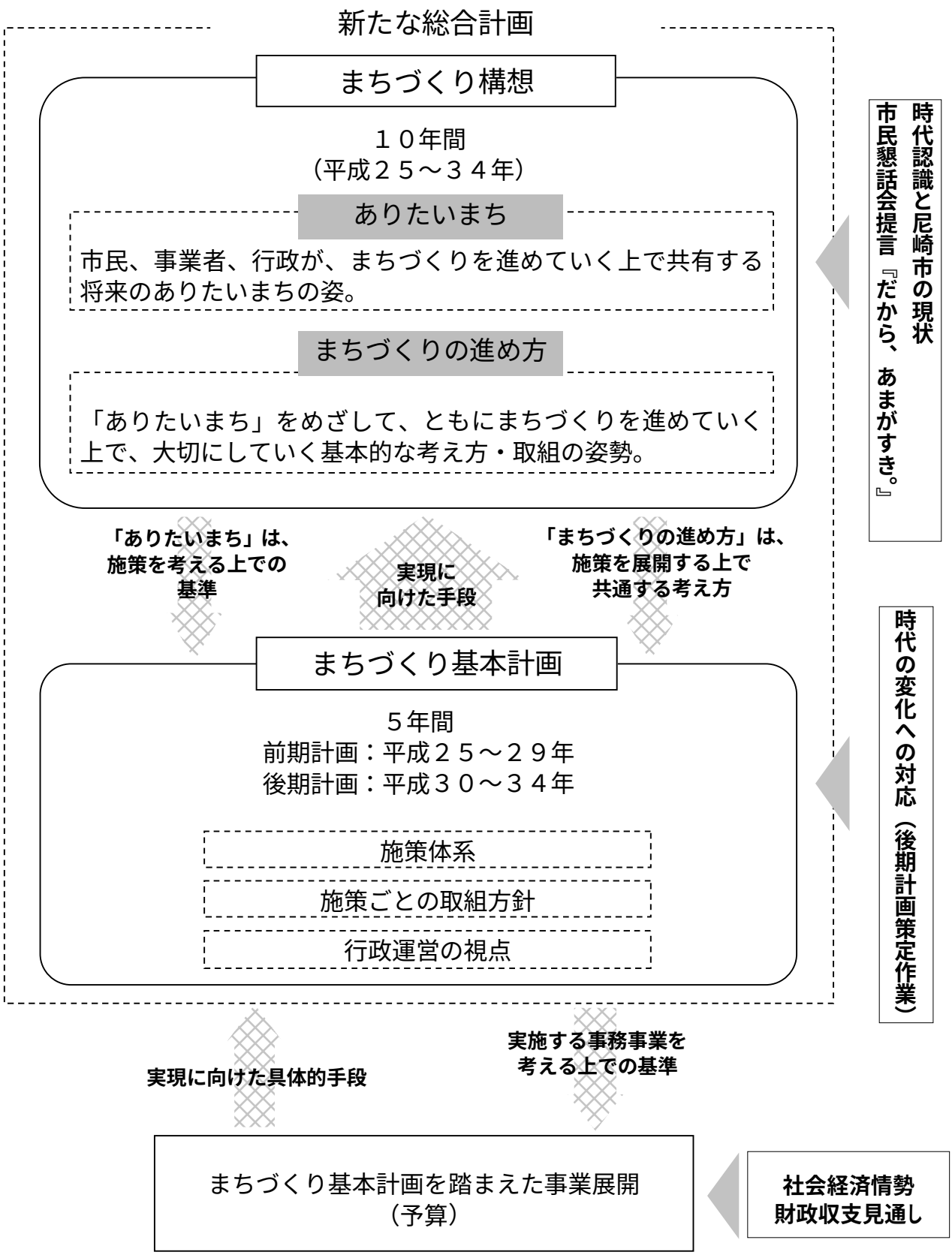
新たな総合計画
まちづくり構想
１０年間
（平成２５～３４年）
ありたいまち
市民、事業者、行政が、まちづくりを進めていく上で共有する将来のありたいまちの姿。
まちづくりの進め方
「ありたいまち」をめざして、ともにまちづくりを進めていく上で、大切にしていく基本的な考え方・取組の姿勢。
時代認識と尼崎市の現状
市民懇話会提言『だから、あまがすき。』
「ありたいまち」は、施策を考える上での基準
実現に向けた手段
「まちづくりの進め方」は、施策を展開する上で共通する考え方
まちづくり基本計画
５年間
前期計画：平成２５～２９年
後期計画：平成３０～３４年
施策体系
施策ごとの取組方針
行政運営の視点
時代の変化への対応（後期計画策定作業）
実現に向けた具体的手段
実施する事務事業を考える上での基準
まちづくり基本計画を踏まえた事業展開
（予算）
社会経済情勢
財政収支見通し

まちづくり構想

平成２５年～平成３４年度

（2013-2022）

Ⅱ．まちづくり構想

1．策定の趣旨

社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、一定期間変わることのない、市民、事業者、行政が、協力して尼崎市の将来を築いていくための共通のよりどころとなる、基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定めるものです。

⑴「ありたいまち」を示す

尼崎市は、将来どういうまちになっていたいのか、その「ありたいまち」の姿を示します。

⑵ まちづくりの進め方を示す

「ありたいまち」に近づくための取組をどのように進めていくのか、その基本的な姿勢を示します。

2．構想の期間

平成 25 年（2013 年）から平成 34 年（2022 年）までの１０か年とします。

まちづくり構想は、長期を展望した尼崎市の将来のありたいまちの姿を示すものですが、経年による本市を取り巻く諸条件の変化を考慮するため、一定期間をもって、必要に応じ見直しができるよう、当面１０か年を期間としています。

3．ありたいまち

尼崎市の将来の「ありたいまち」として、４つの姿を示しています。

この４つの「ありたいまち」は、「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で構成されています。

その実現に向けた取組を進めることで、尼崎市が、住みつづけたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることをめざします。

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりの様々な分野における取組については、本市の現状や課題などを踏まえながら、まちづくり基本計画において示していきます。

なお、この「ありたいまち」は「時代認識と尼崎市の現状」に示しているような、本市の歴史的な背景や取り巻く状況を踏まえてまとめたものです。

また、公募市民からなる尼崎市総合計画市民懇話会において「将来、尼崎市はこんなまちになっていたい」という思いをもとにまとめた提言の内容も踏まえたものであり、参考として４つの「ありたいまち」とともに記載しています。

⑴ 人が育ち、互いに支えあうまち

学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動などを通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害などの緊急事態への備えまで、くらしの色々な場面で幅広い年代・立場の人が互いに支え合うことのできる、人と人との豊かなつながりがあるまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

少子化･高齢化の進行や社会経済情勢の変化に伴い、コミュニティの希薄化等、地域社会が変化しつつある。	高齢者や不安定な就業環境にある人々の増加、世帯構成の変化は、互いに支え合い、つながりを保つ必要性を高める。	情報技術の発達と普及により、個人や小規模な団体でも、福祉や環境、まちづくりなどさまざまな活動が可能になっている。	家庭や学校だけでなく、地域を含め、年代を超えて自ら学べ、お互いが学びあえる環境が求められている。

【方向性】

・子育てや介護など、個人や家庭における課題に対しても、社会や地域で互いに支え合うことができる環境が必要である。
・地域で支えあうことができる環境にするには、年齢や性別、地域での居住期間などにかかわらず、互いに交流できる環境をつくっていくことが必要である。
・地域での支えあいや、つながりをつくっていくためにも、それらの活動を支える人を育てることが重要である。

人が育ち、互いに支えあうまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○　学びたい気持ちに応えてくれるから
　・学校での学習環境の整備に加え、家庭や地域も含めたよりよい環境を育むまち
　・生涯を通じて学習できる環境が充実したまち
○　地域に個性が活かされているから
　・地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち
○　一緒にまちづくりができるから
　・市民と行政がともに動くまち

⑵ 健康、安全･安心を実感できるまち

生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支え合いによって実現しているまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

消防・防災をはじめ、市民の健康、安全･安心を確保することは、市民生活を守る上で最も重要なことである。	意欲を持ちながら安心して暮らすために、また次世代を育成するためにも、安定した就労による経済基盤の維持は重要である。	人口の年齢構成の変化や、市民ニーズの多様化から、福祉などを中心に、従来の行政サービスだけで市民生活を支えることが難しくなってきている。	年齢に関わらず健康で自立した暮らしができることは、社会の活力の増進や市民負担の軽減、社会保障制度の維持にもつながる。

【方向性】

・生活の質を守る観点からも、財政状況の悪化を防ぎ市民サービスを維持する観点からも、市民の健康、安全・安心を守ることが必要である。
・安定した仕事に就き、健康を保ちながら働くことができるまちを実現する中で、個人としての安心と地域社会としての支え合いを両立させていくことが必要である。

健康、安全・安心を実感できるまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○　健康でいきいき暮らせるから
　・誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまち
○　安心して働き続けられるから
　・地元で安定した仕事に就き、働くことができるまち

⑶ 地域の資源をいかし、活力が生まれるまち

これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材などの尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

大都市圏に位置する地理的な優位性とともに、最先端の産業を担う企業や高い技術力を持つ企業などの産業集積がある。	高い生活利便性は大きな魅力である。また、高齢化の進行等に伴う生活支援サービスや環境配慮へのニーズの高まりにより、新たな雇用が生まれる可能性がある。	歴史・文化などの地域の資源が、まちの活力につながる可能性がある。 また、既存の公共施設は、様々な市民活動の場として、より活用できる可能性がある。	情報技術の発達や手段の充実により、多様な資源を発掘し、地域の魅力を高める情報として編集し、発信していくことが容易になっている。

【方向性】

・産業の活性化にあわせ、地域でヒト・モノ・カネと情報を循環させることで、雇用・所得・消費を創出し、まち全体の活力を生み出していく必要がある。
・歴史・文化をはじめ、産業や生活環境を含めた地域資源を活用・発信し、活力と魅力のある、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちにしていく必要がある。

地域の資源をいかし、活力が生まれるまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○　まちに元気がみなぎっているから
　・地元の市場や商店街の活性化により、地域がにぎわうまち
○　歴史・文化が活きているから
　・歴史・文化に親しめるまち
○　地域に個性が活かされているから（再掲）
　・地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち（再掲）
　・長所を活かし、発信できるまち

⑷ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤などの社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

環境問題は、将来世代の生活環境に影響を与える重要な課題である。	尼崎市には、市民の熱心な活動と、事業者、行政の取組により、深刻な公害問題を改善させてきた実績がある。	財政状況の構造的な悪化は深刻な状況になっており、将来世代の市民サービスに影響を与える重要な課題である。	道路や上下水道、学校など、これまで整備してきた都市基盤や公共施設が次々と修繕・更新が必要な時期を迎える。

【方向性】

・公害問題を改善してきた経験や地球温暖化問題などへの協働での取組を活かし、よりよい生活環境の創出に取り組んでいく必要がある。
・将来世代に責任を持ち、よりよいまちを引き継いでいくために、問題を先送りしない積極的な取組が必要である。
・市民の生活を支える都市基盤や公共施設は、市民生活の質的な向上を目指した再配置、維持・更新を進める中で、機能の向上を図っていく必要がある。

次の世代によりよい明日をつないでいくまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○　みんなが環境でつながっているから
　・みんながつくり、発信する花のまち・エコのまち
○　一緒にまちづくりができるから（再掲）
　・市民と行政がともに動くまち（再掲）

4．まちづくりの進め方

「はじめに」に示したような状況のなかで、「ありたいまち」は行政の力だけでも、市民や事業者の力だけでも実現できるものではありません。

「ありたいまち」に近づくためには、市民は日々の生活や地域でのさまざまな活動のなかで、また、事業者は社会・経済活動のなかで、このまちを住みよい、活力ある魅力的なまちにしていくことに、ともに取り組んでいくことが必要です。

そして、行政は、公共サービスを提供することにあわせて、まちづくりに関するさまざまな情報を収集、活用し、知恵を働かせて、市民や事業者が活躍できる場やしくみを整えながら、多様な活動を結び付け、支援していくことが必要です。

また、行政における収支バランスの維持や、それを前提とした行政サービスの継続的な提供は、市民や事業者の活力に基づく地域経済の活性化と行政の創意工夫の上に成り立つもので、それぞれの取組は一体の関係にあるといえます。

このように、市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで、初めて「ありたいまち」に近づいていくという認識のもと、尼崎市として、次の３つを重視したまちづくりに取り組んでいきます。

⑴ 市民主体の地域づくり

■地域での“つながりづくり”

今後の更なる高齢化の進行などによって、地域コミュニティの維持・形成に関する課題が大きくなるなか、身近な地域における支えあいがより一層求められます。

そこで、地域において、住民が互いに支えあえるコミュニティづくりに向け、さまざまな主体によるネットワークの形成に取り組みます。

■市民参加の“地域づくり”

多様化する地域課題の解決に当たっては、行政が全市域一律で対応するよりも、住民が身近な地域において、その地域のニーズや特性に応じて取り組むほうが、より効果的な場合があると思われます。

そこで、地域の住民自らが、身近なつながりを広げていくなかで、地域におけるネットワークを築きながら、主体的にまちづくりについて考え、課題を解決していける地域づくりに取り組みます。

■地域づくりに取り組む“人づくり”

これらのことを実現していくためには、まちづくりに積極的に参加する人材が育まれることが重要です。

そこで、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを意識し、地域をよくしていくために自らができることを考え、行動するよう努めるとともに、そのような人材が増え、必要な能力を身に付けていけるよう取り組みます。

⑵ ともに進めるまちづくり

■情報の発信と市政参画の促進

市民や事業者とともに「ありたいまち」に近づいていくため、行政は施策の成果や課題を共有できるよう、わかりやすい行政情報の提供に努めます。また、市民からの意見や評価を取り入れながら市政運営に努め、市民や事業者の参画を進めます。

■課題の共有と役割分担

「公共サービス」という視点では、これまで行政が多くの部分を担ってきました。しかし、ありたいまちに近づくための「まちづくり」という視点からは、異なった立場にある市民、事業者、行政が課題を共有し、連携しながら、それぞれの特性を活かした役割を果たすという協働の取組へと転換することが必要です。

そこで、まちづくりを進めるに当たっては、「行政が主体的に取り組むこと」「それぞれの協働によって取り組むこと」「市民や事業者の主体的な活動によって取り組むこと」があることを、それぞれが意識し、各施策において、それぞれが果たす役割を考え、お互いに協力し、補い合いながら、ともにまちづくりに取り組みます。

⑶ まちづくりを支える行政のしくみづくり

■行政改革の取組

「ありたいまち」の実現に向けて、行政は、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組み、市民や事業者とともに、尼崎市の長所を活かしながら、まちの課題の改善に取り組みます。

施策を効率的に実施し「ありたいまち」に向けて着実に近づいていくため、施策の目的を明確にするとともに、「市民生活にどのような効果があったか」という視点で成果を捉えて施策展開を進めていきます。

■財政健全化の取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化などに努め、まちの発展や税収の確保を図ります。また、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支均衡を図り、自治体として自律的な運営を維持し、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

■広域的な連携

市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を越えて行われている中で、災害対策や産業振興といった広域的な課題に対しては、市域におけるつながりを重視するだけでなく、近隣市や他地域とのつながりにおいて尼崎市が担うことができる役割を踏まえ、必要に応じた連携を図りながら取り組んでいきます。

5. 人口･土地利用に関する考え方

(1) 人口

■人口の傾向

全国の人口は、平成 19 年（2007 年）を境に減少に転じています。

今後も、未婚化、晩婚化などの背景から大幅な出生数の増加が見込みにくい反面、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることで高齢者が増加するとともに、死亡数の増加が見込まれることから、人口の減少傾向は続くと考えられます。

平成 22 年（2010 年）の国勢調査では、本市の人口は、約 45 万人で、そのうち 0～14 歳の年少人口は約 5 万人（約 12%）、15～64 歳の生産年齢人口は約 29 万人（約 64%）、65 歳以上の老年人口は約 11 万人（約 24%）となっています。

現状では、本市人口の年齢構成は全国と比べ、老年人口、生産年齢人口は同程度で、年少人口がやや少なくなっています。平成 17 年と比較すると年少人口の割合は全国を上回って減少、老年人口の割合は全国を上回って増加しています。

■年齢3区分別人口構成比

	昭和６０年	平成2年	平成７年	平成１２年	平成１７年		平成２２年	
					尼崎市	全国	尼崎市	全国
15歳未満 [%]	20.6	16.6	14.5	13.5	13.1	13.8	12.0	13.2
15～64歳 [%]	70.5	72.8	72.7	70.2	67.0	66.1	64.4	63.8
65歳以上 [%]	8.9	10.6	12.8	16.3	19.9	20.2	23.6	23.0

※全国と比較して、高い割合に網掛けをしている。年齢不詳を除いた構成比。

国勢調査の結果を基に、本市の将来人口を統計手法により推計すると、まちづくり構想の期間が終了する平成 35 年（2023 年）には 40 万人程度に、また、年齢構成については、生産年齢人口は 60%程度に減少、老年人口は 30%程度に増加、年少人口は 10%を下回ると推計されます。

■人口から見たまちづくりの考え方

今後、本市だけでなく、全国的にますます人口減少と少子化、高齢化が進むことが見込まれます。

このような中にあっても、まちの魅力や活力を高め、ひいては人口減少等の傾向を緩やかにしていくために、まちづくりを進めるに当たっては、次の３点を重視し、取り組んでいきます。

･人口の年齢構成バランス

まちの活力の維持・向上を図っていく観点からは、人口の総数の増減だけではなく、年齢構成にも着目することが必要です。

本市の人口について、住民基本台帳等の移動の状況を見ると、社会減少による人口減は近年緩やかになってきている傾向にありますが、子育て中のファミリー世帯については、転出が転入を上回る状況が続いています。

これまでの調査では、尼崎の良さの認知度、治安や市民のマナーへの評価、学校教育への評価、住み続けたいと思われる住まいの供給などが、この傾向の要因であり、本市の課題であると分析しています。

こうした課題に取り組み、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進していくことが必要です。

・交流人口

共働き世帯の増加や高齢化の進行などを考慮すると、本市の利便性や都市施設の充実度、生活のしやすさなどの利点は強みとなりえますが、居住地の選択に当たっては、あわせて、都市イメージをはじめとしたまちの魅力が同時に問われてきます。

そこで、住みつづけたいと思われる魅力的なまちをめざして、本市に多くある地域資源をいかし、まちの魅力を高めていくとともに、その魅力を積極的に発信し、多くの人に本市に訪れてもらうこと、いわゆる交流人口の増加に努め、住んでみたいと思われるまちをつくっていくことが必要です。

・まちづくりに取り組む活動人口

まちの魅力を高め、その魅力を発信していくためには、まち全体に活気がみなぎっていることが大切です。

そのためにも、市内の様々なまちづくり活動の場を舞台として、知識と経験の豊かな高齢者や、元気あふれる若者など、幅広い年代の人達が、互いにそれぞれの得意とする力を発揮して活躍できる環境を整えていくことで、いわゆる活動人口の増加を図っていくことが必要です。

(2) 土地利用

■現状と課題

本市では、これまで土地区画整理事業などの面的整備や街路・公園等の都市施設整備に積極的に取り組み、充実した都市基盤を築いてきたこともあり、民間による活発な宅地化と住宅等の建設活動が進められ、ほぼ全市域が市街化されています。今後は、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換する必要があります。

一方、本市は産業都市として発展してきましたが、産業構造、社会経済情勢が大きく変化し、本市産業が厳しい環境にある中、内陸部の工業地においては、工場の集約等による移転や廃止に伴い、住宅系用途へと土地利用が転換される傾向が見られます。こうした変化に対しては、周辺地域の状況を踏まえながら適切に対応していくことが必要となっています。

■土地利用から見たまちづくりの考え方

今後は、住民・事業者等が自らの住まいや地域に愛着を持ち、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための主体的な取組が求められます。そのため、住民・事業者等が主体となった地域の特性に応じたルールづくりに向けた取組を行政が支援するなど、協働と参画による地域のまちづくりを進めます。

また、暮らしやすく快適な住環境を備えた、ゆとりある住宅地の形成や、地域の特性をいかした良好なまちなみ・景観の形成を図るなど、質の高い住まい・まちづくりにより、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

こうしたことから、土地利用を考えるに当たっては、定住・転入の促進につな

がる良好な住環境の創出、生活にうるおいをもたらす景観や自然環境の保全・創出、産業活力の維持・向上といった点を重視し、住環境と操業環境が共生する、魅力と活力ある都市空間の創出を図っていきます。

まちづくり基本計画

（前期計画）

平成２５年～平成２９年度（**2013-2017**）

Ⅲ．まちづくり基本計画（前期計画）

1．策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、まちづくりの方向を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、本市の最上位の計画として、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

(1)　施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と、計画期間における取組の方向性を、「施策」として示しています。

(2)　各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画をもとに、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

(3)　計画の進め方を示す

計画を着実に進めていくための考え方を示すとともに、行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組むことや、自律的な自治体運営を持続していくための考え方を示しています。

2．計画の期間

この計画の期間は、「まちづくり構想」の前半の５年間である平成２５年（２０１３年）から平成２９年（２０１７年）までとします。

各施策における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期に取り組んでいかなければならないことが中心となっていますが、社会経済情勢等の変化に対応していけるよう、見直しの機会を得るために、計画期間は５ヵ年とするものです。

なお、後期計画については、前期計画における取組の方向性の確認や、その効果の振り返り等を行い、前期計画に必要な修正等を加え、策定することとします。

3．施策体系

(1)　マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す４つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と４つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を４つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

(2)　施策間の連携

行政が仕事を進める上で、４つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人を育む部門（教育等）は、人が活躍できるよう支援する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、一方で人の活躍を支援する部門は、どのような人材が求められているかを、人を育む部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

まちづくり構想では、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」としています。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場等、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、個々の施策において具体の取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識していきたいと考えています。

「ありたいまち」と施策の関係（右図）について

「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、４つの「ありたいまち」は、構成されています。

各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点から、「ありたいまち」ごとに関係する施策を示したものが、「施策体系マトリックス」です。

なお、４つの「ありたいまち」自体は、それぞれが独立したものではなく、互いに影響しあう中で、尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

なお、施策ごとの具体的な取組内容は、「４．施策別の取組（各論）」において記載しています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）

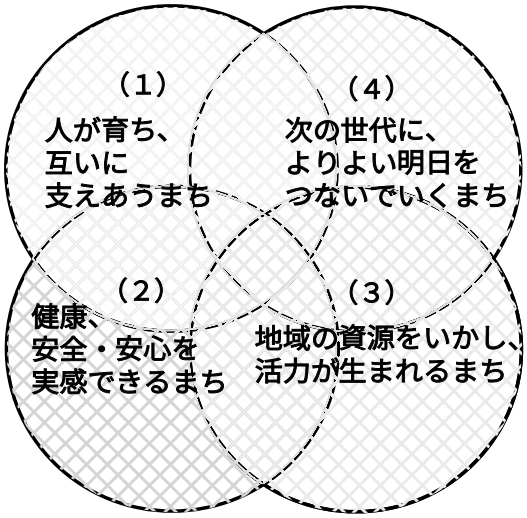

・「子どもや人材が育つこと」 ・「支え合うことのできるつながりをつくること」 を目的とする取組	行政の責任と地域の支え合いによって、 ・「健康であること」 ・「安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境をつくること」 を目的とする取組	尼崎の個性や資源をいかし、 ・「新たな産業、雇用、消費、交流、魅力などを生みだしていくこと」 を目的とする取組	財産や資源を引き継いでいくために、 ・「市民生活や経済活動、行政活動を、将来的な負担の少ない持続可能な仕組みに変えていくこと」 を目的とする取組
【地域コミュニティ】			
【生涯学習】			【生涯学習】
【学校教育】			【学校教育】
【子ども・子育て支援】			【子ども・子育て支援】
【人権尊重】			
【地域福祉】			【地域福祉】
【高齢者支援】			
【障害者支援】			
	【生活支援】		
【医療保険・年金】			【医療保険・年金】
【地域保健】			
	【消防・防災】		
【生活安全】			
	【就労支援】		
【地域経済の活性化】			
【文化・交流】		【文化・交流】	
【地域の歴史】		【地域の歴史】	
【環境保全・創造】			
【住環境】			
	【都市基盤】		【都市基盤】

(3)　施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。
あわせて、施策の展開方向と、４つの「ありたいまち」との関係も示しています。

	施策名称		施策の展開方向	ありたいまち			
				⑴	⑵	⑶	⑷
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	1－1	多様な主体が参加し、連携できる住民自治のルールづくりに取り組みます。	○	○	○	○
		1－2	子育てや地域の見守り、健康づくりなどをテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	○	○		
		1－3	市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	○			○
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2－1	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会にいかすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	○			○
		2－2	健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。		○		
		2－3	生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。	○	○		
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3－1	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実します。	○	○		○
		3－2	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	○	○		
		3－3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	○			
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4－1	家庭における子育て力を高めます。	○	○		
		4－2	子どもの主体的な学びや行動を支えます。	○			
		4－3	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。	○	○		○
5	【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5－1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	○			
		5－2	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	○			
		5－3	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。		○		
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6－1	小地域福祉活動を活発にします。	○			
		6－2	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。		○		
		6－3	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。		○		○
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7－1	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。		○		
		7－2	地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	○	○		
		7－3	積極的に地域と関わることができるよう支援します。	○	○		
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8－1	地域での在宅生活を支えます。	○	○		
		8－2	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。		○		
		8－3	障害のある人の社会への参加を促進します。	○	○		
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9－1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。		○		
		9－2	生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。		○		
		9－3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		○		
10	【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支えあうまち	10－1	支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。	○	○		○
		10－2	生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。		○		○

	施策名称		施策の展開方向	ありたいまち			
				⑴	⑵	⑶	⑷
11	【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11－1	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	○	○		
		11－2	適切な医療体制の確保に努めます。		○		
		11－3	健康危機管理体制の確立に取り組みます。		○		
12	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12－1	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		○		
		12－2	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		○		
		12－3	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。		○		
13	【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13－1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	○	○		
		13－2	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。		○	○	
14	【就労支援】 能力をいかし、いきいきと働けるまち	14－1	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。		○	○	
		14－2	就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。		○		
		14－3	多様な働き方を認め合うとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。		○		
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15－1	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。			○	
		15－2	環境と共生する持続可能な社会経済活動を目指して、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。	○		○	○
		15－3	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。		○	○	○
16	【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16－1	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。	○		○	
		16－2	まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。			○	
		16－3	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。			○	
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守りいかすまち	17－1	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。			○	
		17－2	地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	○		○	
		17－3	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力をわかりやすくしっかりと伝えていきます。	○			
18	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18－1	環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを拡げ、市域での環境活動を活性化します。	○		○	
		18－2	地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。		○	○	○
		18－3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全と創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。			○	○
19	【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19－1	市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていける環境づくりを進めます。	○	○		○
		19－2	快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。		○	○	○
20	【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20－1	都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		○		○
		20－2	地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。		○		○

《ありたいまち》

⑴ 人が育ち、互いに支えあうまち
⑵ 健康、安全・安心を実感できるまち
⑶ 地域の資源をいかし、活力が生まれるまち
⑷ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

■施策ネットワーク図

「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくりの様々な分野での取組を進めていくに当たって、ぞれぞれの施策がどのように関連しているのか、どのような施策と連携を図っていくべきか、ということを意識していくため、特に関連性の高い施策間のつながりを「施策ネットワーク図」として視覚的に表しています。

各施策における施策の展開方向と４つの「ありたいまち」との関係（27～28ページ）と、他の施策との関連性（35～74ページの施策ごとの「施策リンク」）をもとに、「ありたいまち」ごとに示しています。

施策ネットワーク図の見方

【施策】
「ありたいまち」に向けて取り組む施策のひとつひとつを円で表しています。
それぞれの円は、各施策で示されている、ありたいまちに向けた「施策の展開方向」の数に応じて3段階の大きさで表しています。

【施策名称】
施策の名称を示しています。

【施策の展開方向】
各施策に記載されている「施策の展開方向」のうち、当該「ありたいまち」に寄与するものを記載しています。

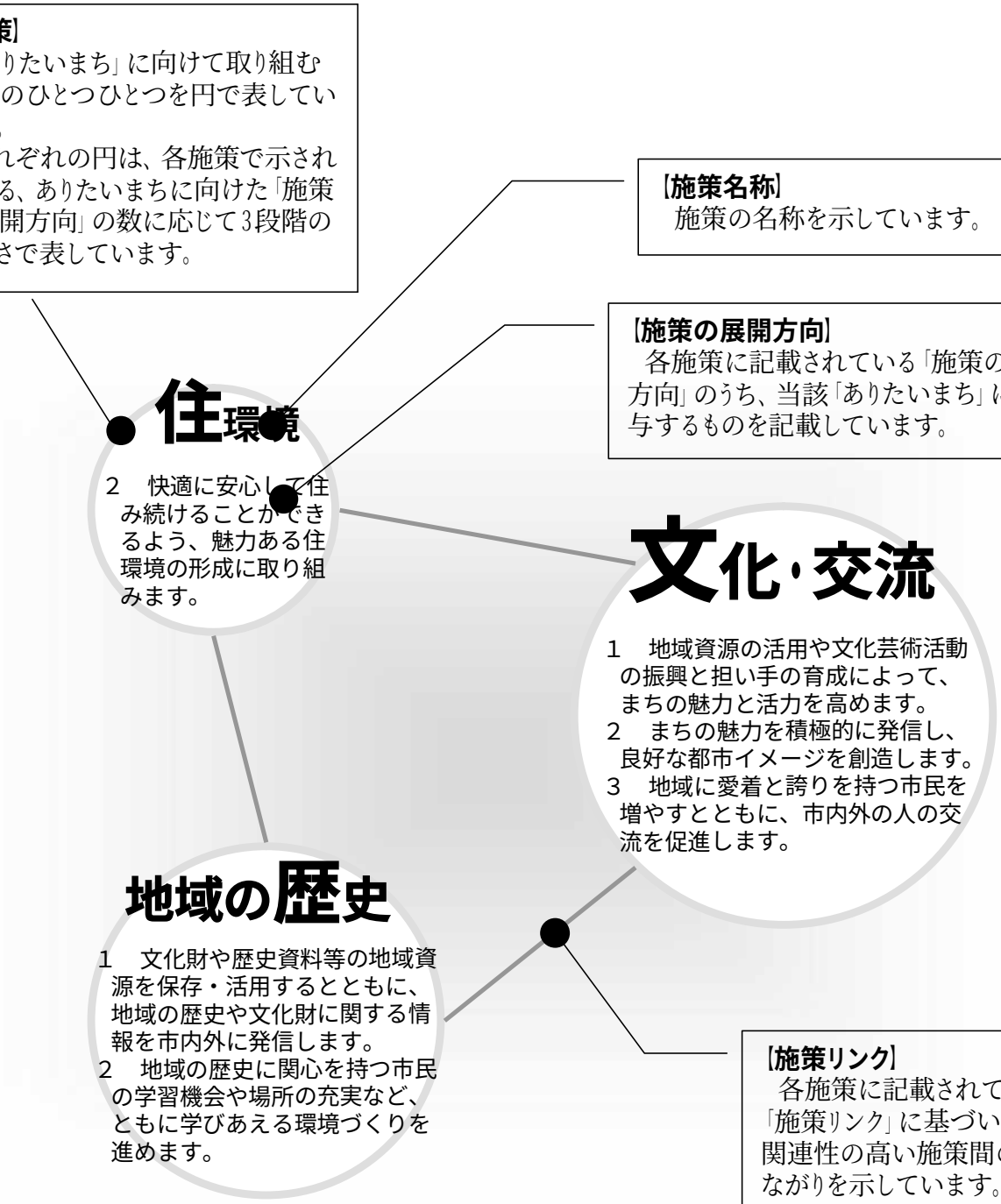

【施策リンク】
各施策に記載されている「施策リンク」に基づいて、関連性の高い施策間のつながりを示しています。

⑴ 人が育ち、互いに支えあうまち

環境保全・創造
1　環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを拡げ、市域での環境活動を活性化します。

住環境
1　市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていける環境づくりを進めます。

地域経済の活性化
2　環境と共生する持続可能な社会経済活動を目指して、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。

生涯学習
1　市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会にいかすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
3　生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。

人権尊重
1　市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
2　市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。

人が育つ

学校教育
1　確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実します。
2　子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。
3　地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。

文化・交流
1　地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。

地域の歴史
2　地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
3　住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力をわかりやすくしっかりと伝えていきます。

地域保健
1　ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

生活安全
1　地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。

地域コミュニティ
1　多様な主体が参加し、連携できる住民自治のルールづくりに取り組みます。
2　子育てや地域の見守り、健康づくりなどをテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。
3　市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。

子ども・子育て支援
1　家庭における子育て力を高めます。
2　子どもの主体的な学びや行動を支えます。
3　地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。

医療保険・年金
1　支え合いで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。

高齢者支援
2　地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
3　積極的に地域と関わることができるよう支援します。

支えあい

障害者支援
1　地域での在宅生活を支えます。
3　障害のある人の社会への参加を促進します。

地域福祉
1　小地域福祉活動を活発にします。

⑵ 健康、安全･安心を実感できるまち

環境創造･保全
2　地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。

地域経済の活性化
3　地域商業やソーシャルビジネスなど、地域で支えあう事業活動の活性化を支援します。

就労支援
1　企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
2　就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。
3　多様な働き方を認め合うとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

生涯学習
2　健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
3　生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。

住環境
1　市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていける環境づくりを進めます。
2　快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。

地域コミュニティ
2　子育てや地域の見守り、健康づくりなどをテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。

人権尊重
3　人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。

生活安全
1　地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
2　身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。

生活支援
1　支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
2　生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
3　生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

学校教育
1　確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実します。
2　子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。

都市基盤
1　都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
2　地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。

安全

安心

地域福祉
2　地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
3　専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。

子ども･子育て支援
1　家庭における子育て力を高めます。
3　地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。

地域保健
1　ライフステージに応じた健康づくりを支援します。
2　適切な医療体制の確保に努めます。
3　健康危機管理体制の確立に取り組みます。

消防･防災
1　阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
2　大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
3　地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。

医療保険･年金
1　支え合いで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。
2　生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。

障害者支援
1　地域での在宅生活を支えます。
3　障害のある人の社会への参加を促進します。

高齢者支援
1　元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。
2　地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
3　積極的に地域と関わることができるよう支援します。

⑶ 地域の資源をいかし、活力が生まれるまち

活力を生む

地域経済の活性化

1　地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。
2　環境と共生する持続可能な社会経済活動を目指して、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。
3　地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。

就労支援

1　企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。

文化・交流

1　地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。
2　まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。
3　地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。

地域資源を活かす

環境保全・創造

1　環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを拡げ、市域での環境活動を活性化します。
2　地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
3　身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全と創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。

住環境

2　快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。

地域の歴史

1　文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
2　地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。

生活安全

2　身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。

地域コミュニティ

1　多様な主体が参加し、連携できる住民自治のルールづくりに取り組みます。

⑷ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

持続可能な都市

都市基盤

1　都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
2　地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。

住環境

1　市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていける環境づくりを進めます。
2　快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。

環境保全・創造

2　地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
3　身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全と創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。

地域コミュニティ

3　市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。

医療保険・年金

1　支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。
2　生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。

地域経済の活性化

2　環境と共生する持続可能な社会経済活動を目指して、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。
3　地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。

生涯学習

1　市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会にいかすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。

地域福祉

3　専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。

子ども・子育て支援

3　地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。

学校教育

1　確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実します。

4. 施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という４つの目標を共有しています。各施策では、「施策の展開方向」と「ありたいまち」との関係を示しています。

特に、「３．各主体が取り組んでいくこと」では、「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容をもとに、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

各論の構成（施策の見方）

１．施策を考える背景

施策を展開していくにあたって踏まえておくべき社会経済情勢や、尼崎市における現状や課題、活用できる資源などについて、記載しています。

２．施策の展開方向

「ありたいまち」の実現に向けた各施策の取組を考えるにあたっての、施策展開の方向性を示しています。

また、それぞれの方向性と「ありたいまち」の関連性について図示しています。

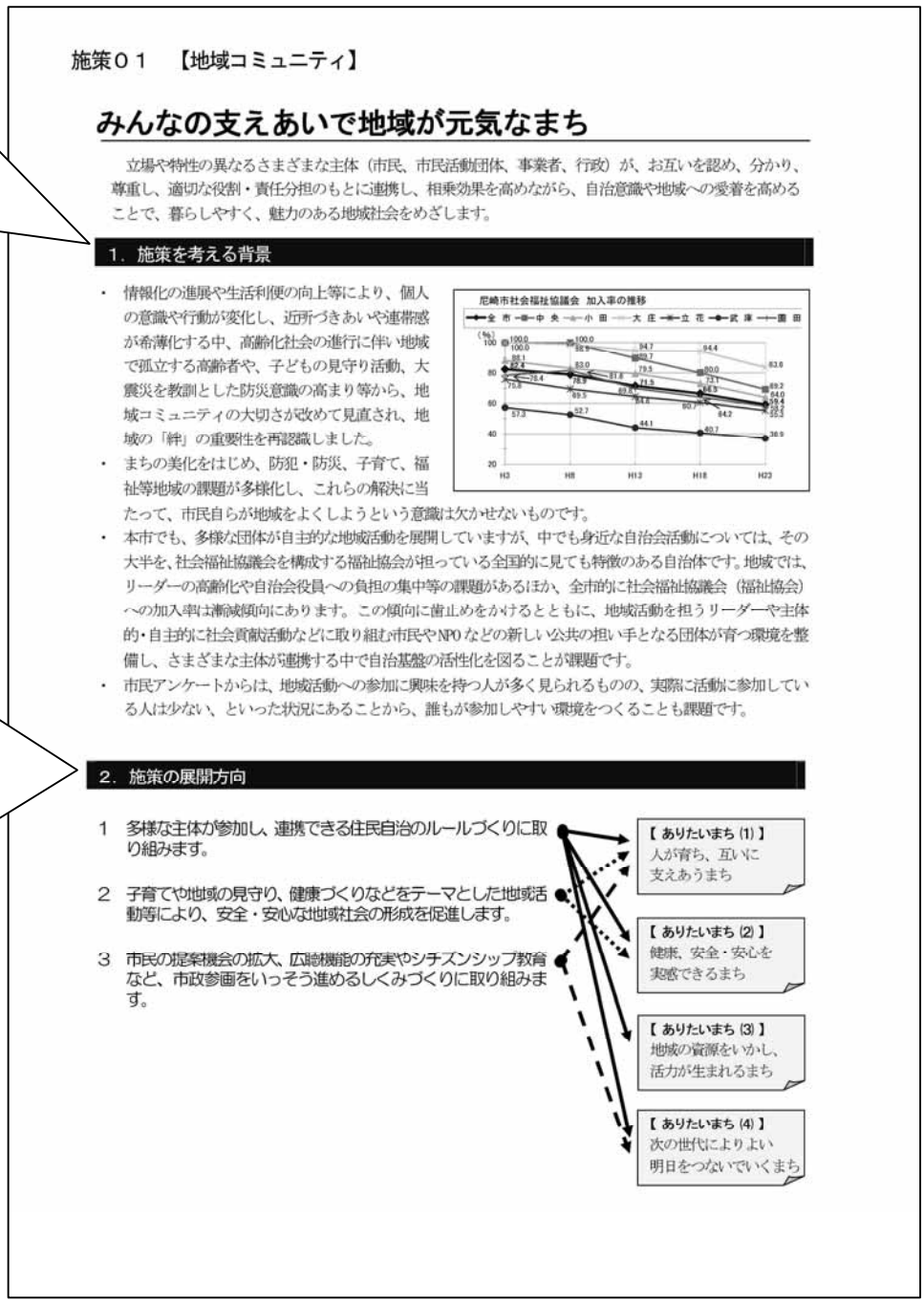

施策０１　【地域コミュニティ】

みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体（市民、市民活動団体、事業者、行政）が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

1．施策を考える背景

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化する中、高齢化社会の進行に伴い地域で孤立する高齢者や、子どもの見守り活動、大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性を再認識しました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉等地域の課題が多様化し、これらの解決に当たって、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市でも、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動などに取り組む市民やNPOなどの新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携する中で自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることも課題です。

2．施策の展開方向

1　多様な主体が参加し、連携できる住民自治のルールづくりに取り組みます。

2　子育てや地域の見守り、健康づくりなどをテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。

3　市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。

【ありたいまち (1)】人が育ち、互いに支えあうまち

【ありたいまち (2)】健康、安全・安心を実感できるまち

【ありたいまち (3)】地域の資源をいかし、活力が生まれるまち

【ありたいまち (4)】次の世代によりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

「施策の展開方向」に基づいて、市民・事業者・行政が取り組んでいく役割・期待する役割を記載しています。

このうち、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいくことや、行政として市民・事業者の取組を支援することなど、相互の連携が求められるものについては、「市民・事業者」の欄の「⑤」などの数字と対応する形で「行政」の欄に「(⇔⑤)」という形で記載し、関連性を示しています。

施策リンク

「ありたいまち」をめざしていく上で、連携した取組が求められるなど、特に関連性が高い施策とのつながりを「リンク」として示しています。

また、連携の視点として、リンク先の施策に求める内容について簡潔に記載しています。

４．進捗状況を測る主な指標

施策の進捗状況を測る「ものさし」として、指標を設定しています。

毎年度の「施策評価」において、指標の推移を見ながら、施策の展開状況を振り返ります。

分野別計画等

尼崎市が策定している分野別の計画について、この施策に関連するものをまとめています。

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を拡げます。 ② 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。 ③ 地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。 ④ 地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。
行政	**■地域コミュニティの形成・活性化に対する支援　(⇔①②③④)** ・地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体のネットワーク化を目指した連携のしくみづくり等に取り組みます。 ・本市にふさわしい地域における住民自治のルールについて、協議する場を作ります。 **■地域コミュニティ活動を担う人材の育成　(⇔②)** ・職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。 **■市民の市政参画を進めるしくみづくり　(⇔③)** ・積極的・的確な情報提供、市民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。 ・地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。

Link

地域生活を支える福祉コミュニティづくり

→No.6 地域福祉

地域の子育て力の向上支援

子育て

地域における防災体制

実

→No.12 消防・防災

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
社会福祉協議会の加入率	・本市において、市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。	59.4[%]	↗
提案型協働事業の応募団体の数	・地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、提案型協働事業に応募してきた団体の数です。	3[団体]	↗
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。	[%]	↗

分野別計画等 ⇨ 協働のまちづくりの基本方向（H19 年度～）、あまがさきし地域福祉計画（H23～28 年度）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（H17～26 年度）、尼崎市地域保健医療計画（H16～24 年度）、尼崎市生活習慣病予防ガイドライン（H23～34 年度）

みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体（市民、市民活動団体、事業者、行政）が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

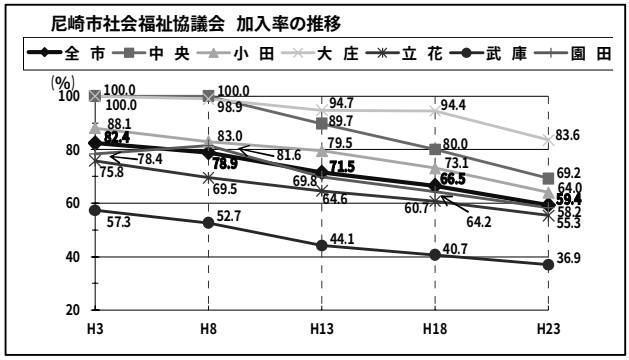

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化する中、高齢化社会の進行に伴い地域で孤立する高齢者や、子どもの見守り活動、大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性を再認識しました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉等地域の課題が多様化し、これらの解決に当たって、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市でも、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動などに取り組む市民やNPOなどの新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携する中で自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることも課題です。

２．施策の展開方向

1　多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。

2　子育てや地域の見守り、健康づくりなどをテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。

3　市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を拡げます。 ② 地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。 ③ 地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。 ④ 地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。
行政	**■地域コミュニティの形成・活性化に対する支援　（⇔①②③④）** ・地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体のネットワーク化を目指した連携のしくみづくり等に取り組みます。 ・本市にふさわしい地域における住民自治のルールについて、協議する場を作ります。 **■地域コミュニティ活動を担う人材の育成　（⇔②）** ・職員の意識づくりや新しい公共の担い手となりうる人材が育つ環境づくりに努めるとともに、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。 **■市民の市政参画を進めるしくみづくり　（⇔③）** ・積極的・的確な情報提供、市民からの政策提案機能を高めるしくみづくり、さまざまな段階での市民の市政参加・参画機会の拡大等に取り組みます。 ・地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供に努めます。

４.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
社会福祉協議会の加入率	・本市において、市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。	**59.4[%]**	↗
提案型協働事業の応募団体の数	・地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、提案型協働事業に応募してきた団体の数です。	**3[団体]**	↗
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に以前より関心を持つようになった。」又は「市の事業等に参加・参画するようになった。」と回答した市民の割合です。	**[%]**	↗

分野別計画等 ⇨ 協働のまちづくりの基本方向（H19 年度～）、あまがさきし地域福祉計画（H23～28 年度）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（H17～26 年度）、尼崎市地域保健医療計画（H16～24 年度）、尼崎市生活習慣病予防ガイドライン（H23～34 年度）

生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちの実現をめざします。

１．施策を考える背景

- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まる中、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 少子高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力をまちづくり活動の中で発揮していただくことが大切です。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。

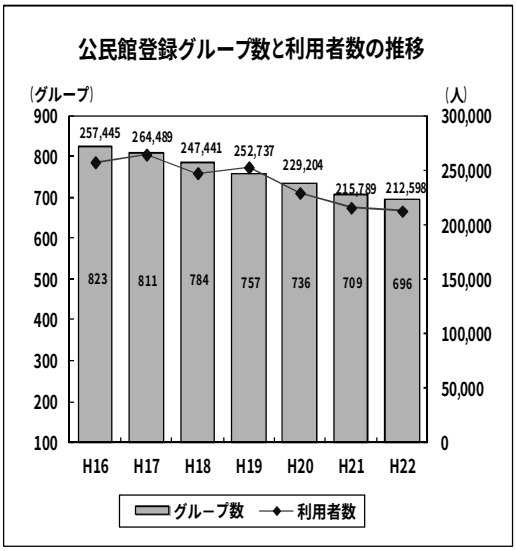

２．施策の展開方向

1　市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会にいかすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。

2　健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

3　生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。

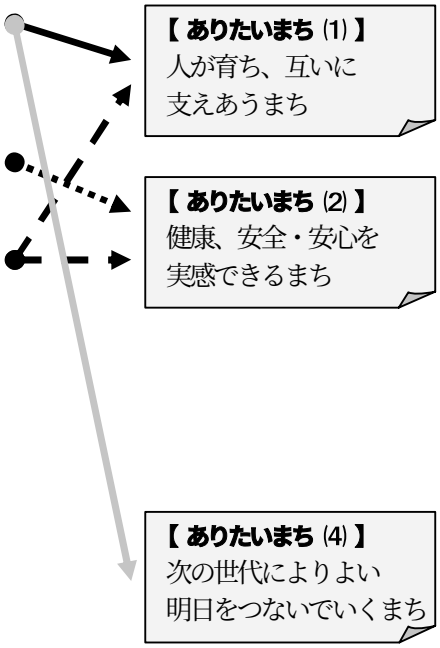

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図ります。 ② 学習の成果や習得した知識を地域の中でいかすために、ボランティア活動等を行います。 ③ 学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努めます。 ④ 事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会を提供し、キャリア形成を支援するなど、地域活動への参加や社会貢献に努めます。 ⑤ 健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行います。
行政	**■生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進　（⇔①②③④）** ・多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組みます。 ・市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組みます。 ・学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりにいかせるようなしくみづくりに取り組みます。 ・学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組みます。 **■運動やスポーツによる市民の健康づくり　（⇔⑤）** ・個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組みます。 **■市民の生きがいづくりや交流の推進　（⇔①③⑤）** ・歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組みます。 ・誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれが関わりあいを持ちながら、互いに高めあうことができるしくみづくりに取り組みます。

４.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
公民館の利用者数	・公民館の１年間の利用者数から、自主的、自発的な学習活動に対する市民等の関心の度合いを測る指標です。６公民館の機能強化を図り、社会教育の発展をめざします。	**466,844 [人・年]**	↗
健康を意識した運動やスポーツを心がけている人の割合	・健康のために意識的に運動やスポーツをしている人の割合から、市民の健康に対する関心の度合いを測る指標です。健康の維持・増進のために意識的に身体を動かす習慣のある人の割合の10%増をめざします。	**56.6[%]**	↗
地域活動の中で、生涯学習の成果が活かせていると感じる市民の割合	・市民意識調査において、「生涯学習に取り組んでいる」かつ「その成果をボランティア活動等を通して地域づくりに活かせている」と回答した市民の割合です。	**[%]**	↗

分野別計画等 ⇨ あまがさき子どもの読書活動推進計画(H18年度～)、尼崎市生涯スポーツ振興計画(H22～31年度)、協働のまちづくりの基本方向（H19年度～)、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（H22～31年度）

教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が整備・充実したまちをめざします。

１．施策を考える背景

- 市民意識調査の結果等でも、より一層の学力向上に対するニーズがある一方、中学校の進学とともに学習意欲が低下する傾向が見られることから、学習意欲の向上と確かな学力の定着に向けた取組が必要です。
- 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要です。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化する中、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。

【質問】「あなたは、家でどのような勉強のしかたをしていますか」に対する回答（%）

	小6	中1	中2
①出された宿題はきちんとやる	92.8	91.9	79.6
②きらいな科目でもがんばってやる	82.7	81.7	65.9
③家の人に言われなくても自分から進んで勉強する	64.8	59.3	42.0
④授業で習ったことについて自分で詳しく調べる	32.0	35.0	21.9

平成２２年度『学力・生活実態調査報告』から

- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもを取り巻く環境を整備することが必要です。
- 高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、それらは現在の耐震基準を満たしていないことから、その耐震性の確保を図るとともに老朽化している施設の改善が必要です。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。
- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校づくりに取り組むことが重要です。

２．施策の展開方向

1　確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実します。

2　子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。

3　地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。

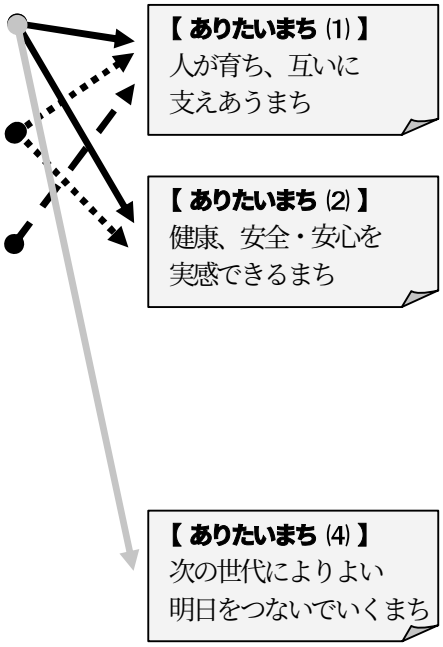

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、さまざまな体験をする機会をつくります。 ② 子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行います。 ③ 子どもとのコミュニケーションを深め、子どもが基本的な食生活・生活習慣を身に付くように努めます。 ④ 安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動などを実施します。 ⑤ 子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、ＰＴＡ活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的に関わりを持ちます。
行政	**■教育・学習内容の充実　（⇔①）** ・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組みます。 ・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身につける取組みの充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観を育む学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身につけるための防災教育の充実に取り組みます。 **■心のケア・心の教育の充実　（⇔②）** ・命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむ道徳教育・体験的学習の充実に取り組みます。 ・人権意識や規範意識をはぐくむとともに、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、いじめや不登校等の未然防止に取り組みます。 **■子どもの健康な体づくり　（⇔③）** ・学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組みます。 ・地域で遊び、運動できる環境づくりを支援します。 **■安全な教育環境の確保　（⇔④）** ・安全・安心な教育の場として地域住民の避難場所でもある学校施設の耐震化等に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図ります。 **■家庭・地域・学校の連携推進　（⇔⑤）** ・学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進します。 ・家庭・地域・学校などの連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。

４.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
学力調査における平均正答率の全国との比較（各教科の差）	・学力調査での平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測る指標です。本市の子どもの学力を全国平均まで引き上げることをめざします。	小6　△0.3～△3.7 中1　△0.4～△3.8 中2　△2.5～△8.6 [ﾎﾟｲﾝﾄ]	↗
小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	・小学校5・6年、中学生が受ける８種類の新体力テストの平均得点から、子どもの体力・運動能力の現状を測る指標です。80点満点における全体平均得点の向上を目標に、当面は兵庫県平均値までの引き上げをめざします。	44.9[点]	↗
学校の教育活動に関わりを持っている市民の割合	・市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「関わりを持っている」と回答した市民の割合です。	**[%]**	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市立学校施設耐震化推進計画（H18～27年度）、児童生徒の学力向上&学校活性化推進プラン（H19年度～）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（H22～31年度）、尼崎市食育推進計画（H22～26年度）

健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざします。

１．施策を考える背景

・ 次世代育成支援に関するニーズ調査によれば、子育てに対する不安や負担を感じている就学前児童・小学生の保護者がそれぞれ半数程度おり、また、子育ての悩みとしては、「子育てがうまくできているか」「子育てにかかる経済的負担」「子どもの教育に関すること」といった内容が多くなっています。

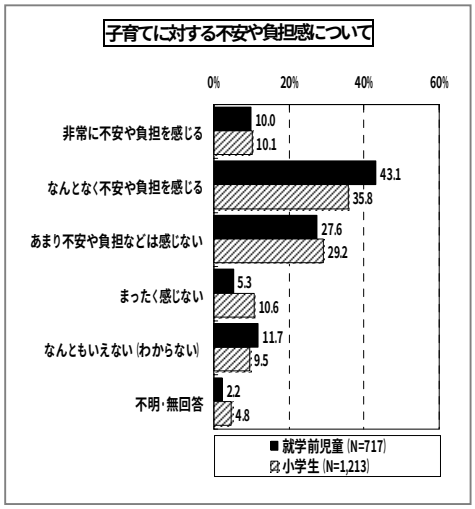

・ 母親の就労希望や保育所・児童ホームの利用者が増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。

・ 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域がつながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱くなっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結びつけていくことが課題です。

・ 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保することなどが課題になっています。

・ 本市の児童虐待の相談受付件数は阪神間他市に比べて多く、また、非行等子どもに関わる問題も依然としてあり、これらを未然に防ぐための地域環境づくりが求められています。

・子どもが健やかに育つためには、成長過程で子どもの人権が尊重されていることが重要です。この認識を基本に、上記の課題も踏まえ、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるための仕組みを平成 22 年度から運用しています。この条例は、今の子どもが、社会の一員として様々な責任を果たすことができる「大人」へと成長し、そして次の世代の子どもにかかわるといった長期的な視点に立つ「人づくり」を根底に置いているため、人材、制度、機関等の社会資源を活かし繋ぐなどの仕組みの運用については、持続的な取組が必要になります。

２．施策の展開方向

1　家庭における子育て力を高めます。

2　子どもの主体的な学びや行動を支えます。

3　地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。

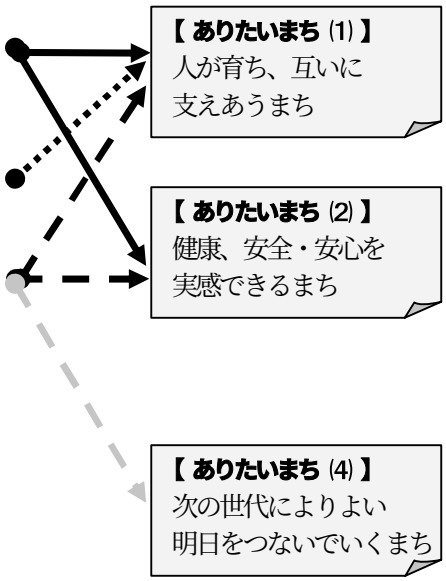

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもと向き合い、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めます。 ②地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくるとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努めます。 ③保育所や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努めます。 ④事業者は、従業員が家庭で子どもとの関わりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力に努めます。 ⑤近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的にかかわります。 ⑥大人として子どもの人格を尊重し、成長に応じた思い・考えを聴くとともに、豊かな人間性、社会性等がはぐくまれるように、成長を支えます。 ⑦地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努めます。
行政	**■家庭の子育て力の向上支援（⇔①②③⑥）** ・家庭の子育て力が高まるための学びの機会づくりや、家族の協力の大切さについて意識啓発を行います。 ・子育てに関する情報収集と発信、保護者の情報交換等の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。 **■保育事業、放課後児童対策等による支援（⇔③）** ・保育サービスの充実、保育所や児童ホームの定員増に努めるほか、法令に基づく各種の給付等により子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。 **■子どもの主体的な学びや行動への支援（⇔④⑤⑥）** ・地域の身近な場所に安心して集い、癒され、遊びや楽しみの中から学ぶことができる居場所づくりに取り組みます。 ・子どもの主体的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信等により、子ども自らが思い・考えを表現する場などの社会参加を促す機会づくりや、子どもの自主的な企画・運営による活動を支援します。 **■地域の子育て力の向上支援（⇔②④⑤⑥）** ・地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。 ・子どもや子育て家庭を支援するための地域の主体的取組や活動を促進し、それにかかわる人材・グループの養成や、地域主体によるつながりづくりの支援等により、新たな社会資源づくりに取り組みます。 **■児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり（⇔⑤⑥⑦）** ・児童虐待と子どもの育ちの問題について意識啓発を行い、地域での早期発見に向けた主体的な取組が進むように働きかけます。 ・関係機関と連携・協力し、子どもの健やかな成長を妨げる要因を取り除くための地域社会全体の意識の高揚や、事業者による主体的な取組への働きかけなどにより、非行化防止に努めます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	・地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えることができているかを見る指標です。 ・「子育ての悩みや不安について身近に相談できる環境がある」と回答した市民の割合で、この値が増えることで、子育て不安の解消、ひいては虐待の防止等にもつながると見ることができます。		↗
青少年活動の団体数	・青少年センターにおける青少年グループ登録団体の数です。 ・この値が増えることは、子どもの主体的な活動やそれを支える活動が広がっていると見ることができます。	32 [団体]	↗
子育てに関する活動グループ数	・子育てサークル育成事業の登録グループの数です。 ・地域で活動する子育てグループの数が増えることは、地域で子どもの育ちを支える第一歩となると考えられます。	39 [グループ]	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26 年度）

Link

母子保健相談、出産や小児救急等の医療面での体制を整える

→№１１ 地域保健

発見しやすい場所や環境で児童虐待や非行等を早期に発見する

→№3 学校教育

関係機関が連携して家庭内の課題等で支援が必要な子どもを支援する

→№9 生活支援 他

人権文化の息づくまち

すべての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的なかかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会において主体的に参加・参画するまちをめざします。

１．施策を考える背景

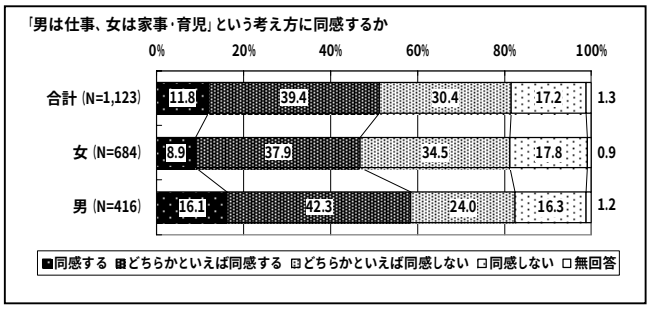

・人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種などに関係なく、すべての人が生まれながらにしてもっているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。

・同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。

・インターネットによる人権侵害、社会的弱者やマイノリティへの差別等の新たな人権問題への対応が課題です。

・在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。

・男女が対等な立場で社会に参画する上での阻害要因となっている男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。

２．施策の展開方向

1　市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。

2　市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。

3　人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。

【 ありたいまち (1) 】
人が育ち、互いに支えあうまち

【 ありたいまち (2) 】
健康、安全・安心を実感できるまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 人権問題や多文化共生社会の実現、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力します。 ② 地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根ざした人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイディアを市に提言します。 ③ 日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認めあい、理解を深めるとともに、世界平和を願い尊ぶ意識を醸成します。 ④ 男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくります。 ⑤ 事業者等においては、安全で働きやすい職場づくりを徹底し、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、ハラスメントの防止をはじめとする人権に配慮した行動を行います。
行政	**■人権問題の啓発と人権教育の取組　（⇔①②）** ・職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の涵養、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。 **■人権侵害の防止と被害者への支援　（⇔①②）** ・地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。 **■多文化共生社会の実現　（⇔③）** ・多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。 ・世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。 **■男女共同参画社会の実現　（⇔④⑤）** ・啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確立に向けた条件整備、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止等に取り組みます。

４.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合	・市民を対象に実施するアンケートで、職場や地域等の身近なところで「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した市民の割合です。		↘
啓発事業への参加者数	・学習会や講演会、人権イベント等への市民の参加者数です。		↗
性別による固定的な役割分担に対する市民意識	・市民を対象に実施するアンケートで、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に同感しない割合です。	47.6[%]	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市人権教育・啓発推進基本計画（H23～32 年度）、尼崎市国際化基本方針（H6 年度～）、第 2 次尼崎市男女共同参画計画（H24～28 年度）、尼崎市配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～28 年度）

誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

市民が主体的な関心を持ち、事業者や市とともにみんなで地域福祉をはぐくむことによって、地域に住むすべての人がその人が望むその人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

１．施策を考える背景

- 少子高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- 地域のつながりをいかした地域福祉の重要性は、高齢化が進む中で増していますが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっています。
- 一方、ボランティアや自主的なサークル、ＮＰＯ等多様な主体の活躍もみられます。これらを結びつけ、補いあうことで、よりよい効果につなげていくことが課題です。
- 各地区を比較すると、南部地区は高齢化が進んでいる一方、近所づきあいがやや高い傾向にあるなど、地域の特性が見られます。市内の各地区における発展の形態や住環境等地域によって差があり、そうした中でその地域ごとの生活・福祉課題を把握していくことが必要です。
- また、身近な生活の場での困りごとや孤立した不安など、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で支えていくことも必要です。

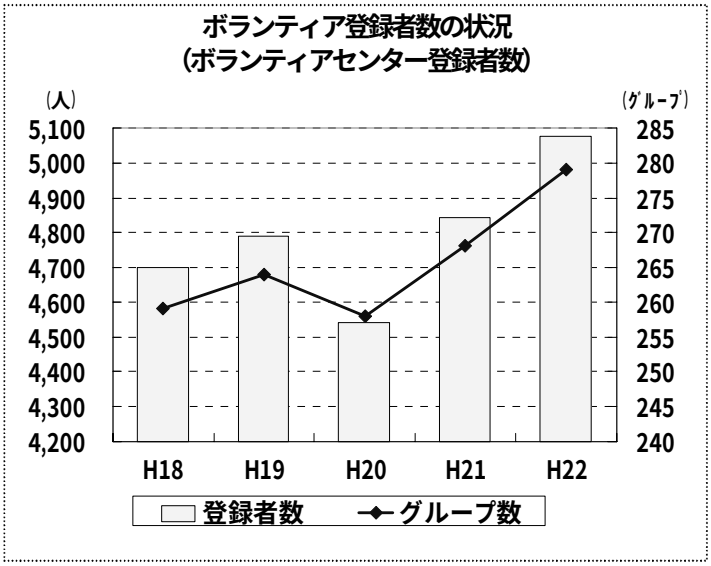

- 平成 23 年度から、市と社会福祉協議会が連携して、地域の実態の把握を行い、地域のネットワークづくりに関してスムーズな基盤整備が進むよう、取組をはじめています。

２．施策の展開方向

1　小地域福祉活動を活発にします。

2　地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。

3　専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。

【 ありたいまち (1) 】
人が育ち、互いに
支えあうまち

【 ありたいまち (2) 】
健康、安全・安心を
実感できるまち

【 ありたいまち (4) 】
次の世代によりよい
明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①地域の活動を通じて、住民同士お互い顔の見える関係を築きます。 ②地域での活動を通じて、理解者を増やし、活動に参加する人が増えるよう努めます。 ③自分たちの活動だけでなく、他の活動にも目を向けることで、連携等が出来るようにします。 ④身近な地域の小地域福祉活動を拡げられるよう地域が一体となり、取り組みます。 ⑤生活・福祉課題を身近な生活圏域の中で共有できるように努めます。 ⑥身近な地域で要援護者を発見し、専門機関等につなぐことに努めます。 ⑦事業者は、利用者のためのサービスの質の確保・向上に努めます。
行政	**■新たな人材と組織の育成支援（⇔①②）** ・地域で活動する住民や団体等を支援します。 ・幅広い担い手の参画や円滑な世代交代が図られるよう、担い手の拡がりとつながりづくりを支援します。 **■地域生活を支える福祉コミュニティづくり（⇔②③④⑤）** ・地域福祉についての全市的な意識啓発に取り組みます。 ・関係課や地域の機関等との調整・連携による既存施設の一部開放等、身近な拠点での活動を支援します。 ・住民や団体、当事者、事業者、ＮＰＯ等、地域の多様な主体が参加して生活・福祉課題等を話しあう場の設置を促進します。 ・制度をまたがる課題や谷間にある課題を発見し、協働して対応できるよう調整や支援を行います。 **■地域福祉に関する相談、支援体制づくり（⇔⑥⑦）** ・専門機関が連携した支援体制づくりを推進します。 ・自己の権利を表明することが困難な人が、安心して必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。 ・福祉サービス事業者への指導・助言等を行い、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
ボランティア登録者数	・担い手の拡がりを見る指標です。 ・小地域福祉活動はさまざまな方々が取り組んでおり、その担い手のひとつの形として、ボランティアのコーディネートを行っている尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録している人数を見ることとしています。	5,076 [人]	↗
「地域福祉会議」の設置地区数	・地域の生活・福祉課題の共有・検討の場の拡がりを見る指標です。 ・小地域福祉活動が拡がった結果のひとつの形として展開される地域福祉会議の設置数を見ることとしています。	不明 [社会福祉連絡協議会]	↗
孤立感を感じている人の割合	・地域生活を送る上で、孤立感を感じている人の割合です。 ・小地域福祉活動を広げていく中で、こうした人を発見し、そのニーズへの対応も含め、この割合が少なくなることを目指します。	[%]	↘

分野別計画等 ⇨ 地域福祉計画（H23～28 年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～23 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26 年度）、障害者計画（H21～26 年度）、障害福祉計画（H21～23 年度）、協働のまちづくりの基本方向（H19 年度～）

高齢者が地域で安心して暮らせるまち

高齢者の生活様式や考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。

１．施策を考える背景

・ 本市における高齢化率は、平成 22 年には 23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれます。

・ 本市では、比較的に要介護の認定率が高く、かつ重度の方が多い傾向が見られます。今後も高齢者が増える中、健康づくりや介護予防は市民の生活の質を高める上で重要な課題であるとともに、ひいては要介護者を支える介護保険制度の安定運営にもつながります。

・ 単身高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守り等、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってきます。元気な高齢者を増やすことで、そうした取組を進めていくことが必要です。

・ 高齢者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、権利擁護に努める必要があります。

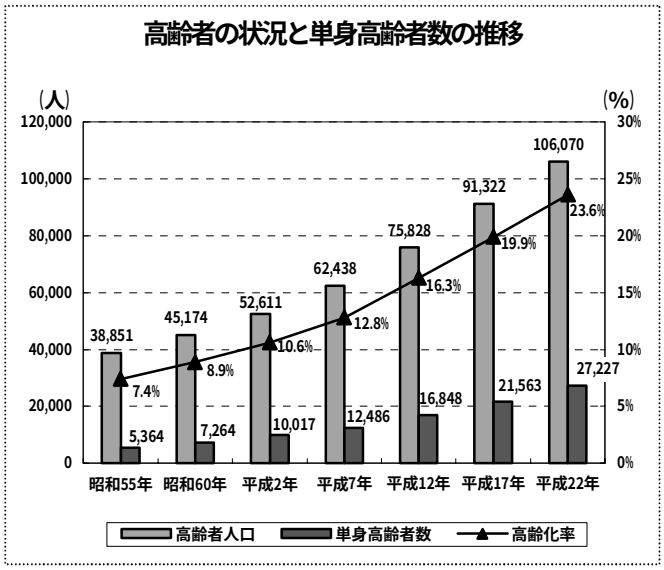

国勢調査結果（各年 10 月 1 日現在）※高齢化率は年齢不詳の者を除く割合

・ 高齢者が増加する中、介護予防から高齢者虐待に至るまで高齢者に関する相談内容は複雑化してきており、地域の身近な相談・支援窓口で、また、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的な機関として設置している地域包括支援センターの役割はより重要になってきています。

・ 本市では、時間や場所に制約がなく気軽に適度な運動ができる、ウォーキング（歩くこと）を奨励しており、退職後の男性の高齢者の参加も多いことから、健康に対する意識啓発や介護予防からだけでなく、高齢者の社会参加にも発展が可能と考えられます。

２．施策の展開方向

1　元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。

2　地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。

3　積極的に地域と関わることができるよう支援します。

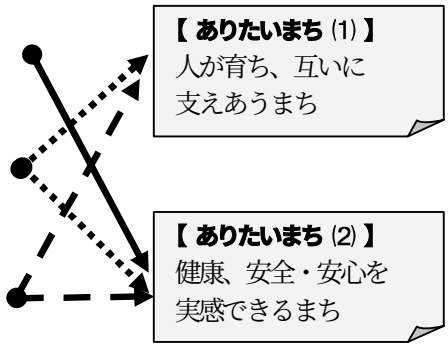

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①若い頃から自分の健康を意識し、健康づくりに取組みます ②援護を必要とする近隣高齢者等に思いやりを持って接し、声かけをはじめ、地域で見守ることの出来る体制を構築するとともに、高齢者の地域参加を支援します。 ③事業者は、高齢者のニーズにあった支援サービスを提供します。 ④事業者は、安全性、利便性を意識し、段差の解消や手すりの取付等に取り組みます。 ⑤高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続けます。 ⑥事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術がいかされるような機会を増やします。
行政	**■健康づくり・介護予防の推進（⇔①）** ・壮年期からの介護予防の取組等を充実させ、広がるように働きかけていきます。 ・認知症への適切な対応のため、介護予防の取組のなかで認知症高齢者の早期発見に努めるほか、認知症の方への正しい理解の普及啓発に努めます。 **■高齢者を地域で見守ることができる体制づくり（⇔②）** ・見守り活動等に必要な地域の高齢者についての情報を可能な限り提供します。 ・地域の各主体が横断的につながることができるよう調整するなど、総合的な支援を行います。 ・地域包括支援センターによる支援の充実に努めるとともに、市民への周知に取り組みます **■支援体制の充実と権利擁護（⇔③）** ・介護保険のサービス内容の周知を行うとともに、高齢者のニーズに対応した事業所の指定を行うなど施設サービス、在宅サービスの確保に努めます。 ・成年後見制度等の活用や高齢者に対する虐待の早期発見等、権利擁護にも取り組みます。 **■社会参加の促進（⇔④⑤⑥）** ・ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。 ・高齢者の豊かな知識・経験・能力が、地域福祉の向上に大きな役割を担っていただけるよう、社会参加の機会を提供し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
いきいき 100 万歩運動参加者	・介護予防の取組の広がりを把握するための指標です。 ・時間や場所に制約なく適度な運動（１日１万歩）を継続できる、ウォーキング事業に参加している高齢者数。	6,497 [人]	↗
生きがいを持つ高齢者の割合	・高齢者が生きがいを持って生活できていることを見る指標です。 ・生きがいを感じること、または今後してみたいことを持つ高齢者の割合。	○ [%]	↗
要援護高齢者等見守り活動地域	・高齢者が地域で見守られながら生活できていることを見る指標です。 ・見守り活動は地域によってさまざまで、たくさんありますが、ここでは地域住民で構成される「見守り協力員」「見守り推進員」による、高齢者等への見守りが行われている地域を見ていくこととします。	10 [地域]	↗

分野別計画等 ⇨ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～23 年度）

障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

１．施策を考える背景

・ 障害がある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保等地域生活を支える基盤整備が必要です。

・ また、知的障害のある人、障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要です。

・ 移動支援をはじめとした地域生活支援事業等、障害のある人の地域生活を支援するため、本市では様々な取組を行ってきています。

障害のある人の今後の暮らし方への希望

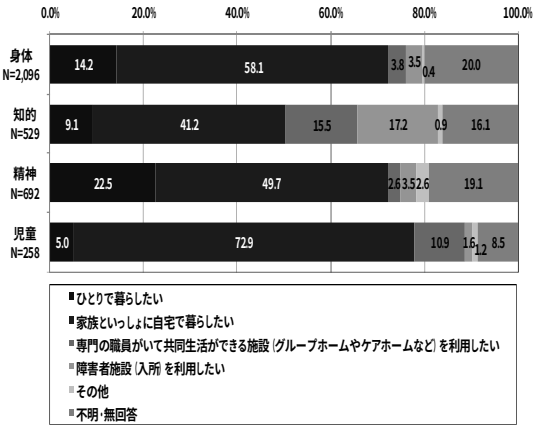

（平成 20 年 3 月調査）

・ 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いことなどを背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えています。

・ これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われる中で、次のステージでの支援に必要となる情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られます。

２．施策の展開方向

1　地域での在宅生活を支えます。

2　適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。

3　障害のある人の社会への参加を促進します。

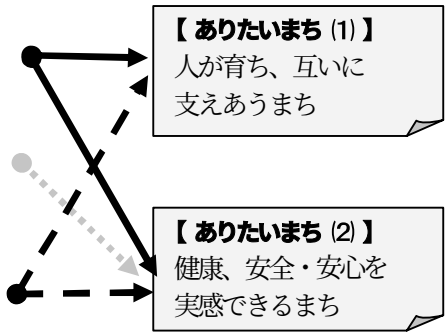

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①障害のある人・子どもに対する理解を深めます。 ②地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流を深めます。(※2) ③障害のある人の地域での生活を見守り、ともに生活できるよう必要に応じて支援します。(※2) ④事業者は、日常生活を支える障害福祉サービス等を提供します。 ⑤事業者は、障害のある人の雇用に取り組み、働きやすい環境づくりを行います。 ⑥相談支援事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるようにします。
行政	**■日常生活での交流の支援（⇔①②③）** ・障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人とない人との交流を支援します。 **■日常生活の支援の充実と権利擁護（⇔④）** ・ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援等、日常生活を支える障害福祉サービス等を事業者が提供できるよう支援を行います。 ・成年後見制度の活用や障害者に対する虐待の早期発見等、権利擁護にも取り組みます。 **■働く場の確保（⇔⑤）** ・国、県等と連携しながら、障害がある人の働く場を確保するよう努めます。 **■相談体制の充実とネットワークの構築（⇔⑥）** ・市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合の適切な相談窓口への橋渡しを行うとともに、関係機関との情報共有化による途切れのない相談支援等、総合的な相談支援体制の構築に努めます。 ・複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を中心になって行います。 **■社会参加の促進（⇔②③）** ・障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めるため、民間事業者による各種の割引制度や支援活動等の周知等民間の取組を支援します。 ・公共施設等をはじめとしたバリアフリー化の推進を図るとともに、文化・スポーツ・レクリエーションなどを含めて、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
障害のある人が日常生活をおくるための地域の環境が整っていると感じる人の割合	・障害のある人が、ともに日常生活していくことができる地域の環境が整っていると感じる人の割合です。 ・この数値で、障害のある人が地域での日常生活を送ることや社会参加をする上で、地域の意識や受入環境が整ってきているかを測る事とします。	[%]	↗
グループホーム、ケアホームの利用者数	・障害のある人が入所から地域生活への移行や、地域での生活を継続していることを示す指標です。 ・地域の理解が得られないと整備が進みにくいため、受入れ環境が整っているかを示す指標ともなります。	160 [人] H23.9.30 現在	↗
委託就労支援機関を通じた就労者数	・市が委託する就労支援機関を経由して、一般就労に至った数です。 （年度実績：平成 22 年度）	18 [人]	↗

分野別計画等 ⇨ 障害者計画（H21～26 年度）、障害福祉計画（H24～26 年度）、地域福祉計画（H23～28 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26 年度）、地域保健医療計画（H16～24 年度）、人権教育・啓発推進基本計画（H22～31 年度）

生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加している中で、生活に課題を抱える人または世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

１．施策を考える背景

- 少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。
- 家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者からの暴力等家庭内における様々な課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えています。
- 昨今の経済情勢を背景に、失業や不安定就労等生活を支える課題が増加し、深刻化しています。
- 最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。

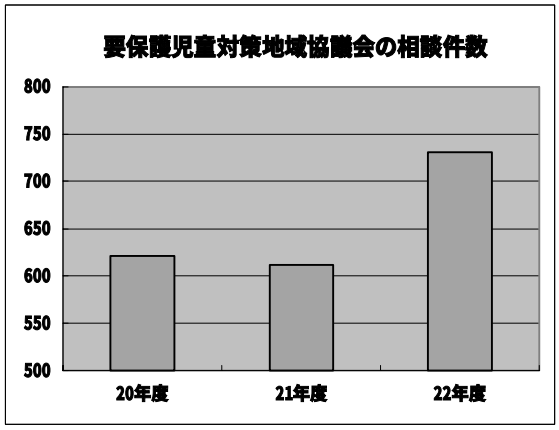

２．施策の展開方向

1　支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。

2　生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。

3　生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

【 ありたいまち ⑵ 】
健康、安全・安心を実感できるまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①児童虐待について正しい知識を持ち、誰もが発見者となりうることを意識するとともに、児童虐待と疑われる事例を発見した場合には通報します。 ②子どもの健やかな育ちや安全への配慮のため、地域での見守りに努めます。 ③児童虐待防止に関する啓発事業に積極的に参加し、児童虐待の早期発見に努めます。 ④生活に課題を抱える人の自立に向けて、ともに考えていくという視点を持ちます。 ⑤事業者は、生活保護受給者の自立に向けた就労体験等の取組に協力します。
行政	**■支援を要する子どもの早期発見と早期対応（⇔①②③④）** ・市民の理解と協力を得るため、地域の団体と連携しながら、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知等に努めます。 ・家庭児童相談を実施するほか、保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施するなど子育て負担の軽減を図ります。 ・要保護児童対策地域協議会において要保護児童への支援体制の強化を図ります。 **■幅広い支援に向けた連携（⇔④）** ・生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。 ・生活に課題を抱える人を、外部機関も含めた関係機関と連携して総合的に支援します。 **■生活保護の適正運営と自立支援（⇔④⑤）** ・法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心し信頼される取組を進めます。 ・生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めます。 ・生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
要保護児童に関する個別ケース検討件数	・要保護児童に関する検討が積極的に行われていることを見る指標です。 ・要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。この件数が増えることで、多くの事例を蓄積、共有することになるため、この施策の指標としています。	332 [件]	↗
生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数	・生活保護受給者に対する就労支援事業の効果を見る指標です。 ・生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数をいい、この件数が増えることは、適切な支援を行うことで自立の助長につながったと見ることができるため、この施策の指標としています。	333 [件]	↗

分野別計画等 ⇨ 地域福祉計画（H23～28 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26 年度）、男女共同参画計画（H19～23 年度）、人権教育・啓発推進基本計画（H22～31 年度）

Link
企業等と就労希望者のマッチングを進める。
→№１４ 就労支援
子どもの育ちを地域社会全体で支える。
→№4 子ども・子育て

施策１０　【医療保険・年金】

医療保険で健康な生活を支えあうまち

支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度を将来にわたって継続的かつ安定的に運営していくとともに、国が運営する国民年金制度に関する相談業務を行うなど、国と連携した取組を通じて市民生活の安定を図り、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし社会に参画し続けられるまちをめざします。

１．施策を考える背景

・お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、安心して健康な暮らしを送っていくため、なくてはならない社会保障のしくみです。このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関はお互いに協力し、支えあっていく必要があります。
・しかしながら、急速な少子高齢化の進展や低所得者の増加、また、生活環境の変化等による生活習慣病の増加に伴う療養給付の増加などにより、国民健康保険制度の運営は厳しい状況となっています。
・こうしたことから、被保険者自身の生活習慣の改善や保険料の納付等を促すため、また、無年金者の発生を防止するため、医療保険制度や国民年金制度のしくみや社会的役割等に対する市民の認知と理解を深めていく必要があります。
・加えて、健診・保健指導を通じて生活習慣病の予防と重症化予防を図り、被保険者の健康増進と制度の適切な維持・運営の両立が課題となっています。
・また、健康な市民生活を支えていくためには、医療保険制度の安定だけでなく、地域経済の安定・活性化や雇用問題などの社会的な課題に対して総合的に取り組んでいく必要があります。

２．施策の展開方向

１　支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。

２　生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。

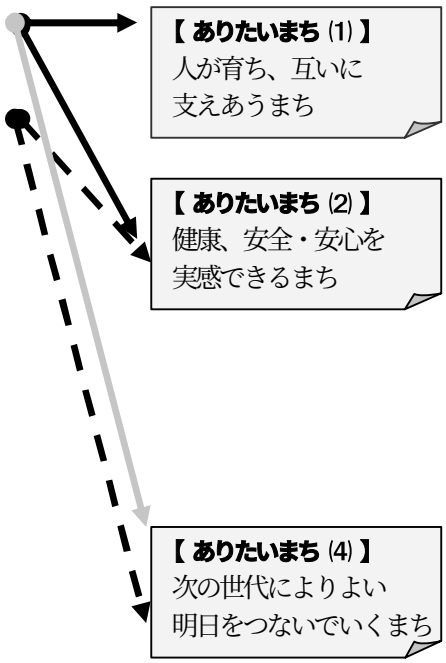

３．各主体が取り組むこと

市民・事業者等	①市民、事業者、医療機関は、医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、それぞれができることに取り組み、協力しあいます。 ②医療保険制度や国民年金制度の趣旨を理解し、制度の適正な利用や保険料の納付に努めます。 ③事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防をめざす市民をサポートする環境づくりに取り組みます。 ④生活習慣病予防のための健診や保健指導を活用し、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」の健康指標の達成をめざし、自ら健康の維持、増進に努めます。
行政	**■国民健康保険制度など医療保険制度の適切な維持・運営（⇔①②）** ・国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、国民健康保険等の保険料収納対策の推進、制度周知・広報等の実施により、制度の適切な維持・運営に取り組みます。 **■国等と連携した国民年金制度の運営　（⇔②）** ・制度の運営者である国や、他の関係機関と連携を図りながら、国民年金にかかる被保険者資格の管理や相談業務、制度周知・広報等を実施します。 **■被保険者の健康増進による医療費の適正化　（⇔①③④）** ・特定健診・生活習慣病予防健診や保健指導、健康についての学習機会の提供、市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。

４．進捗状況を測る指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
生活習慣病の重症化による高額な医療費の発生件数の割合	・生活習慣病の重症化した状態である脳・心血管疾患によって発生する高額な医療費を適正化するため、健診・保健指導に加え、重症化予防対策等、各種保健事業を実施します。 ・これらの評価については、医療費の発生件数のうち、脳・心血管による高額医療費の割合を指標とし、その減少をめざします。	21[%]	↘
特定健診・保健指導の受診率等	・特定健診受診率は、国民健康保険の特定健診対象者のうち、特定健診を受診した方の割合です。 ・保健指導実施率は、特定健診を受診した方のうち、保健指導を受けた方の割合です。 ・医療費の適正化に向けた生活習慣病予防の取組を進めていくため、これらの指標の向上をめざします。	特定健診受診率 32.9[%] 保健指導実施率 45.4[%]	↗
国民健康保険料の口座振替加入率	・国民健康保険の安定的な運営、保険料収納率の向上に寄与するため、被保険者の口座振替の促進に取り組み、加入率の向上をめざします。	国民健康保険料 44 [%]	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画（H20～24 年度）
尼崎市生活習慣病予防ガイドライン（H23～34 年度）

いきいきと健康に安心して暮らせるまち

市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で市民の健康づくりを支えることで、一人ひとりが心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるまち、ライフステージやその人々に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、生活衛生面で快適に安心して過ごせるまちをめざします。

１．施策を考える背景

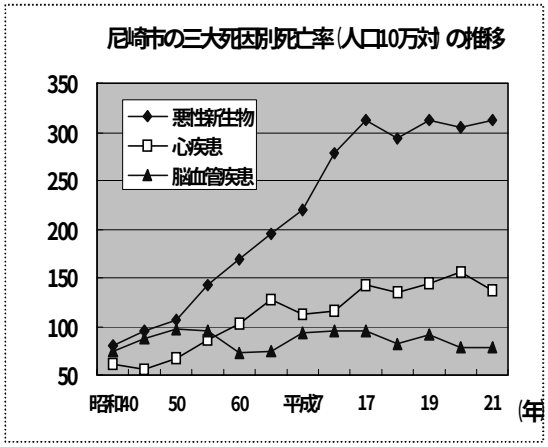

- ライフスタイルや社会環境の変化等に伴い、生活習慣病になる人や心身の健康問題で社会生活を営むことが困難な人が増えており、一人ひとりの生涯にわたる健康づくりへの取組が重要になっています。また、尼崎市では悪性新生物（がん）による死亡率が全国及び兵庫県と比較して高くなっています。
- 出産や育児についてみると、尼崎市では若くして出産される方が兵庫県下の他市町と比較して多く、親になる意識の醸成が十分でない傾向があり、養育支援が必要な家庭が多くなっています。
- 医療に対する市民のニーズは増大かつ専門性を求めており、適切な医療体制の充実が必要になっています。
- 近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が見られ、緊急時における感染症対策の強化が求められています。
- 東日本大震災のような大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- 食の問題にかかる意識が高まる中、近年、生食用牛肉の食中毒や食品の放射能汚染等が発生しており、生活衛生対策による安全の確保が重要になっています。

２．施策の展開方向

1　ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

2　適切な医療体制の確保に努めます。

3　健康危機管理体制の確立に取り組みます。

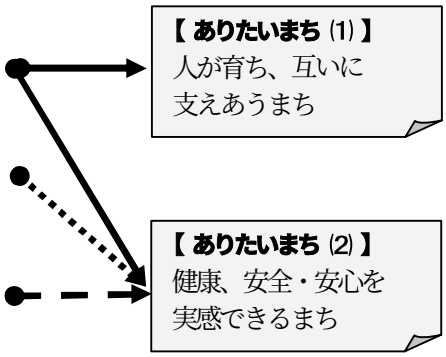

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①健康づくり、出産・育児、感染症等について正しく理解し、各種検診（健診）や予防接種を受けるようにします。 ②出産・育児等に関する情報を地域で共有し、関係機関と連携しながら、地域の子育て力の向上に努めます。 ③市民一人ひとりが「自らの健康は自らが守る」という自覚を持って、食生活の改善や運動の実践に取り組むなど主体的に心と体の健康づくりをします。 ④地域住民が主体となり、その地域で取り組んでいる健康づくり活動等の推進に努めます。 ⑤医療関係機関は、医療サービスの質の維持・向上等に努めるとともに、疾病の早期治療に努めます。 ⑥「食」への関心を深め、身近なところから衛生状態に気を配り、生活衛生環境の向上に努めます。
行政	**■思春期の教育、出産・子育てにかかる支援（⇔①②）** ・思春期の健康教育について、学校との連携した実施に努めます。 ・母子保健サービスの充実を図るほか、小児救急医療体制の確保に努めます。 **■健康づくりや健康回復のための支援等（⇔③④）** ・健康的な生活習慣づくりに向けた意識啓発や各種検診（健診）の受診勧奨を図るとともに、地域で生涯にわたる心と体の健康づくりに向けた活動が広がるよう、そうした活動に携わる人材を育成します。 ・大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神保健にかかる医療体制の構築を推進します。 **■健康危機管理体制の確立** ・感染症の予防・拡大防止のほか、災害時等の緊急時における対応体制の確立に努めます。 **■地域医療体制の確保（⇔⑤）** ・医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。 **■生活衛生面の体制確保** ・食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。 **■課題解決に向けたしくみづくり（⇔①～⑥）** ・食や健康づくりに関する課題解決に向けて、市民の取り組み、協働できるしくみづくりを進めます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
自分が健康であると感じている人の割合	・自分が健康であると感じている人が増えているかを見る指標です。 ・アンケート調査において、「健康だと思う」「まあ健康だと思う」市民の割合（主観的健康感）の合計値です。	71.2 [%]	↗
市と連携して健康づくりに取り組む団体、組織数	・「地域いきいき健康プランあまがさき」における「健康づくり指標」を広く周知し、その実践や普及啓発に取り組んでいただける団体、事業者などの数です。 ・この値が上がることは、地域での健康づくり活動が広がっていく基盤が育っていると見ることができます。	－	↗
妊娠１１週以下の届出率	・妊娠がわかった時点で早期に妊娠届出を出す人の割合を見る指標です。 ・妊娠中の健康管理と安全な出産のため、妊娠届出時に母子健康手帳の交付と同時に保健師が面接し、妊娠・出産・育児への意識づけ等母性の育成を図ることができます。	87.1 [%]	↗

分野別計画等 ⇨ 地域保健医療計画（H16～24 年度）、食育推進計画（H22～26 年度）、地域福祉計画（H22～28 年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～23 年度）、障害者計画（H21～26 年度）、障害者福祉計画（H21～23 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H22～26 年度）、国民健康保険特定健康診査等実施計画（H20～24 年度）、地域防災計画（S36 年度以降毎年改訂）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34 年度）

消防・防災体制が充実した安全・安心のまち

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民等が強く連携し、日常の災害や大規模災害に迅速かつ的確に対応できる地域防災力を身に付けたまちをめざします。

１．施策を考える背景

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、市域の約３分の１が海抜ゼロメートル地帯である本市での津波の想定等を見直すとともに、防災体制の強化を図ることが課題です。
- 今後、予測される高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、複雑多様化している災害への対応が求められています。
- 住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制等、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- 阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題です。

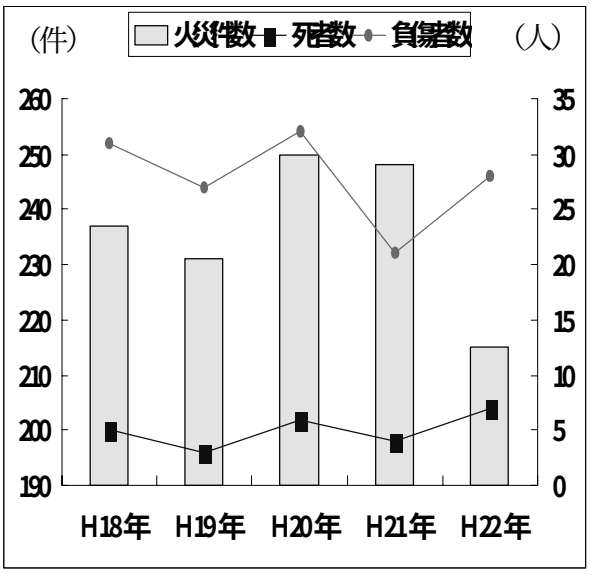

２．施策の展開方向

1　阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。

2　大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。

3　地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。

【ありたいまち (2)】
健康、安全・安心を実感できるまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 各家庭において食糧備蓄や非常用持出袋の準備等の防災対策を行います。 ② 急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行います。 ③ 救急車を適正に利用します。 ④ 住宅用火災警報器の設置や、防火管理体制の充実強化等火災予防に取り組みます。 ⑤ 地域の防災力向上のために、自主防災活動に参加・協力します。 ⑥ 災害時に地域の協力によって速やかに避難できるよう、普段から避難訓練などを行います。 ⑦ 事業者は、防火管理体制の強化や定期的な消防訓練を行うとともに、災害発生時には地域の防災活動に協力します。
行政	**■防災対策の充実** ・南海地震等の被災想定の見直し、民間施設と連携した避難場所の確保、防災体制の強化、避難マニュアルの整備、関係機関との連携した防災体制の強化等に取り組みます。 **■消防・救急・救助体制の充実** ・救急救命士の更なる養成、医療機関との連携強化及び AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。 ・災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。 **■消防施設等の整備・充実** ・消防署所、消防団器具庫及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。 **■市民・事業者における火災予防・防災対策支援（⇔④）** ・災害から 自らの生命を守るために必要な能力等を向上させていくため、市民や事業所への防火指導、防災知識の啓発や救命講習等を実施します。 **■地域における防災体制の充実支援（⇔⑤⑥）** ・自主防災組織の活動支援、災害時要援護者の登録及び支援者の確保、福祉避難所の設置等に取り組みます。

４.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合	・消防・防災体制が整うことで、市民が安全・安心に生活を送れているかを見る指標です。 ・市民を対象に実施するアンケートで、市の消防・防災体制が、「安心」「ほぼ安心」と回答した市民の割合です。		↗
人口１０万人当たりの火災死者数	・人口１０万人当たりの火災による年間の死者数を指標としています。（焼死者数÷総人口×１０万人）	**1.54 人 [H22 年]**	↘
地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数	・地域が自ら主催して実施する防災訓練の実施回数です。		↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市地域防災計画（S36 年度以降毎年修正）、尼崎市水防計画（S26 年度以降毎年修正）

施策１３　【生活安全】

生活に身近な安心を実感できるまち

市民が日常生活の中に安全や安心を実感しながら暮らしていけるよう、市民自らが生活の安全性を高める活動と行政の支援により、地域での防犯活動や消費者被害の未然防止、生鮮食料品の安定供給、交通安全といった市民生活面での安全を支えるための取組を進めていきます。

１．施策を考える背景

・市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要です。

・地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全性を高めていくためには、警察などの関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

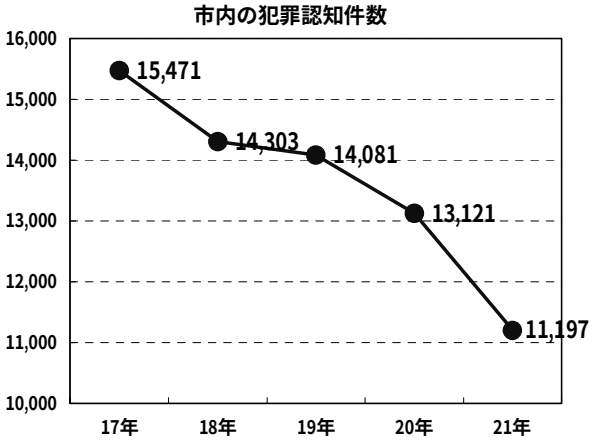

・また、近年、悪質商法や架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題などのトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化している中にあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済、安全な生鮮食品の安定供給といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。

２．施策の展開方向

１　地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。

２　身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。

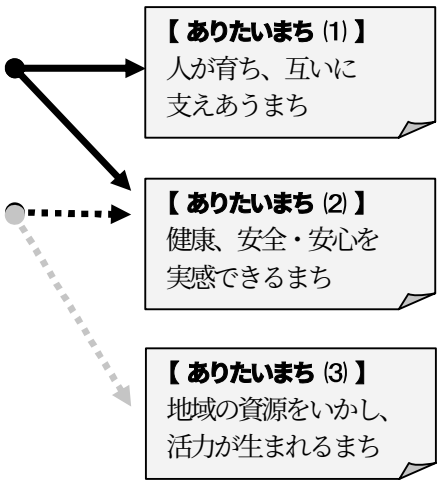

3．各主体が取り組むこと

市民・事業者等	①日常生活の中で一人ひとりが防犯について意識し、日常の散歩やウォーキングなどを兼ねてできる見回り活動・パトロール等の防犯活動などに協力しあって、安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。 ②一人ひとりが自転車をはじめとする交通ルールやマナーを遵守するとともに、家庭や学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。 ③消費に関する学習・啓発の機会を活用し、様々な商品や商取引等についての知識や関心を持つ賢い消費者となることに努め、自ら消費者被害に遭わないよう備えるとともに、地域や環境、社会に貢献できる消費行動を心がけます。 ④悪質な訪問販売や金融商品等による被害を防ぐため、地域や各種団体で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。 ⑤事業者は、消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう、法令の遵守と倫理的な事業活動、情報開示に努めます。
行政	**■防犯力の高い地域コミュニティづくり**　(⇔①④) ・警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。 **■交通安全対策の推進**　(⇔②) ・家庭や学校、地域などと連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。 **■安心できる消費生活を実現する環境づくり**　(⇔③④⑤) ・市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センターなどを中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費者紛争における相談やあっせんなどに取り組みます。 ・市内小売業者による食料品流通等を支える尼崎市公設地方卸売市場の健全な運営に努め、安全・安心な生鮮食料品の提供や、食の安全に関する情報発信等に取り組みます。 ・計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。

4．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
市内の犯罪認知件数	・市内の警察署において認知した刑法事件の件数です。（交通事故に係る業務上過失致死傷罪を除く。） ・市民生活における安全性を示す指標として、地域での防犯活動の活性化などを通じて犯罪の抑止に努め、件数の減少をめざします。	11,197 [件]	↘
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	・市民意識調査において、「日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。 ・交通安全や防犯など日々の暮らしの中で、市民が安全・安心を実感できているかどうかを測る指標として、生活安全対策の取組を進めることにより向上をめざします。	[%]	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市交通安全計画（H23～27 年度）

施策１４　【就労支援】

能力をいかし、いきいきと働けるまち

市民が安心して働き、自立した安定的な暮らしを送ることができるよう、また、市内企業にとって将来の事業運営を担うべき優れた人材を確保できるよう、企業等の協力を得ながら、市民自らが職を得て働く力を高め、働く機会を得るため支援するとともに多様な働き方を支える環境づくりを進めます。

１．施策を考える背景

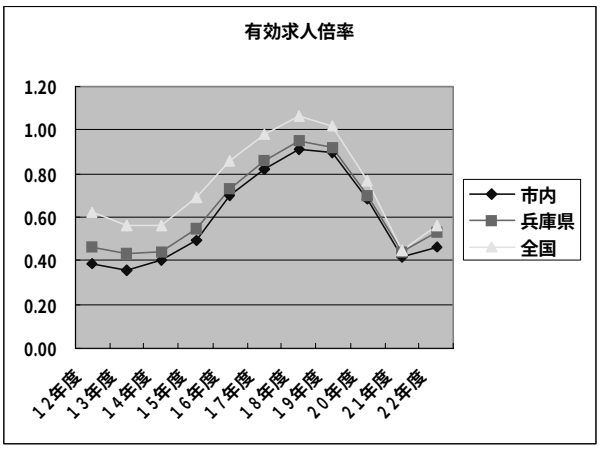

- 厳しい経済状況や産業構造の変化を受け、非正規雇用の増加や女性の社会進出等、雇用形態の多様化や就労環境の変化が進んでいる中で、本市の有効求人倍率は、全国・兵庫県と比較すると低い状況が続いています。
- 市民が安心して仕事に就き、働き続けることができるよう、就労希望者自身の就職力を高めるとともに雇用する側である企業等が求める人材像と就労希望者との間におけるミスマッチを解消していくことが必要です。
- また、本市には中小企業が多く集積していますが、これらの企業の魅力が就労希望者に十分に伝えられていない状況があり、企業の人材確保に対する支援が必要となっています。
- このような個別の企業や就労希望者のニーズに対応していくためには、国等による全国共通の取組に加え、地域実情を踏まえた、よりきめ細やかな取組が求められています。
- また、多様化する働き方に対応していくため、企業等には就労希望者が安心して働くことができる環境づくりに努めることが必要です。加えて、若年層における早期離職といった課題も発生しており、就労に対する支援だけでなく、若い世代の職業観の形成や就職した後の定着支援も必要となっています。
- 雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、様々な分野と連携した複合的な取組が求められるとともに行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、今後は企業やハローワーク等の関連機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組む様々な主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じていくことが重要です。

２．施策の展開方向

1　企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。

2　就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。

3　多様な働き方を認め合うとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

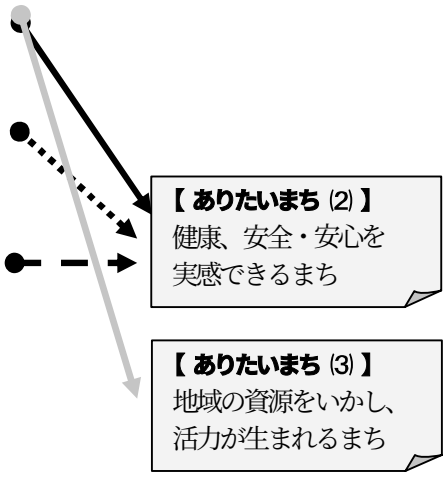

３．各主体が取り組むこと

市民・事業者等	①企業等は、求める人材や働く場としての魅力について積極的に情報発信します。 ②就労希望者は、働く意欲を持って自ら積極的にスキルアップに取り組みます。 ③企業等は、就労希望者に対する研修やインターンシップに協力し、就労希望者のスキルアップを支援します。 ④企業等は、労働者が安心して働き続けられる環境づくりに努めます。 ⑤企業等は、経営の質を高めるため、従業員の意識啓発や人材育成研修に努めます。
行政	**■雇用と就労のマッチングの推進　（⇔①）** ・企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、ハローワーク等の関連機関との連携を図りながら、求人の開拓や、きめ細かな就労マッチングに取り組みます。 ・企業や高校、教育機関等と連携した職業体験などを通じて、若い世代の職業観の形成に取り組みます。 ・優れた技術を持つ製造業など、魅力ある市内企業に対して、企業情報や雇用・就労に関する情報発信、合同就職説明会の実施などにより、人材の確保を支援します。 **■就労希望者の就職力向上の支援　（⇔②③）** ・就労希望者の就職力を高めるため、企業等と連携しながら、研修や職場体験を通じた意識啓発・ビジネススキル向上などの人材育成、就職サポートなどに取り組み、就職力の向上を支援します。 ・キャリアコンサルティングやキャリアカウンセリング等により転職やスキルアップ、就職以後の定着に向けた支援に取り組みます。 **■多様な働き方を支える環境づくり　（⇔④⑤）** ・労働者や事業主を対象として、雇用や労働に関する相談事業を実施します。 ・国や県、各種団体等による雇用や労働に関する情報を集約し、市民や企業が利用しやすいようにポータルサイト等により発信します。

４．進捗状況を測る指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
尼崎市の職業紹介においてマッチングできた件数	・尼崎市が実施する職業紹介の結果、求人企業と就労希望者をマッチングできた件数です。 ・市内での就労を促進できた指標として、増加をめざします。	－　[件]	↗
雇用・就労相談の件数	・地域雇用・就労相談窓口における相談件数です。 ・相談件数は、施策の大きな目的を踏まえると減少することが望ましいですが、現在の厳しい経済状況や雇用状況下においては、労働者が安心して働き続けることを支援していくため、この計画期間においては相談の充実や情報発信に努め、指標の増加を目指します。	517　[件]	↗

地域経済の活性化によるにぎわいのまち

本市のものづくり都市としての発展を支えてきたさまざまな社会経済活動が、相互に関連しあいながら地域を支え続け、産業と環境が共生できるように、ものづくり産業の技術開発支援や操業環境の維持・保全に努めます。また、市民生活を支える商業活動の支援等を進めることで、人・資金・情報が活発に行き交う地域経済の活性化に取り組みます。

１．施策を考える背景

・　ものづくり産業都市として、わが国の経済成長に大きく貢献してきた本市は、高度な技術を有する重層的複合的な産業集積、様々な研究施設、利便性の高い交通網などの優位性を有していますが、経済活動のグローバル化に伴う外国企業との競争の激化や、国内の社会構造の変化により、厳しい環境にあります。

・　また、中小企業の新規技術開発の停滞や、高齢化の進行に伴う後継者不足、工場跡地の住宅や商業施設への転用に伴う既存事業所の操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えることが懸念され、その対策が重要となっています。

製造品出荷額等の推移（工業統計より）

年度（平成）	19	20	21
事業所数（箇所）	1,000	1,032	912
従業員数（人）	39,096	39,745	36,661
製造品出荷額（百万円）	1,649,664	1,658,534	1,359,092

・　中央・三和・出屋敷地区をはじめとした市内の商業集積地は、市民の生活を支えていますが、消費者の価値観や嗜好、流通経路や取引形態の多様化等に伴って消費行動が多様化する中で、売上減少や、店舗の老朽化、空店舗の増加、後継者不足などにより商業活動の継続が難しくなっている市場・商店街も見られます。

・　ものづくり産業をはじめとする市内企業の事業活動や、地域での市民生活に欠かすことができない商業活動等が、将来にわたって地域を支え続けていくためには、これまでに培ってきた技術やつながり、人材といった有形無形の資源・蓄積をいかしながら、ニーズの多様化やライフスタイルの変化に迅速に対応していくことが課題です。

・　地域の社会経済を活性化する新たな担い手として、ソーシャルビジネスの活動が期待されています。これらは事業活動として、高齢化への対応や環境問題など様々な社会的課題の解決に取り組むものであり、地域での新たな産業や雇用の創出、地域経済の活性化への寄与が期待できます。

２．施策の展開方向

1　地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。

2　環境と共生する持続可能な社会経済活動を目指して、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。

3　地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。

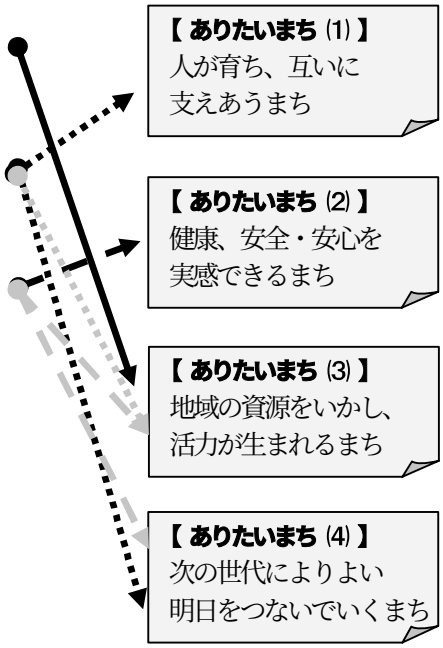

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①事業者は、事業活動を積極的に行うとともに施設・設備の積極的な投資に努め、市内における雇用機会の拡大に努めます。 ②ものづくり産業の振興が地域経済の発展と雇用機会の創出により市民生活の向上に繋がることを理解するとともに、ものづくり産業の振興に協力するよう努めます。 ③市民・事業者は、工業系用途地域における低未利用地や遊休地等の所有資産の事業用途への積極的な活用に努めます。 ④事業者は、地域社会の一員として社会的責任を自覚し、地域社会と調和を図りながら共生していきます。 ⑤事業者は、環境に配慮したものづくりを行います。 ⑥市場・商店街が食料品等の商品・サービスの提供や地域交流の場となることで日々の暮らしを支えていることを意識し、地域経済の循環を心がけます。 ⑦事業者は、意欲をもって市民や地域のニーズを捉えた事業活動に努めるとともに、個々の市場・商店街の特徴をいかして地域に根差した取組を行い、地域とともに支えあう市場・商店街づくりを進めます。
行政	**■ものづくり産業の競争力強化に向けた支援**　（⇔①②③⑤） ・環境関連・生活関連・ロボット・ナノテクノロジー・バイオ等の新規成長分野産業の成長促進、技術開発・マーケティング・情報発信等の支援、信用保証等の金融支援等を進めます。また、産学公交流による新たな事業展開、他の産業集積都市との連携による技術交流や取引拡大等に取り組みます。 **■ものづくり産業の集積の形成・維持・保全と活性化**　（⇔①③⑤） ・本市の立地優位性等の情報発信による企業誘致、事業所の新規立地や増設・建替等による新たな産業や事業高度化を誘導する環境づくり、住工混在の防止等による既存産業集積における操業環境の維持・保全等に努めます。 **■環境と産業の共生による地域経済の活性化**　（⇔②④） ・「ＥＣＯ未来都市・尼崎」宣言を行った市内産業団体等と連携して、持続的な循環型社会を目指す産業活動を構築し、支援します。また、環境に配慮した事業活動や新たな環境ビジネスによる起業・産業化の支援などを進めていきます。 **■次世代のものづくり産業を担う人材の育成**　（⇔①②） ・起業家育成の支援やこれまで培われたものづくり技術の継承に取り組むほか、将来のものづくりを支える人材の育成を目指し、工場見学や体験の機会により子どもや若い世代の興味と関心を育みます。 **■地域社会を支える事業活動の支援**　（⇔①②④⑥⑦） ・空店舗の有効活用やイベントの実施等の商業活性化に向けた意欲ある商業者への支援を実施するとともに、市場・商店街など商業振興の施策のあり方についての検討等に取り組みます。 ・ソーシャルビジネス等地域での新たな事業活動の活性化方策、地域と企業の連携促進などの検討に取り組みます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
市内製造業の製造品出荷額（工業統計）	・市内における製造業の事業活動の活発さを測るため、工業統計における製造品出荷額を指標とします。 ・ものづくり産業の競争力を高める取組を進めることを通じて、指標の増加をめざします。	1,359,092 [百万円] （H21 年）	→
市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合（意識調査）	・市民意識調査において「市内において、便利で魅力的な買い物ができている」と回答した市民の割合です。 ・市内での消費活動・地域経済の循環の状況を示す指標のひとつとして捉え、増加をめざします。	？？？ [%]	↗

Link

勤労観・職業観を育む教育・学習内容の充実

→№3 学校教育

環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援

→№18 環境保全・創造

企業と就労希望者のニーズを踏まえたマッチングと人材育成

→№14 就労支援

施策１６　【文化・交流】

人をひきつける魅力があふれるまち

市民が尼崎の魅力やよいところを知るとともに、多様な文化的背景を持つ人々による自由な交流が広がり、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれたまちづくりを進めることで、多くの人が訪れたい、働きたい、住みたいと思う魅力あるまちをめざします。

１．施策を考える背景

・産業都市や城下町など、多様な顔を持つ本市には、寺町に代表される歴史的資源や工場・運河等の産業観光資源、中央・三和・出屋敷商業地区をはじめとする商業集積など、独自性が高い地域資源を有しています。

・また、これらの資源をいかした活発な市民活動や、これまでの文化振興の取組により根付いてきた、本市ゆかりの「近松」をテーマとした文化活動なども加え、潜在している「まちの魅力」を発見・再認識し、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことが大切です。

・まちの魅力と活力を高めていくため、尼崎市総合文化センターやピッコロシアターといった既存の文化芸術の拠点や、これまで育んできた市民文化活動や国際交流活動などをいかしながら、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、活性化させていくことが必要です。

・　尼崎で生活している市民が感じている、まちとしての魅力やよさが、市外に向けては十分に発信できていない面があります。こうした尼崎市の魅力を市外に向けて効果的に情報発信し、まちのイメージの向上に積極的に取り組んでいくことが課題です。

近松ナウポスター（平成23年度）

２．施策の展開方向

1　地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。

2　まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。

3　地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。

【 ありたいまち (1) 】
人が育ち、互いに
支えあうまち

【 ありたいまち (3) 】
地域の資源をいかし、
活力が生まれるまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①文化事業や地域の催しへの積極的な参加等を通して、身近なまちの魅力を再認識・発見するよう努めます。 ②一人ひとりがプロモーション役として、わがまちの魅力を伝えるよう努めます。 ③さまざまな活動を行うにあたっては、まちの魅力アップや活性化を意識します。 ④事業者は尼崎ならではの魅力を備えた商品やサービスの提供に努めるとともに、これらの積極的な情報発信を行います。 ⑤国際交流の機会を活用します（姉妹都市、友好都市の相互訪問や留学生・訪問団のホームステイ受入等）。
行政	**■地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進　（⇔①）** ・近松に代表される文化芸術や地域文化の蓄積を大切にしながら、その魅力を若い世代などに伝え、文化資源の保存・活用や文化活動を行う市民や事業者の連携を促進します。 **■地域の資源をいかした新たな魅力づくり　（⇔①③④）** ・尼崎ならではの資源や特性を見つけ、組み合わせや加工、見せ方などを工夫して価値を高めます。 **■戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上　（⇔②③④）** ・ボランティアガイドなどの地域活動に取り組む市民グループや、地域に根差した事業者など、地域の多様な主体をつなげて、まちの魅力を発信するネットワークづくりを進めます。 ・まちの魅力を戦略的かつ効果的に発信する「シティプロモーション」に取り組みます。 **■尼崎への愛着と誇りの醸成　（⇔①②③④）** ・市民や事業者が日々の暮らしや事業活動の中で見出した地域の資源や魅力を、自ら磨いて活用していく取組を支援します。 **■地域資源を活用した市内外の交流推進　（⇔②⑤）** ・市外からの来訪者が尼崎の地域資源に直接触れ、魅力を実感する機会を増やすために「来訪者の動き」を意識して、地域の資源をつなげていきます。 ・姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との市民主体の交流支援、外国人市民への情報提供や文化・スポーツ・教育・環境・経済等さまざまな分野での交流に取り組みます。

４．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
市民ボランティアガイドの案内者数	・市民ボランティアガイドが、寺町や近松の里などを案内した人の数です。 ・市民自ら、わがまちの魅力を伝えることで、プロモーション役としての取組の指標として、増加をめざします。	3,288[人]	↗
尼崎市のイメージ	・市内居住者を対象としたアンケート調査を行い、本市の都市イメージがよくなったと回答した市民の割合です。 ・まちの魅力を戦略的に発信できたかを測る指標として、都市イメージの向上をめざします。	―	↗
市内の観光客入込客数	・博物館、公園等の観光拠点やホテルの利用者、祭りの参加者等の数であり、地域にどれだけの来訪者があったかを示す指標です。 ・市内での活発な地域活動や情報発信が行われ、市域外とどれだけ交流が行われたかを測る指標として、増加をめざします。	1,855,615[人]	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市文化振興ビジョン（H7～37 年度）、尼崎市国際化基本方針（H6 年度～）

歴史遺産を守りいかすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、これら地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざします。

１．施策を考える背景

・　中世には港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町、近代以降は産業都市として発展するなど、本市は弥生時代以来 2000 年以上にわたる豊かな歴史・文化があり、また、その歩みを今に伝える史跡や文化財を始め、各時代の様々な歴史資料、産業遺産等が残されていますが、これらは市内外に十分には知られてるとはいえません。

尼崎市内の指定・登録文化財数

区分	指定	登録	合計
国	10	9	19
県	11		11
市	39		39
合計	60	9	69

※　平成23年3月31日現在

・　文化財や歴史資料等の固有の地域資源をより良い形で将来につなぎ、活用していくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題となっています。

・　地域資源をいかしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題となっています。

２．施策の展開方向

１　文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。

２　地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。

３　住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力をわかりやすくしっかりと伝えていきます。

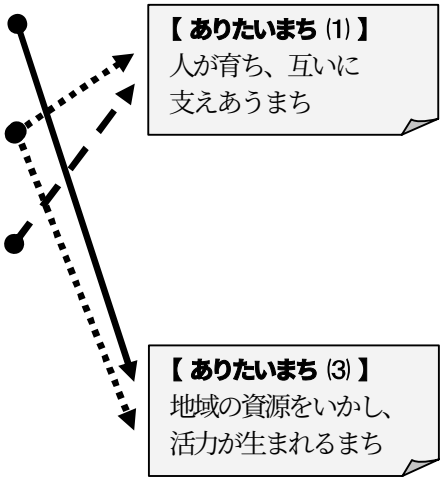

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	① 埋蔵文化財の保全や地域の歴史に関する調査に協力します。 ② 地域ぐるみで史跡・文化財を守るとともに、観光資源として活用していきます。 ③ 積極的に地域の歴史や文化財に触れる催しに参加します。 ④ 地域の歴史に関心を持ち、数多くの史跡・文化財に触れる機会を通して、理解と愛着を深めます。 ⑤ 特に将来を担う子どもたちに地域の歴史等の魅力をしっかりと伝えていきます。
行政	**■歴史遺産の保存と活用　（⇔①②）** ・埋蔵文化財の保全・調査、地域の歴史や文化財に関する調査研究・資料収集、調査研究成果の情報発信等に取り組みます。 ・史跡・文化財や歴史資料等の各種収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等に取り組みます。 **■地域の歴史に関する学習機会の提供　（⇔③）** ・市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供（歴史講座・見学会・体験学習会の開催等）、歴史学習に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携、市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備等に取り組みます。 **■住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる　（⇔④⑤）** ・学校や社会教育施設、市民グループ等との連携による歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充などに取り組みます。

４.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
文化財や歴史に関するボランティアの活動者数	・文化財や歴史資料の保存活用及び歴史学習に関するボランティア活動に参加した１年間の延べ人数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。関心を高め、地域への理解を深めるために参加者の増加をめざします。	**1,995 [人・年]**	↗
主催事業の参加者数	・文化財施設で１年間に実施した事業の参加者数から、歴史や文化財に対する関心の度合いを測る指標です。歴史講座や体験学習会、展示会等を積極的に開催することにより市内外の人々や児童が身近に歴史や文化財に触れられる機会や場の拡充をめざします。	**8,042 [人・年]**	↗
尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、尼崎の歴史に関心を「持っている」と回答した市民の割合です。	**[%]**	↗

分野別計画等 ⇨ 城内地区まちづくり基本指針（H20 年度～）

施策１８　【環境保全・創造】

環境と共生する持続可能なまち

市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全などに取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。

１．施策を考える背景

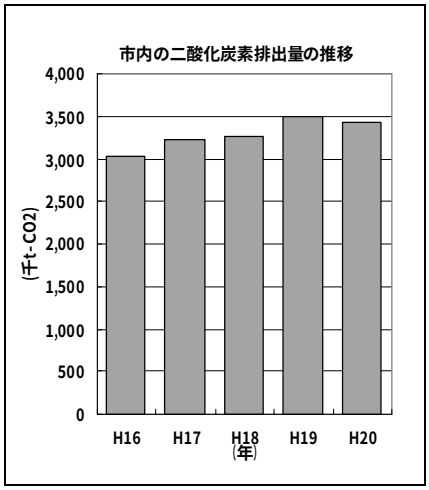

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在においても、例えば、猪名川自然林の保全活動に取り組む市民や、環境に配慮した事業活動を営む企業などにより、さまざまな環境活動が行われています。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを拡げていくことが課題です。
- 公害の歴史などを踏まえつつ、生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換等、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題です。
- 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地などの自然環境を次の世代へ継承していくことが課題です。

２．施策の展開方向

1　環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを拡げ、市域での環境活動を活性化します。

2　地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。

3　身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。

3.各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者等	①地球温暖化の防止や循環型社会の形成等について学び、自ら行動します。 ②ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組みます。 ③省資源・省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等によるヒートアイランドの抑制等、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。 ④エコドライブ運転や環境に配慮した物品の購入等、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。 ⑤身近な自然や生き物を大切にするほか、自然観察や環境保全活動の参加などを通して、生物多様性の保全に取り組みます。
行政	**■環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成　（⇔①②③④⑤）** ・普及啓発活動の推進、環境関連情報の集約と発信、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組みます。 **■地球温暖化問題への対応　（⇔③④）** ・自然エネルギーの公共施設への率先導入や家庭及び事業所での利用促進、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。 **■循環型社会の形成　（⇔②）** ・効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。 **■生活環境の保全　（⇔④）** ・事業所等への指導・規制や環境監視等を適正に行います。 **■自然環境・生物多様性の保全　（⇔⑤）** ・自然観察や体験学習等の環境保全活動の推進や支援等に取り組みます。

4.進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
市内における二酸化炭素の年間排出量	・市内から排出される温室効果ガスのうち、99%が二酸化炭素です。本市では、低炭素型のまちづくりを進めることにより、平成32年の二酸化炭素排出量を平成2年比で15%以上削減することをめざしています。 （平成32年の年間排出量3,361千t/年）	3,426 [千t/年] (H20)	↘
市民1人1日あたりのごみの排出量	・市民1人1日あたりの「燃やすごみ」の排出量についての指標です。本市では、平成32年度に「燃やすごみ」を480（g／人・日）まで減らすことをめざしています。 ・この目標の達成等、ごみの焼却対象量を減らすことで、平成 37 年に耐用年数を迎える焼却施設の建て替えが不要となります。	520[g/人・日]	↘
身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	・市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。	―	↗

分野別計画等 ⇨ 尼崎市環境基本計画（H15～37 年度）、第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（H23～32 年度）、第 2 次尼崎市環境率先実行計画（H23～32 年度）、一般廃棄物処理基本計画（H23～32 年度）、分別収集計画（H23～27 年度）、緑の基本計画（H11～30 年度）、尼崎 21 世紀の森構想（H14 年度～）

施策１９　【住環境】

暮らしやすく快適な住環境を備えたまち

市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちを実現していくため、市民自らが関心を持ち、身近な地域でのつながりをいかしながら、住まいの質の向上や美しいまちなみの保存・活用等に取り組むことで、誇りや愛着を持つことができる良好で魅力ある住環境をめざします。

１．施策を考える背景

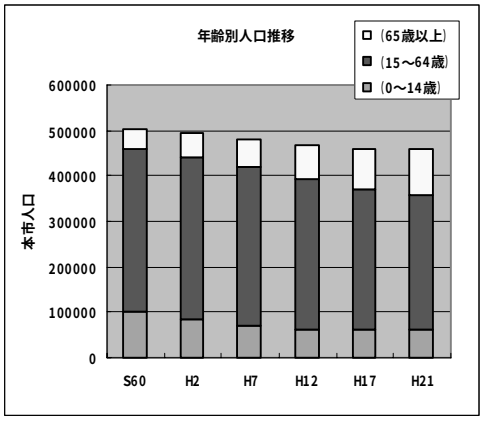

- 魅力ある住環境やまちなみを形成・維持し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境をつくっていくことが必要です。
- 子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られる中、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上等、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要です。
- 公園・市営住宅等の老朽化が進んでおり、耐震化の推進や維持管理経費の抑制等が課題となっています。
- 身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、公園や住宅などの既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題です。

２．施策の展開方向

1　市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的に関わっていける環境づくりを進めます。

2　快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。

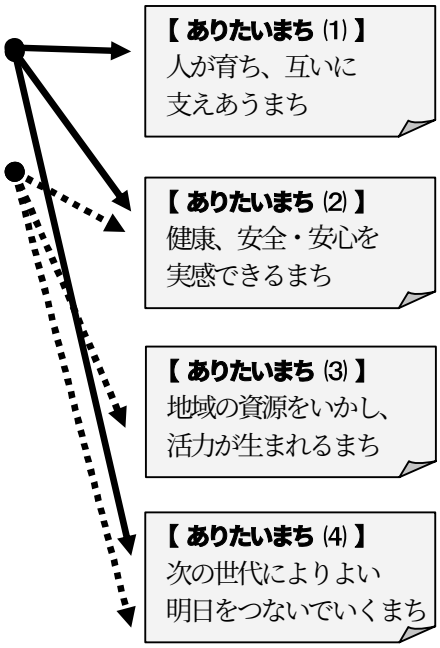

3．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者等	①景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。 ②都市景観に関心を持つとともに、緑化等の身近な住環境の向上のためにできることに取り組みます。 ③地域の特性に応じた地区計画等によるまちづくり、地域にある施設の維持管理や利用方法のルールづくり等に取り組みます。 ④さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、ライフステージに応じた良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。 ⑤各種制度の活用や条例・規則を遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。
行政	**■誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり　（⇔①②）** ・市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保存・活用や効果的な情報発信に取り組みます。 **■市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり（⇔①②③④⑤）** ・地区計画等の制度の活用が進むようノウハウの提供に努めます。 ・ワークショップ等の手法を活用した公園の整備、住まいに関するネットワークづくりを進めるなど、地域住民主体の取組を支援します。 ・子育てファミリー世帯を中心とする市民の居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。 **■市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承　（⇔①③④⑤）** ・住環境の保全や向上を目的とした地区計画等の活用による地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。 ・都市計画制度や住環境整備条例等を活用した規制・誘導等により、住環境の質の向上に取り組みます。 **■すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保　（⇔④⑤）** ・耐震化やバリアフリー化の促進に取り組みます。 **■公園・住宅等の維持・整備・更新　（⇔④）** ・公園・市営住宅の長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、耐震化、建替え等を進めます。 ・民間住宅における適切な維持管理やリフォーム等によるストックの有効活用が進むよう支援します。

4．進捗状況を測る主な指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	・市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。 ・市民が暮らしやすいと実感できるまちづくりを進めます。		↗
ゆとりを持った新規建設分譲住宅の割合	・市内で新規建設される分譲住宅の床面積 100 ㎡以上（分譲マンションは 75 ㎡）の住戸数の割合を図る指標です。 ・子育てファミリー世帯に適した良質な住宅の面積の指標として、住生活基本計画（全国計画）に基づく 3 人世帯の誘導居住面積水準を用いています。 ・良質な住宅の普及を促進していくため、指標の向上をめざします。		↗

分野別計画等 ⇨ 都市計画マスタープラン（H9 年度～29 年度）、都市美形成計画（H24 年度～）、住宅マスタープラン（H23～32 年度）、緑の基本計画（H11～30 年度）

施策２０　【都市基盤】

安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち

市内の道路網の強化や円滑な交通の流れの確保、総合的な地域交通体系の構築、治水機能の強化や密集市街地の改善、防災対策等への市民意識の啓発等とともに、既存の都市基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組み、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちをめざします。

１．施策を考える背景

長洲久々知線立体交差事業

- 地震や豪雨の発生等、災害への不安が高まっている中で、市民生活を守るため、災害時の避難・復旧活動等重要な役割を果たす道路や治水機能の強化に資する河川・下水道施設等、これらの都市基盤の防災対策が求められています。
- 道路施設や上下水道施設等、これまで整備を進めてきた都市基盤の老朽化が進み、更新時期を迎えることから、計画的・効率的な改修・更新が課題となっています。
- 災害等への対応力を高めるため、行政による施設面での整備だけでなく、市民や事業者自らが主体的に災害等に対する意識と知識を持ち、向上させることが必要です。
- 平坦な地域に恵まれ自転車の利用に適した環境にある本市においては、交通ルール遵守に対する意識及びモラルの低下により、自転車の交通事故の増加や放置自転車が多くなっていることなど、交通環境の悪化が課題となっています。
- 都市基盤の適切な整備・維持管理に加えて、市民生活や経済活動を支えていくため、公共交通を中心とした総合的な地域交通体系を構築していくことが求められています。
-

２．施策の展開方向

１　都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。

２　地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。

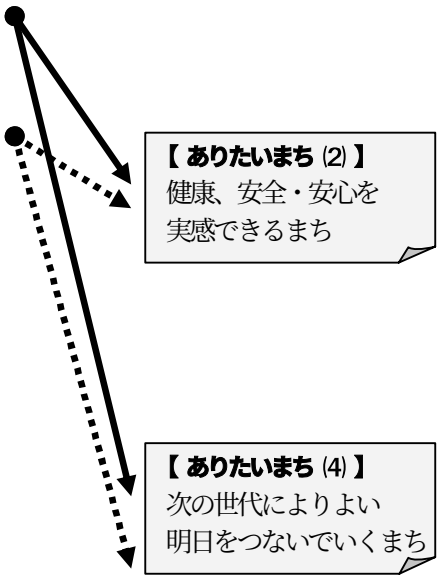

３．各主体が取り組むこと

市民・事業者等	①道路や側溝の簡易な清掃等、身近な都市基盤の維持管理に努めます。 ②地域住民が主体となったコミュニティを形成し、まちづくりのルールを自ら定め共有することで、災害に強いまちづくりに努めます。 ③講習会等に参加し、地域の安全・安心に対する意識の向上に取り組みます。
行政	**■都市基盤の整備・維持による安全空間の創出** ・道路・橋梁・河川・水路・上下水道施設等の必要な整備・改修、既存施設の耐震化、密集市街地の改善や既成市街地における都市基盤の更新に取り組み、利便性と安全性を備えた空間の創出に努めます。 ・自転車・歩行者空間など道路交通等の安全確保や快適化に市民や事業者、関係機関等との連携を図りながら取り組みます。 ・市民生活を支え、まちづくりと整合した公共交通を中心とした交通体系の検討に取り組みます。 **■適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減** ・都市基盤の計画的・効率的な改修により、長寿命化や予防保全に努め、維持管理経費の平準化や低減等に取り組みます。 **■市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承（⇔②）** ・地域の課題意識の共有化を図るとともに、地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づく防災性の向上を目的とした地区計画の策定支援等に取り組みます。

４．進捗状況を測る指標

指　標	説　明	策定時の値	方向性
都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	・市民意識調査において、「道路施設や上下水道施設等の都市基盤が整い、利便性が高く安全で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。		↗
災害に強い道路網の整備	・尼崎市内の都市計画道路の整備率です。 ・通常時には、地域住民の通勤・通学等の安全空間を確保し、災害時には、緊急物資輸送路や避難路、救急医療施設への搬送時間を短縮するなど、災害時に強い道路網の確立をめざします。		↗

分野別計画等 ⇨ 都市計画マスタープラン（H9～29 年度）、尼崎市耐震改修促進計画（H20～27 年度）、尼崎市都市計画道路整備プログラム（H15～30 年度）、尼崎市交通安全計画（H23～27 年度）、水道・工業用水道ビジョンあまがさき（H22～31 年度）、尼崎市下水道中期ビジョン（H24～33 年度）

5．主要取組項目

この計画は、「策定の趣旨」で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができること等も含めてまとめたものですが、ここでは、「ありたいまち」の実現に向けた取組を進めるに当たって、行政として特に力を入れて取り組むことを「主要取組項目」として示します。

(1) 主要取組項目について

「ありたいまち」を実現していくためには、各論で示したように、さまざまな施策において、取組を進めていかなければなりません。

一方で、まちづくり構想に示すように「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていく」ために、未来に向けて重点を置いた取組を進めることが必要です。

主要取組項目は、各施策における「施策を考える背景」や、巻末の「時代認識と尼崎市の現状」をもとに、尼崎市が置かれている状況等を踏まえ、その改善を図るとともに、強みをいかしていくために、計画期間において特に重点的に取り組む項目としてまとめています。

この取組により、まちの活力を高め、結果として、市民全体の暮らしを守ることにつなげていきたいと考えています。

(2) 主要取組項目の取り扱い

主要取組項目の実施に向けた検討を進め、各年度において、事務事業の選択や再構築を行います。

(3) 主要取組項目に関する施策間の連携

計画の推進に当たっては、それぞれの主要取組項目ごとに、特に関連の深い施策間での連携を図ります。

「ありたいまち」と主要取組項目

主要取組項目１
人の育ちと活動を支援

✧地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力、学力を向上

⇒人口構成ﾊﾞﾗﾝｽ

✧市民の力を地域活動につなげ、地域コミュニティの活性化を支援

⇒活動人口の増

主要取組項目４
まちの持続可能性を高める

✧よりよい住環境を創出

⇒人口構成ﾊﾞﾗﾝｽ

✧公共施設の再配置・機能向上により、持続的に市民活動を支援

⇒活動人口の増

「ありたいまち」

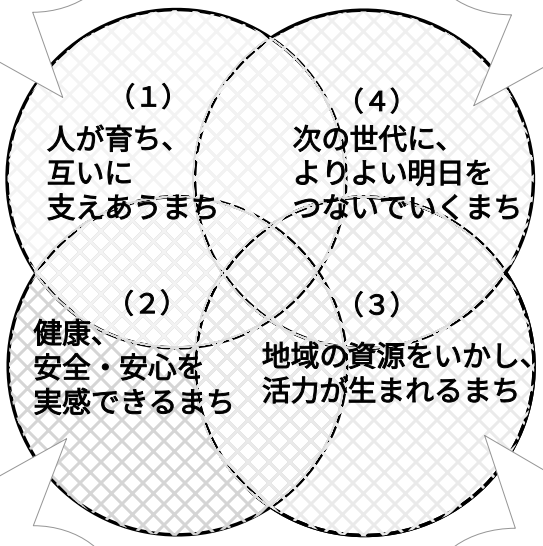

主要取組項目２
市民の健康と就労を支援

✧生涯を通し社会参画できるよう、健康を支援

⇒活動人口の増

✧社会とのつながりを保ち、安定生活を送れるよう、就労や自立を支援

⇒活動人口の増

主要取組項目３
産業活力とまちの魅力の向上

✧新たなニーズに応える事業活動支援し、地域内の経済循環を創出

⇒活動人口の増

✧魅力の再発見・創出と戦略的発信による尼崎の魅力向上

⇒交流人口の増

～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

① 人の育ちと活動を支援する

- ✧ **地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。**
- ✧ **市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。**

・子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向等が見られる中、学校、家庭、地域、行政が連携すること等によって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティの中で子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、地域への愛着をはぐくむことにもつながります。
・また、生きる力を育む上で学力は重要な要素です。尼崎の子どもたちの学力は向上してきていますが、市民意識調査での学力向上に対するニーズは依然として高いという結果が見られます。学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ることは、子どもたちの将来を支える基礎となるものであり、ひいては、保護者等の安心や子育てファミリー世帯の定住・転入によるまちの活性化にもつながるものです。
・高齢化の進行や単身世帯の増加等が見込まれる中、市民のまちづくりに役立つ能力の養成・向上を支援すること等によって、多様なまちづくりの担い手が育つこと、また、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティが形成されることは、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するものです。
・さらに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災等、非常時の対応力を高めることにもなります。

～「健康、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

② 市民の健康と就労を支援する

- ✧ **生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。**
- ✧ **社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。**

・要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高い等の状況が見られる中、生活習慣の改善を啓発すること等によって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。
・若年層を中心に失業率が高い中、尼崎の産業資源をいかし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上の支援、人材と企業のマッチング等により就労をサポートすることも、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。
・また、生活保護率が上昇傾向にある中、やむを得ず就労に至っていない人に対しても、ボランティア活動等を含めて何らかの形で社会にかかわる機会を提供することは、社会からの孤立を防ぐことや就労意欲を喚起することにもつながります。
・これらのことは、高齢化の進行により人口の年齢構成のバランスが変わっていく中で、ひいては、市民生活を支える各種制度等の住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、全体として市民生活の安定化につながるものです。

～「地域の資源をいかし、活力が生まれるまち」に向けて～

③ 産業活力とまちの魅力を高める

- ✧ **社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る。**
- ✧ **「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める。**

・産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、市民所得を向上させる等、まちを元気にする重要な要素です。
尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たなニーズに応える付加価値の高い産業や環境負荷の低減に資する産業等が発展する素地があります。
・環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まってくる中、また、高齢化や生活様式の多様化等により生活関連サービス等の地域でのニーズが高まってくる中、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業の活動や起業が生まれることは、地域での経済循環の促進に寄与するものです。
・人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られる中、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人が増えることは、まちの活気につながるものです。
・そして、働く人やまちへの愛着を持つ人、また、来訪者が増え、まちの活力を高めることは、ひいては、尼崎に暮らし、活動する人々が潤い、よりよい暮らしを送ることにもつながります。

～「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

④ まちの持続可能性を高める

- ✧ **よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する。**
- ✧ **公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する。**

・市民の活発な活動と、事業者、行政の取組により、尼崎市の環境は大きく改善されて来ました。現在も、身近な環境の改善に向けた協働によるさまざまな取組が見られます。
一方で、このような成果や取組が十分に知られていない面があります。市民自らが、身近な地域の環境や景観等に意識を持ち、良好な住環境をつくっていくこと、また、行政としてそのような取組が進むような支援していくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。
・また、良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進につながる重要な要素です。このような、人口の年齢構成バランスを重視した取組を進めることは、まちの活力の向上とともに、市民生活を支える各種制度等の住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、まちの持続可能性を高めるものです。
・人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られる中で、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図ることで、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。また、公共施設の再配置にあわせて、耐震化等を図ることは、災害への対応力を高め、まちの持続可能性を高めることにもなります。

6．行政運営

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためにも、効率的・効果的にまちづくりに取り組むとともに、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態をめざしていかなければなりません。

また、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をさらに進めていく必要があることや、行政の役割が、「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、施策や施設を介して提供される行政サービスや支援を、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、次のような取組を進めます。

(1) ともにまちづくりを進めるために

①仕事に取り組む視点

「ありたいまち」の実現に向け、各施策における「３．各主体が取り組んでいくこと」の記載をもとに、行政として、まちづくりに取り組む市民や事業者の力が、より発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組みます。

また、個々の施策において具体の取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、行政が直接サービスを提供する以外にも、施策に関係するさまざまな情報を収集、活用し、多様な主体間のつながりをつくっていく、広げていくといった、コーディネーター的な視点を持ち、市民や事業者の皆さんの連携が図られていくよう取り組みます。

②情報の収集・発信と市民の市政参画の促進

市民、事業者と行政が、ともにまちづくりを進めていくためにも、まちづくりに関する課題や取組等の情報をお互いに共有することが大切です。そこで、行政情報の積極的な公開･提供だけでなく、市民活動等に関する情報も含めた、まちづくりに関するさまざまな情報の収集・発信により、必要な人が、必要な時に、必要な情報を、わかりやすい形で得られるよう取り組みます。

また、市民のまちづくりへの参加・参画意識や、公共的なサービスを担う力は高まってきており、今後はこうした意識の高まりや力を最大限いかしていくことが必要です。そこで、より多くの市民の知識と経験を、まちづくりにいかすことができるよう、市民参加・参画の機会の充実に取り組みます。

(2) 市民生活を支え続けるために

①収入の向上に向けた取組

この計画に基づき、各施策においてさまざまな取組を進める中で、市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や税源の涵養を図るほか、公共サービスに関しては公平性や諸制度の持続可能性の観点から、受益に応じた負担の適正化等の取組を進めます。

②健全な財政運営

今後のさらなる高齢化の進行による社会保障費の増加や、負債の償還に伴い、多額の収支不足が見込まれる一方、今後の社会経済情勢の先行きは不透明な状況にあります。

これまでの総合計画に基づく行政運営においては、施策優先型の事業展開によって、行政規模が拡大する傾向が見られ、景気の低迷も相まって、結果として収支の均衡が保てず、多額の財源対策が必要になるといった傾向がみられました。

こうしたことを踏まえ、今回の総合計画においては、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、収支バランスの改善に取り組み、持続可能な財政構造の構築を図り、自治体として自律的な運営を維持していきます。

③将来負担を見据えるとともに社会情勢の変化に備える取組

将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。さらには、予期せぬ緊急的な財政需要にも対応できるよう、基金残高の確保に努める等、社会経済情勢等の変化に強い、安定した財政基盤の確立をめざします。

また、毎年度の収支見通しを考慮しながら、継続的に事務事業の見直しを行い、より効果的な施策の実施に努めるとともに、公共施設の再配置、維持・更新を進める中で、機能の向上を図り、市民生活の質的な向上をめざします。

(3) 効果的な行政運営を図るために

ともにまちづくりを進め、市民生活を支え続けるために、行政運営にあたる職員には、これまで以上に、市民の立場に立ち、ともに考え行動することや、新たな発想や知識・技術・経験を持って課題解決に向けて積極的に取り組む姿勢が求められます。

また、職員一人ひとりの意識や能力を高めるだけでなく、最大限にその力を発揮できるための組織や制度が必要です。

こうしたことから、この計画に基づいて、これからのまちづくりを着実に進めていくために、人事給与制度や組織の見直しに適宜取り組んでいきます。

なお、行財政改革にかかる具体の取組については、別途計画を策定し、進めていきます。

7. 計画の推進

(1) 施策の評価

「ありたいまち」の実現に向け、計画を推進していく中で、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりにいかしていきます。

① 施策評価

各施策でどのような取組が行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果をもとに、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直しに反映していくことにより、効果的・効率的な施策展開が図られるよう努めます。

② 市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」等を把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

(2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、全ての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」や「市民意識調査」の結果とともに、「５．主要取組項目」のほか、緊急の対応を要する社会的課題、国における諸制度の変更等を踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設等の都市基盤については、市民活動や経済活動等のさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわたる取組が必要なものが多くあります。

そのため、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（３ヵ年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保する中で、優先度の高いものから実施していくこととします。

資 料 編

１．時代認識と尼崎市の現状　－「ありたいまち」に向けて－

ここでは、「ありたいまち」を考えるに当たって、今後のまちづくりに特に影響があると思われる尼崎市を取り巻く背景をまとめています。

⑴ 人口減少、少子高齢社会の進行

■日本全体で進む人口減少、少子高齢化

わが国は、戦後、生産年齢人口が多く、一方で社会保障等によって支えられる老年人口が少ないという状況にありました。しかし、1990 年代半ばごろに生産年齢人口がピークを迎え、その後、減少に転じたことで、老年人口の相対的な増加が顕著になっています。今後は、さらに急速な少子高齢・人口減少社会を迎えます。

推計では、50 年後には生まれる子どもの数は現在の半分以下、生産年齢人口とされる 15～64 歳の数は約半分近くまで減少し、一方で医療や福祉に対する需要の高い高齢者の数は約 1.2 倍になると見込まれており、今後、こうした少子高齢化の影響で、働く若い世代が高齢者の年金・医療を支える、といったしくみを維持することがますます難しくなっていきます。

■尼崎市の人口動向

尼崎市では、産業都市として発展してきた歴史の中で、高度経済成長期の人口流入によって人口が増加し、昭和 46 年にそのピークを迎えましたが、その後は一貫して減少が続いてきました。その間の状況を見てみると、社会減少の幅が縮小する一方、出生数の減少と死亡数の増加により自然増加の幅が縮小するという傾向が続いています。平成 21 年以降は死亡数は出生数を上回っており、今後もこの傾向が続くことで人口は減少すると見込まれます。

国勢調査結果を基に統計手法により計算すると、この総合計画が終了する平成 37 年頃の人口は、約 40 万人となると推計されます。さらに、その年齢別の構成についてみると、高齢者 1 人に対する生産年齢人口の比率は平成 22 年時点の 2.7 人から、その 15 年後の平成 37 年には 2 人となり、全国とほぼ同様の傾向で推移し、高齢化が進行すると推計されます。

■尼崎市における人口減少、少子高齢化の影響

本市では、他都市と比較して、単身世帯の占める割合が高く、夫婦と子どもからなる世帯の占める割合が低くなっています。今後も続くと予想される少子･高齢化の進行は、子育て世帯の減少や一人暮らしの高齢者の増加等を加速させ、地域コミュニティの姿をさらに変化させていくと考えられます。例えば、近所の乳幼児と触れ合う機会が少ないままに親となる人が増えることや、気軽に相談できる場が少なくなることで子育て中の保護者が育児において不安や孤立感を感じる可能性が高まります。特に、本市では他都市と比べて若年者の出産数が多いこと等から、子育てに関する支援が必要な家庭が多いことがうかがえます。

また、別の視点では、多くの若い世代が中心になって働くことで、給与によって家計が、納税によって行政サービスが支えられているといった社会のしくみも機能しにくくなってくることを意味します。例えば、本市の介護保険の状況を見ると、他都市と比較して、要介護認定率が高く、かつ、要介護度が重度である傾向が見られ、今後、介護保険料の負担が増すことや、介護保険制度の維持が難しくなるということも考えられます。

こうしたことから、地域の一員である子どもの育ちを、家庭、学校とともに地域全体で支えること、また、社会を支える人材を育成することは、より重要となってきます。また、老若男女にかかわらず、健康を保ちながら、仕事と家庭、あるいは地域での活動のバランスを

うまく保つことができる環境を整えることや、特定の世代や立場の人に負担が偏ることなく、みんなで地域社会を支えていくしくみをつくっていくことが必要となります。

図表 1-1 尼崎市の人口の推移等

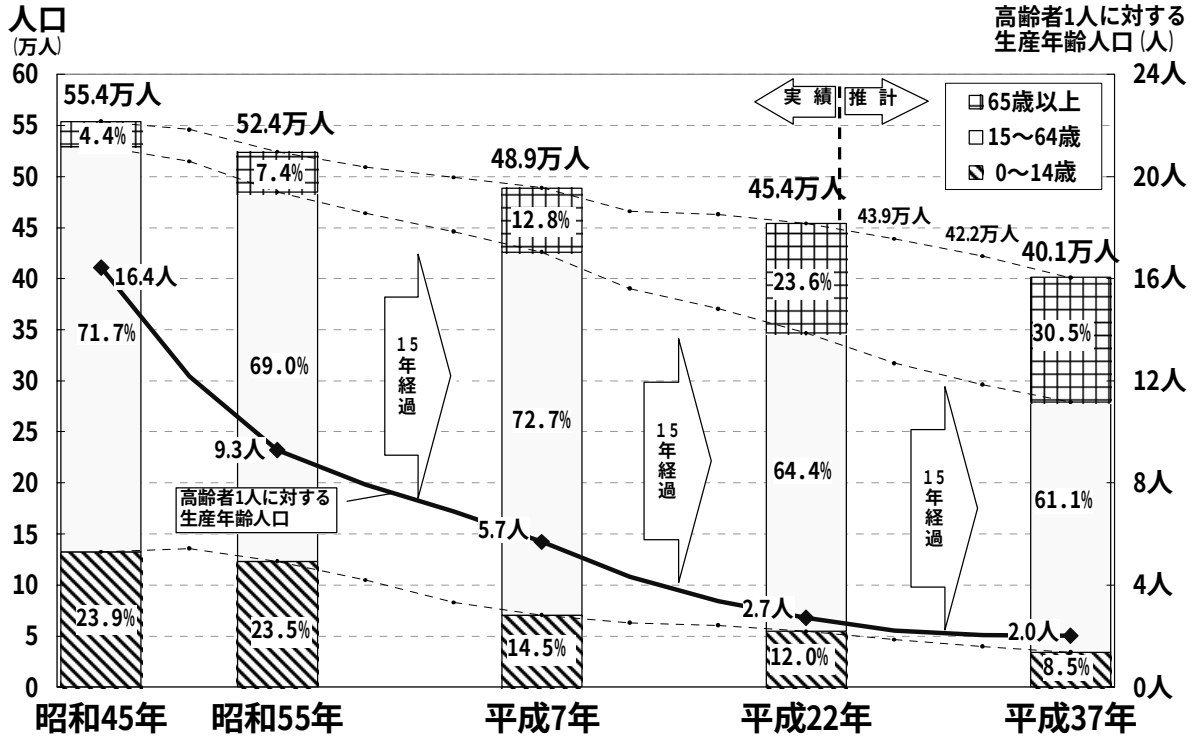

（資料）総務省「国勢調査報告」

図表 1-2 世帯類型別世帯数の推移

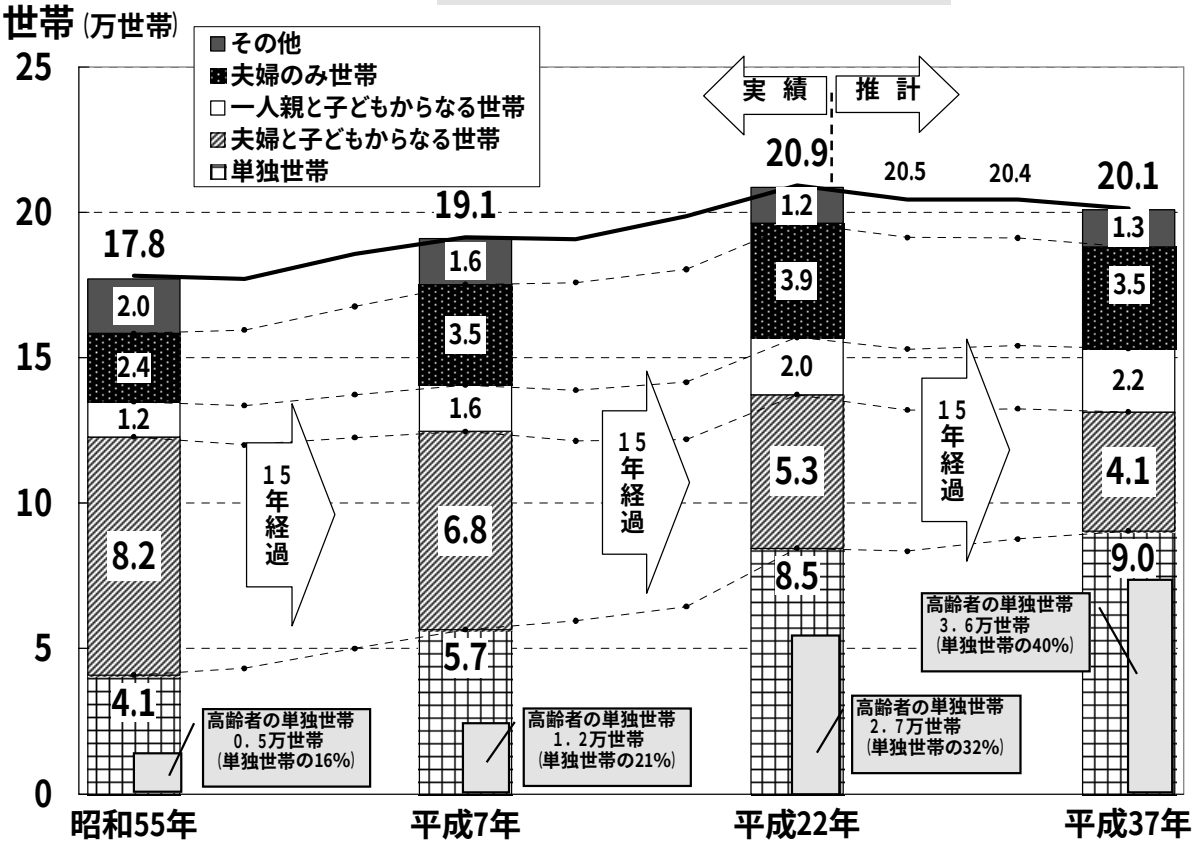

（資料）総務省「国勢調査報告」

⑵ 社会経済情勢の変動

■経済のグローバル化に伴う地域社会への影響

経済のグローバル化が進行し、世界規模で企業間の競争が激しくなっている中で、世界の市場の混乱が、瞬時に私たちの身近な地域経済を揺るがすことにつながるといったことが起こっています。産業のまち、ものづくりのまちとして発展してきた歴史や土地利用の状況から見ても、産業は尼崎市にとって重要な要素です。本市産業において重要な分野である製造業の近況を見てみると、平成 20 年の世界同時不況後の景気回復が全国に比して低調（特に中小企業において）であること等、産業構造上の課題が見られます。

また、企業経営や雇用のあり方が変化し、非正規雇用者の増加といった雇用形態の変化や、世代によって経済格差が広がるといった問題が生じています。そこで、こうした不安定な雇用環境のもとで、経済基盤が安定しない人々、特に若い世代への支援等、次代の地域の担い手が、意欲を持ちながら安心して暮らせるための支援方策が求められます。

一方で、労働人口そのものの減少も見込まれる中で、職場において女性や高齢者が現在より働きやすい環境を整えていくとともに、地域においては様々な職種・業種・立場の人が地域づくりに参画しやすい状況をつくっていくことが必要です。

■求められる都市活力を高める工夫

一方、グローバルな経済競争が進む中でも、独自の技術やノウハウによって高い競争力を有している企業は、規模の大小を問わず存在しており、そのような市内企業を支援したり、新たに誘致したりすることで、都市の活力を高めていく工夫が必要です。

また、これまでも、蓄積されてきた歴史文化、尼崎ならではの商品や製品等、有形無形の地域資源・地域資産の活用等によるまちの魅力の創出に向けた取組が行われてきましたが、引き続きこうした取組を進めるとともに、それらの魅力をつなげることで交流人口の増加につなげていく工夫も必要です。

■土地利用

産業都市として成長してきた本市には、臨海部を中心とした多種多様な製造業事業所の集積に加え、環境産業などの最先端の研究開発を担う企業の拠点が多く立地するなど、ものづくりを支える産業基盤が形成されています。このような産業都市としての魅力を活かし、企業立地に適した土地については、次代を拓く企業の事業所の立地を誘導していくとともに、その効果が地域に波及していくよう取り組んでいくことが必要です。

また、一方で、経済のグローバル化に伴う産業構造の変化等による工場の転出や廃止等が見られる中、尼崎市の地理的利便性から住宅地としての魅力が高いこと等から、主に工業系用途から住宅系用途への土地利用の転換が続いています。このようなことから、工場と住宅が混在する地域が増えている中で、それぞれが理解し互いの環境を阻害しないよう工夫することが必要です。

図表 2-1 尼崎市における40歳未満の完全失業者と完全失業率の推移

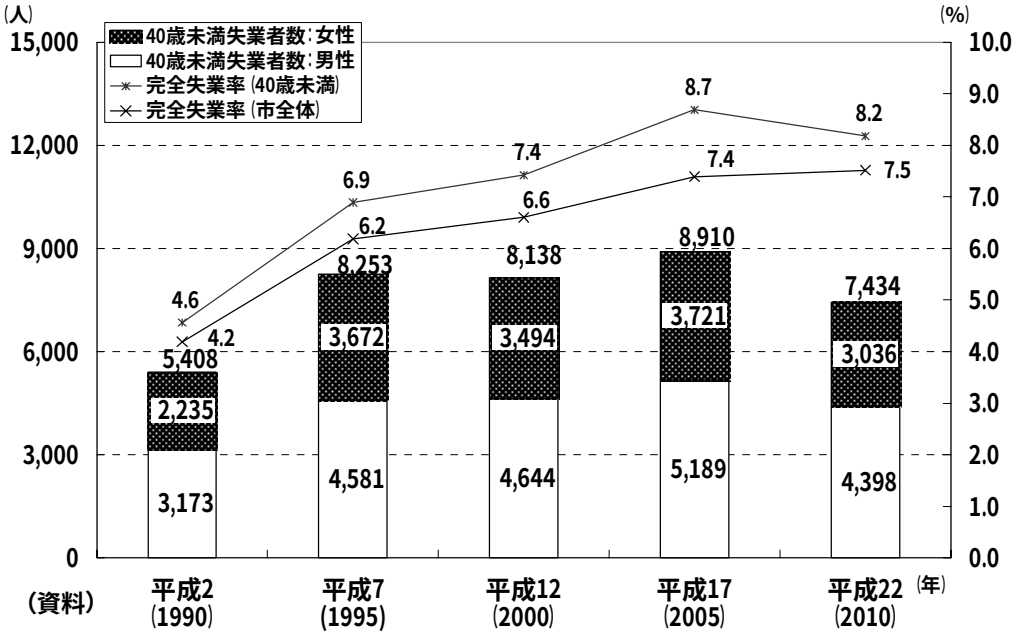

（資料）総務省「国勢調査報告」

図表 2-2 都市計画用途地域図（平成23年4月）

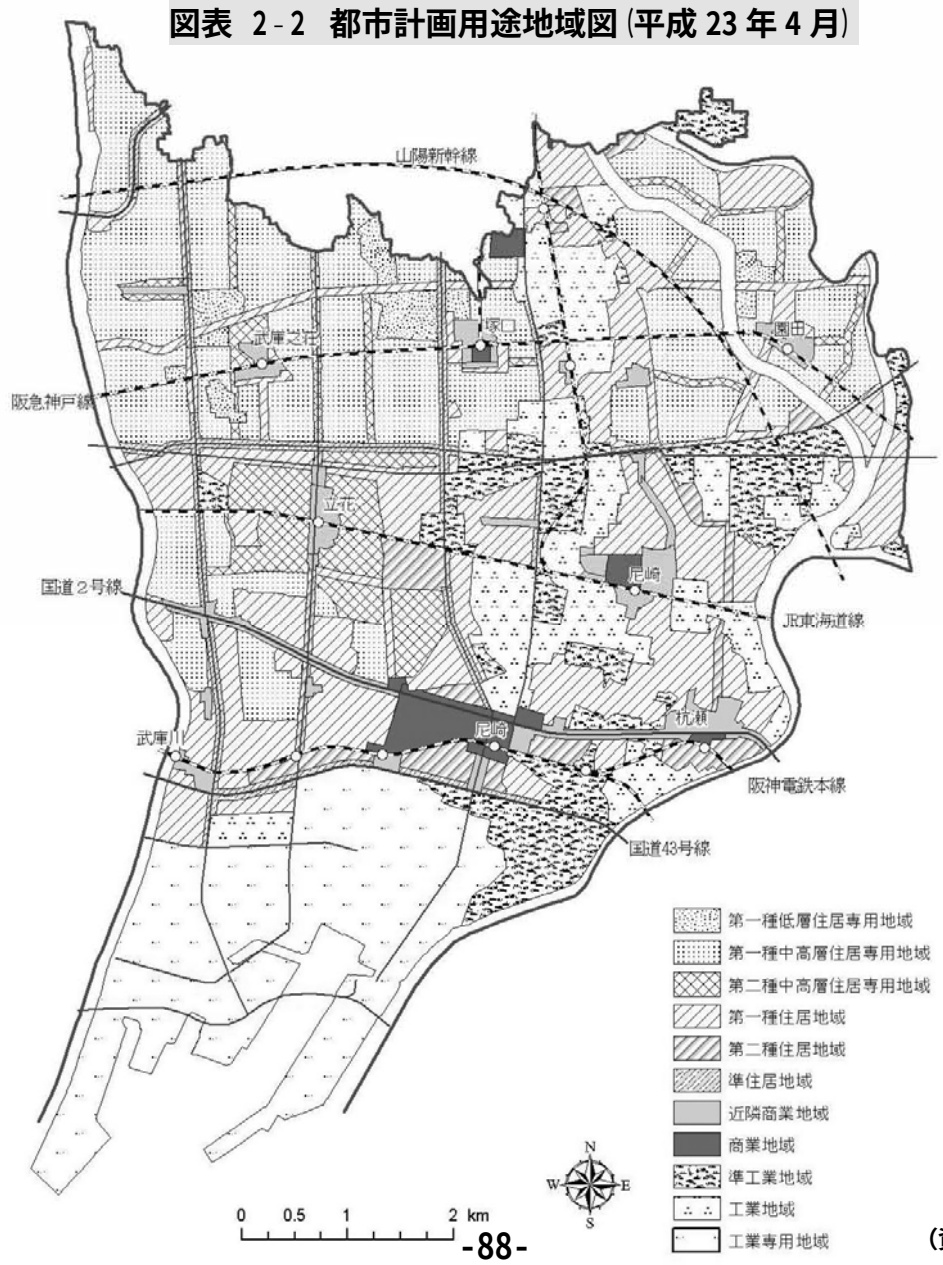

（資料）尼崎市統計書

⑶ 地方分権と住民主体のまちづくり

■地方分権の進展

地方分権が進む中、尼崎市ではできる限り住民の身近なところで行政を行い、より充実した市民サービスを提供するため、平成 21 年 4 月に中核市に移行しました。基礎自治体としての尼崎市の裁量が拡大していく中では、規制や許認可等の権限を有効に活用し、より市民の実情や地域の特色に即したサービスの提供が求められます。そのための市役所職員の政策形成能力の向上等、人材の育成がより重要となります。

■住民主体のまちづくり

国から地方自治体への分権という視点だけでなく、市の中での地域における住民主体のまちづくりを進めていくことも今後の大きなテーマです。尼崎市では阪神・淡路大震災を機に、地域での助け合いに対する市民意識の高まりやボランティア・ＮＰＯ活動の活発化等、社会の課題に市民が主体的に取り組む活動が見られます。一方、生活様式や世帯構成が変化している中で、自治会への加入率の低下や活動の担い手の高齢化が進んでおり、地域における支え合いやまつり等の行事といった、地域に密着した身近なまちづくりを続けていくことが難しくなってきています。このような状況に対応するため、住民が支えあって活発な活動が展開されるよう支援していくことも必要です。

また、高齢化の進行や市民ニーズの多様化に伴い、生活支援サービスへのニーズが高まってくると考えられる中で、ソーシャル･ビジネス等を通じて、地域において雇用が生まれる可能性があります。

■まちづくりに取り組む人材の育成

これらのためには、地域においてまちづくりに積極的に参加する人材が育まれることが重要であり、人材の確保や能力の養成、その活用等が進むような環境づくりに取り組むことが必要です。

■公的サービスに関する考え方の変化

平成 12 年の介護保険制度の導入等に見られるように、公的サービスは、これまで行政による「措置」とされていたものが、民間事業者との「契約」に移行しつつあります。

措置制度では、行政による「給付の決定」として、利用者はサービス内容を選ぶことができませんでしたが、契約制度への移行により、利用者は、自らが必要なサービスを選択し、購入することとなり、利用者の主体性が尊重されることとなりました。また、多様なサービス提供主体の参画と創意工夫によって、多様なニーズに対するサービスの質と効率性の向上を図ることも、制度変更の目的のひとつとなっています。

一方、行政は、利用者がサービスを選択できる環境や事業者が創意工夫できる環境を整備する等、適切な制度運用のためのマネジメントを行うという役割を担っています。

今後、地方自治においても、市民・事業者のまちづくりへ参画をさらに進める中で、行政として「市民や事業者の力が、より発揮されるためにはどうすればよいか」を考えていくことが、より重要になってきます。

図表 3-1 まちづくりの進め方についての意向

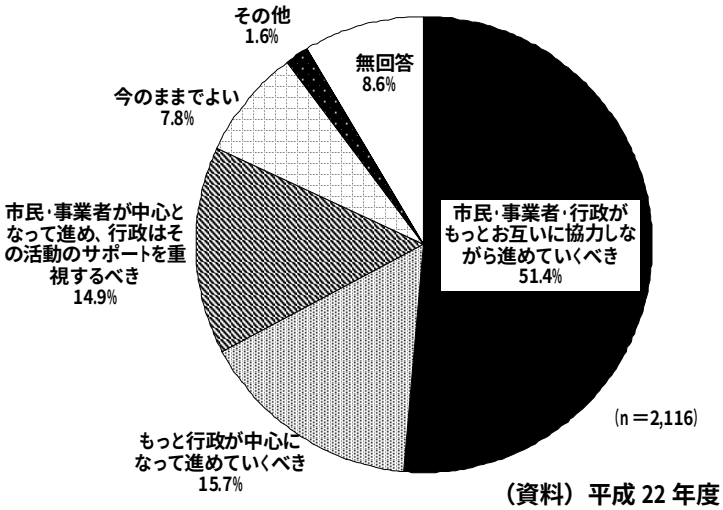

（資料）平成 22 年度 尼崎市市民意識調査

図表 3-2 自身の地域をより良くするための取組

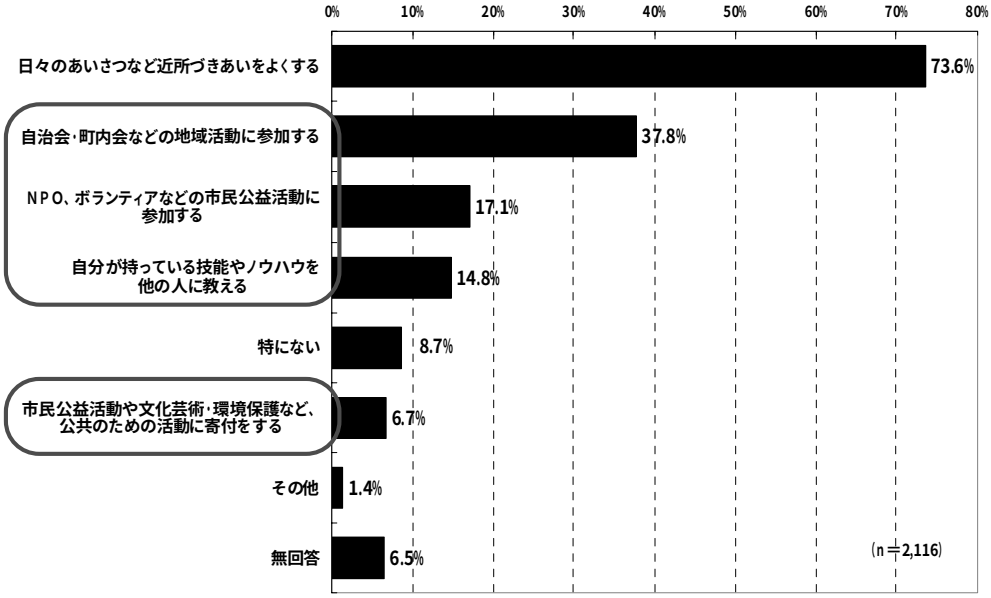

（資料）平成 22 年度 尼崎市市民意識調査

図表 3-3 男女別産業別雇用者数の増減（全国：平成 14 年→21 年）

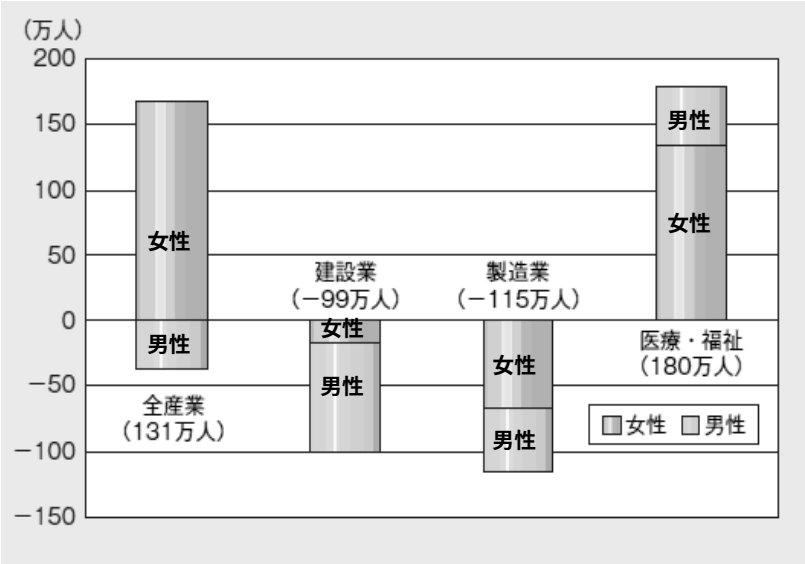

（資料）内閣府「男女共同参画白書（平成 23 年度）」

⑷ 環境問題の顕在化

■公害問題から地球環境問題へ

高度成長期に産業都市として発展した尼崎市では、昭和 40 年代以降、大気汚染をはじめとする公害問題が深刻であった時期がありましたが、市民の関心の高まりや熱心な活動、諸制度の整備、事業者の取組等により、目に見える改善を実現してきた実績があります。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が要因とされる温暖化等の地球規模での気候変動等の環境問題への対応は、将来世代の生活に影響を与える重要な課題となっており、環境負荷を低減しながら持続的な社会経済活動を行う循環型社会への転換が求められています。

このような中で、尼崎市がこれまでに得た教訓をいかしながら、環境問題に取り組んでいく必要があります。

■自然環境と生物多様性の保全

本市では、猪名川・藻川周辺地域での自然や歴史・文化を守り楽しむ取組や、西武庫地域でのホタルが棲める環境を取り戻す取組等、市民グループが中心となった自然と共生するまちづくりが進められています。また、南部の臨海地域では、「尼崎２１世紀の森構想」による地域の活性化と自然再生の取組が進められています。このような取組により、少しずつですが緑が確実に増え、トンボや蝶等も日常的に姿をみられるようになっています。

多様な生物が棲みやすい環境をつくっていくことは、ひいては人間の住みやすい環境をつくることにつながるものであり、様々な取組により、自然環境という市民共通の財産を次の世代に引き継いでいく必要があります。

■環境問題への取組と可能性

尼崎市における、自転車や徒歩移動に適した起伏の少ない平坦な地勢や、鉄道をはじめとした公共交通のネットワークは、自動車交通に過度に依存しないまちとして、温室効果ガスの排出抑制に向けて優位な点として特徴づけることができます。また、尼崎に集積する企業の中には、新エネルギーをはじめとするこれからの環境産業を担う技術開発や製品の製造を行っている事業所があります。

また、かつての公害の経験をいかし、県下他都市に先駆けた環境マネジメントシステムの導入・運用、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動や身近な自然の再生等の取組も進めているところです。

今後は、これらの資源を大いに活用していく中で、よりよい環境を創造していく産業活力につなげるとともに、尼崎市の魅力向上に向けた大きなポイントとしてアピールしていくことが求められます。

図表 4-1　10 年前と比較した尼崎市の取組の現状に対する評価

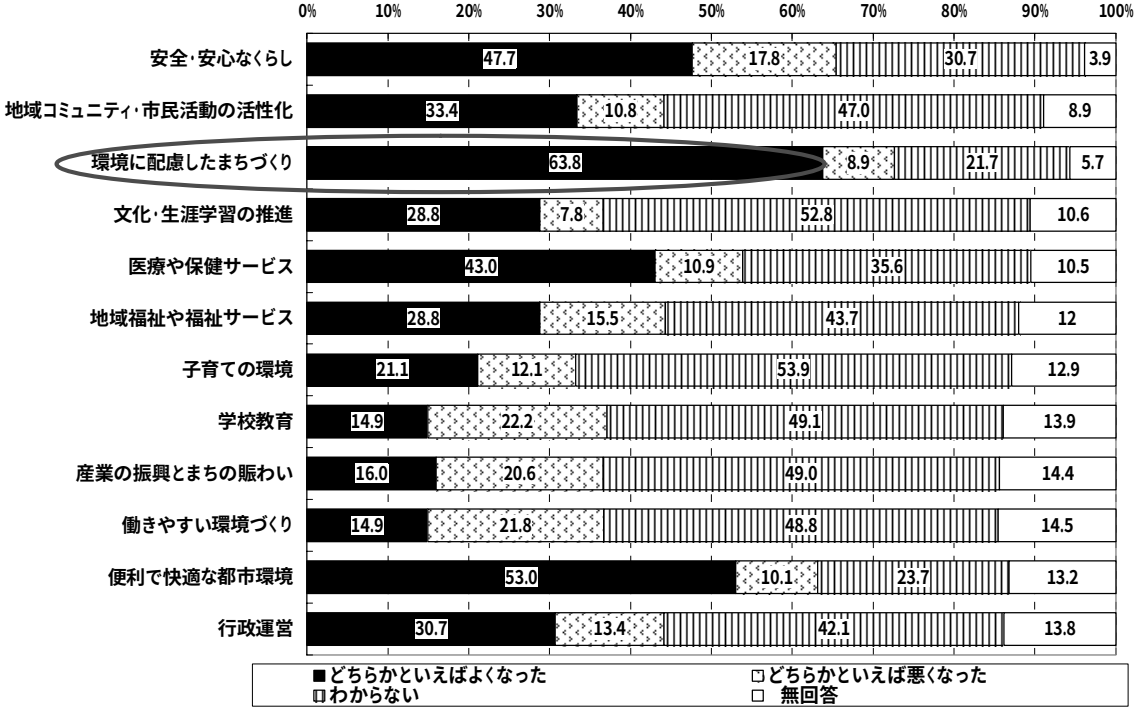

（資料）平成 22 年度 尼崎市市民意識調査

図表 4-2　二酸化炭素排出量の家計部門と業務部門の推移（尼崎市）
（1990 年の排出量を 100 とした推移）

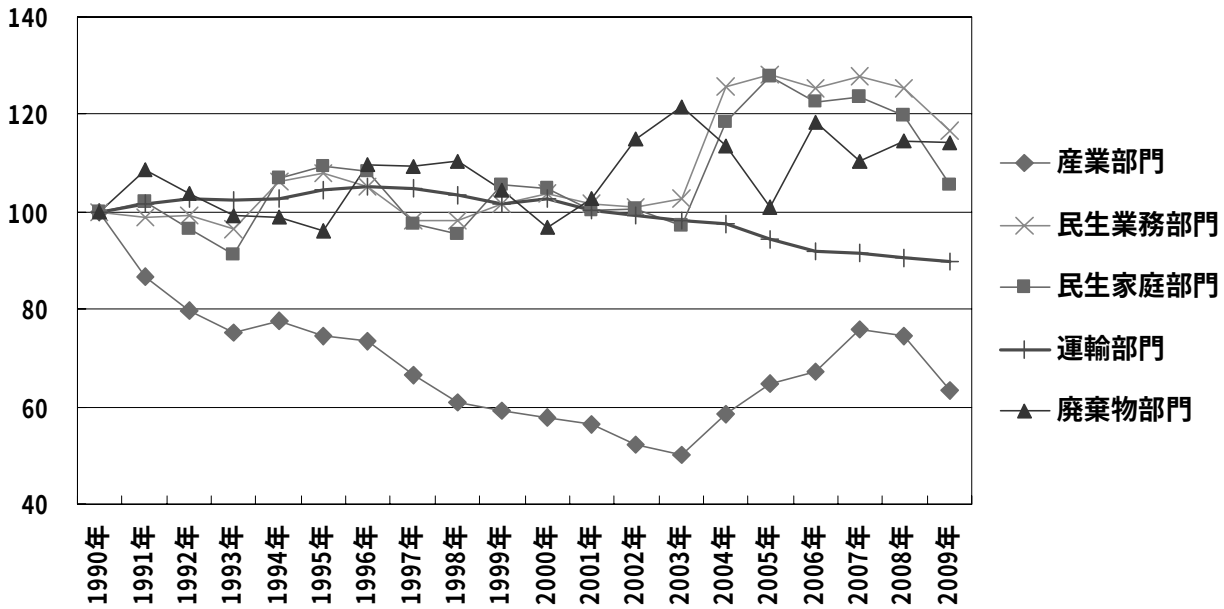

（資料）尼崎市市内温室効果ガス排出量推計結果報告書（平成 23 年 3 月）

⑸ 情報社会の進展

■情報社会の可能性

インターネットや携帯電話に代表されるような、近年の情報通信技術の進歩には目覚ましいものがあります。こうした中では、情報通信技術を利用できる人であれば誰もが必要とする知識や情報を瞬時に得られるだけでなく、発信することも可能となっています。これまでは情報量の差から行政や大きな企業でしかできなかったような活動が、個人や市民団体といった単位でも可能になってきており、その中で立場や世代を越えた人々の新しいつながりができていく可能性があります。

また、普段の生活においても、商品やサービスの選択等から、防犯、防災にいたるまで、さまざまな場面で情報が得られることは、生活の質を高めることにつながってきます。このように、現在の社会においては、「情報」の価値が相対的に高まってきている状況を見ることができます。

■情報社会の負の側面

一方で、膨大な情報の中から自分が必要な情報を選択することや、得た情報の正確さを判断することの難しさが生まれます。また、人とのつながりや情報を得る手段が断たれてしまうと、地域において孤立してしまう危険性があり、そのような要因となる情報格差の解消を図る必要があります。また、情報技術を悪用した犯罪等、情報社会の負の側面に対する対応の重要性も高まっています。

■情報社会とまちづくり

このような状況の中で、行政における情報の収集・活用・発信が情報社会の潮流に十分に対応できていなかった面がありました。例えば、子育てや教育等に関する情報について、自治会等への加入率が低下している中で、広報紙や回覧版等を通じた発信だけでは、本当に必要な人に情報が届いていないことも考えられます。このように、情報の内容や伝えたい相手に応じた情報発信の工夫が、より必要となってきます。

また、市民、事業者と行政がともにまちづくりを進めていくために、行政は一層の情報提供・情報公開を進めるとともに、地域においてさまざまなグループや組織が交流し、信頼関係が築かれるよう努めていく必要があります。

このほか、行政が持つ統計的なデータ等を、経済・福祉・健康といった観点で横断的に精査していけば、地域の実情に合ったもっときめ細かなまちづくりが展開できる可能性があります。

さらに、尼崎市が抱える多様な資源を発掘して市の魅力を高める情報へと編集し、内外に発信していく取組も重要です。また、図書館・公民館といった行政資産の様々な情報の蓄積・整理により、公共施設等の効率的・効果的なマネジメントにつなげていくことも重要です。

図表 5-1 市民参加を進める上で大切だと思うこと

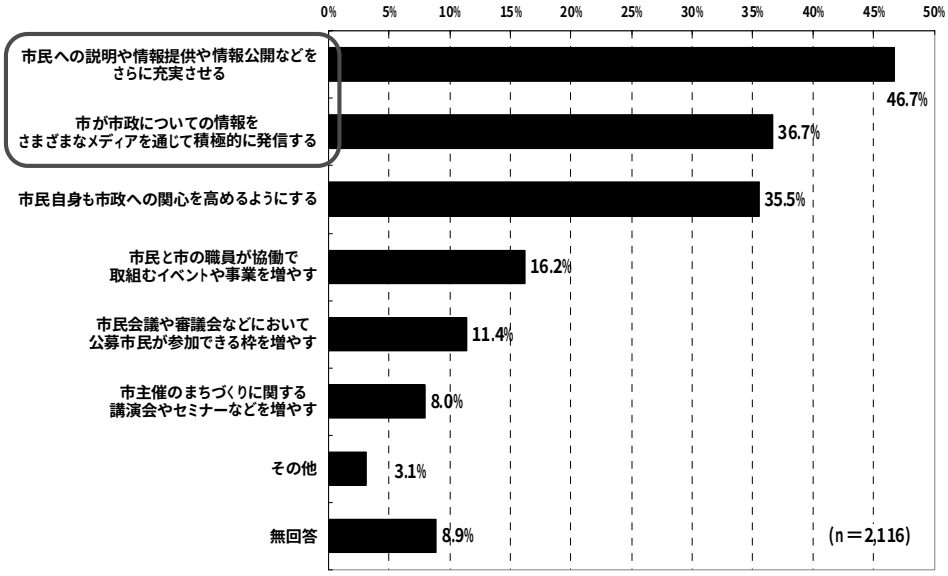

（資料）平成 22 年度 尼崎市市民意識調査

図表 5-2 インターネット利用者数及び人口普及率の推移（全国）

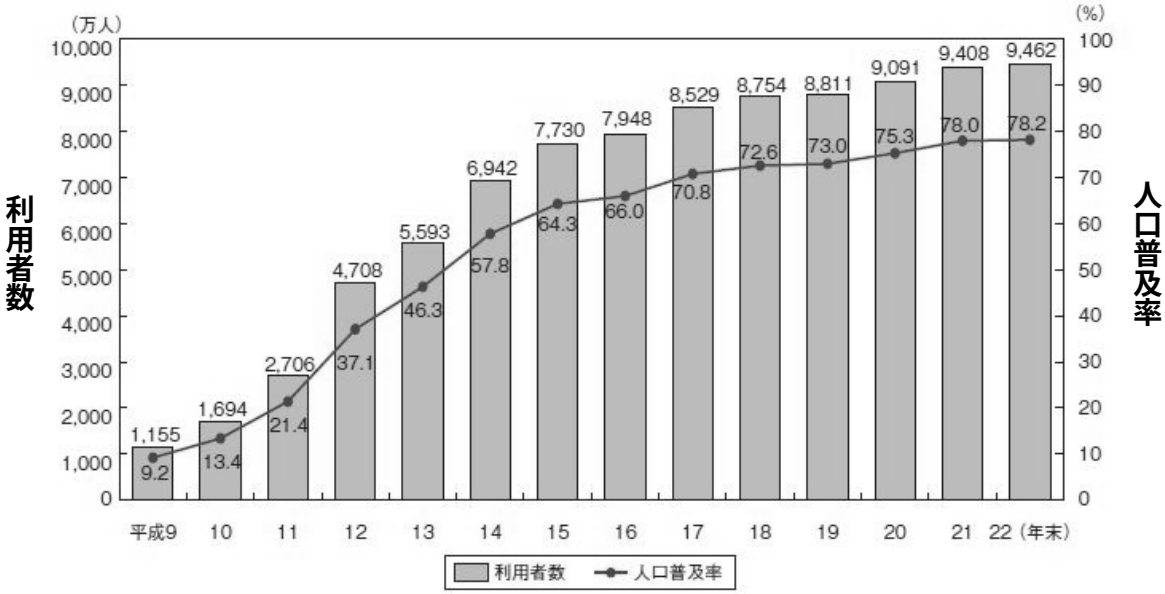

図表 5-3 属性別インターネット利用状況（全国）

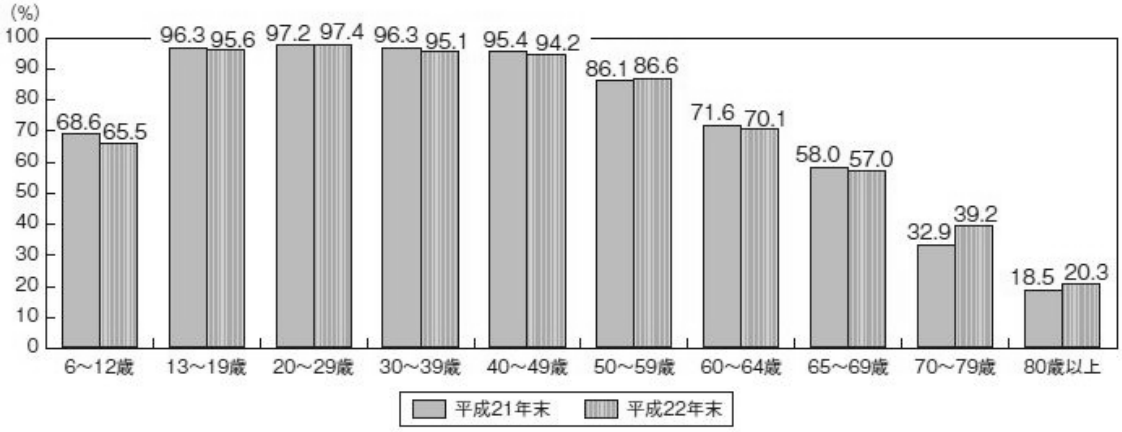

（資料）総務省「情報通信白書」

⑹ 市民生活を支える財政

■厳しさを増す財政状況

経済成長の鈍化等に伴い、国・地方ともに全国的に厳しい財政状況にあります。尼崎市では、「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」による財政構造の改善の取組を進めてきましたが、厳しい経済状況もあり、収支の乖離はなかなか縮まりません。一方で、高齢化の進行に伴う扶助費の増大や、労働人口の減少に伴う税収の減少等、今後とも尼崎市の財政を取り巻く状況は厳しさを増すものと考えられます。

■市民生活を守る工夫

防災・防犯、感染症への対策や、少子・高齢化の進行に伴う医療・福祉サービス等の市民の安全・安心に関するニーズは、今後ますます高まってくることが見込まれます。このような中で、市民生活を守っていくためには、行政として、市民生活に特に必要なサービスを選び、その質を維持していく「選択と集中」の視点や、民間活力の導入等といった様々な事業手法を用いた効率的な公共サービスの提供、また、地域における支えあいのしくみの強化等が求められます。

また、他都市に比べ介護認定率が比較的高い尼崎市においては、市民の健康を守るとともに、医療費をはじめとした社会保障費の適正化を図るために、若い頃からの健康管理意識の啓発と疾病予防に取り組むことが重要です。

一方で、市の収入を増やすための取組として、都市の魅力を高め、雇用や税収をもたらす産業の活性化に向けた取組や、「住みたいまち」として人々に選ばれるための取組も必要です。

■構造的な課題の改善

まちづくりを進めていくに当たっては様々な課題が生じてきます。顕在化したものに対処することは当然ですが、発生を未然に防いだり、その影響を少なくしたりするために、その根底にある原因と顕在化するまでの構造を探り、課題の根本的な解決に向けて取り組むという視点がより重要となっています。

図表 6-1 尼崎市の財政状況

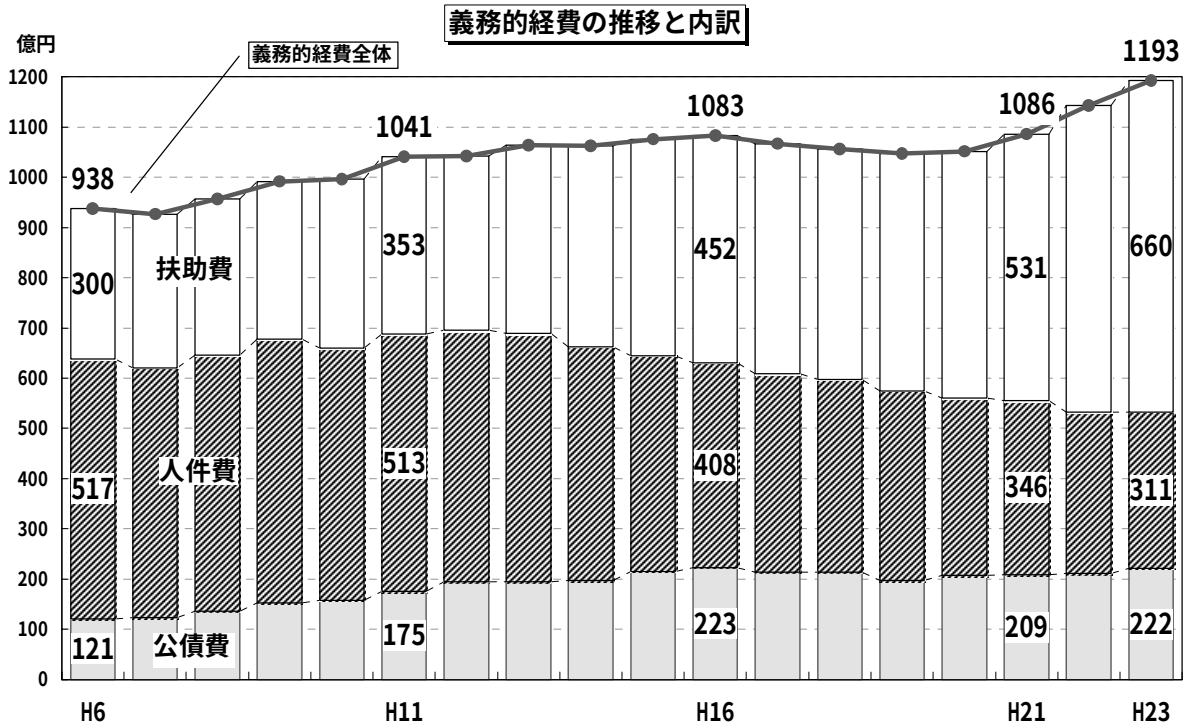

（資料）“あまがさき”行財政構造改革推進プラン

図表 6-2 尼崎市における生活保護世帯数の推移

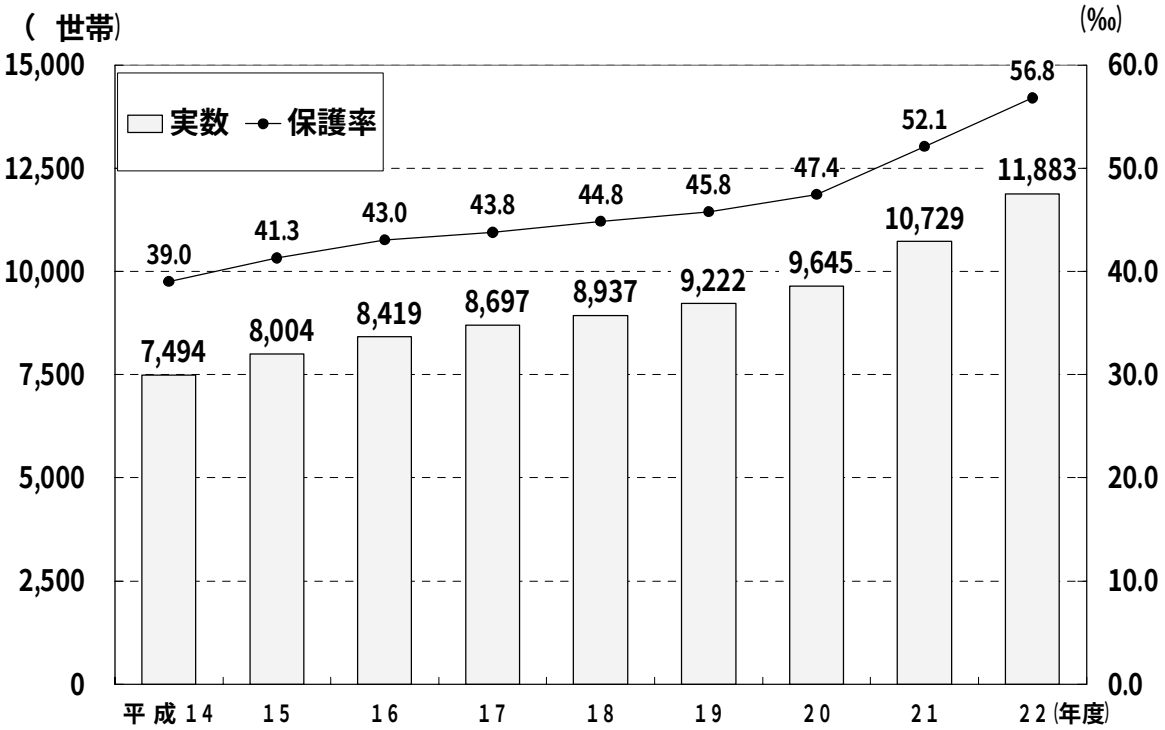

（資料）尼崎市統計書

⑺ 次代に引き継ぐ資産の活用

■都市基盤等の老朽化と更新、再配置

尼崎市では、高度経済成長期の急激な人口増加や行政需要の多様化に伴い、また、競艇事業等によるかつての潤沢な収益事業収入を背景に、様々な都市基盤や多くの公共施設の整備を行ってきました。これらの多くが、今後更新が必要な時期を迎えることになりますが、道路や上下水道、学校といった市民生活に必要不可欠な都市基盤については、計画的な更新を行って財政負担を平準化していきつつ、耐震化等必要な対策を行っていく必要があります。

公共施設については、高齢化・人口減少等の社会変化を見据え、住民ニーズに即した形での機能・配置の見直しが求められます。また、厳しい財政状況や地域における住民主体のまちづくりの推進といった観点から、運営方法を見直していくことも必要です。

■蓄積してきた資産の有効活用

このような取組を通じて、これまで整備してきた公共施設が、地域における支えあいや社会参画の拠点としての役割を果たしていくことも考えられます。

また、スポーツ施設や文化施設といった公共施設は、市の施設のみならず、県や民間等が整備・運営しているものもあり、近隣市にも様々な公共施設があります。整備・運営主体や立地（市域内外）に関わらず、これらを市民・利用者の目線に立って有効に連携・活用することは、市民生活の維持・向上に繋がりますし、効率的・効果的な行政運営にも繋がるものです。

図表7－1 公共建築物のうち、建設から満 50 年を経過する施設の累計面積

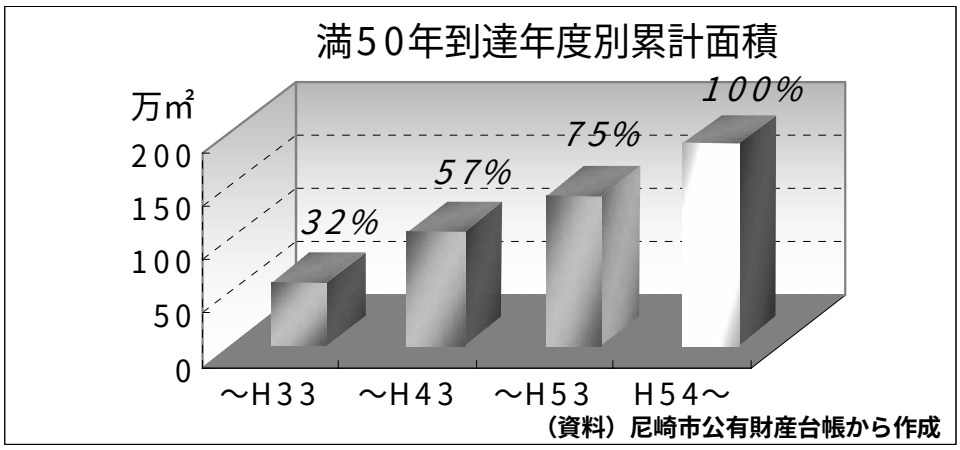

図表7-2 尼崎市の施設の状況

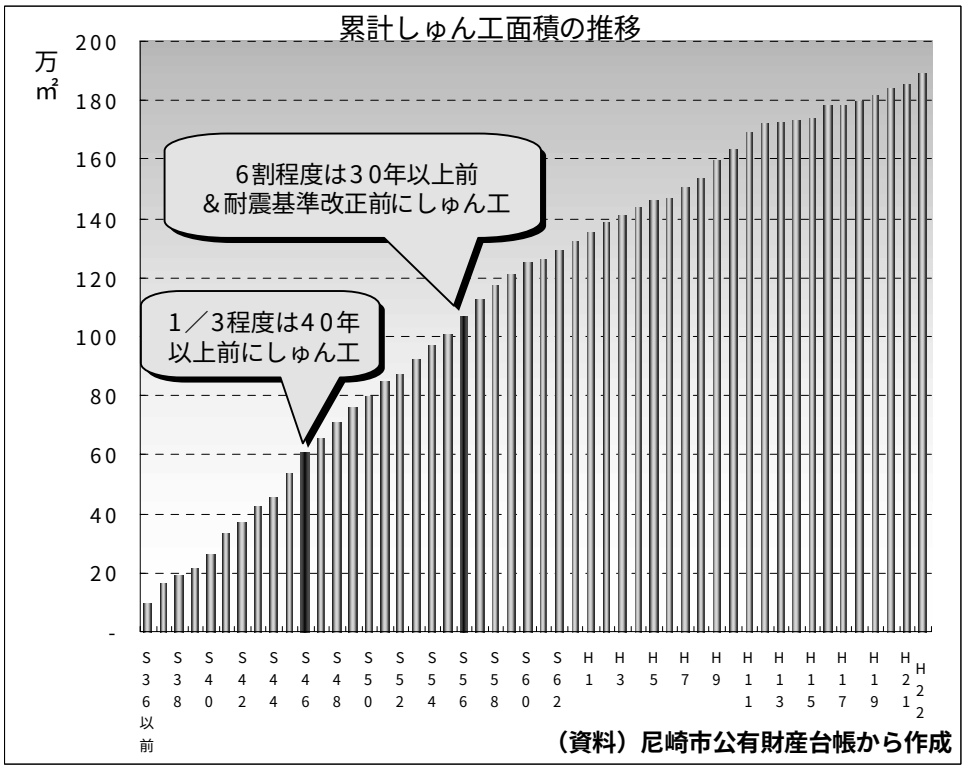

図表 7-3 公立学校の耐震化率（小・中学校、平成 23 年 4 月）

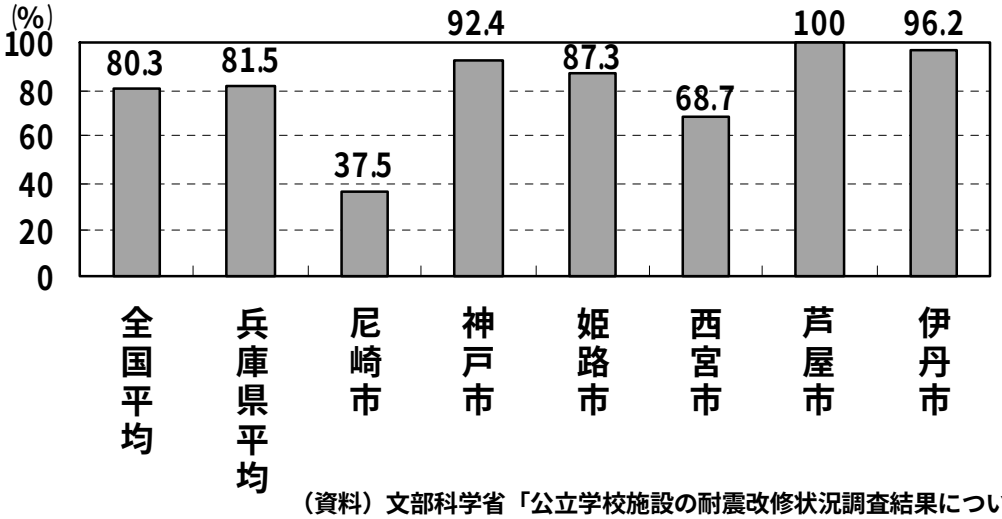

（資料）文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査結果について」

２．総合計画にかかるこれまでの取組経過

本市では、昭和 44 年の地方自治法改正による基本構想の策定義務化※以降、４次にわたって基本構想を策定してきました。（※平成 23 年の地方自治法改正により、「策定義務」は廃止。）

ここでは、総合計画にかかるこれまでの取組経過を振り返っています。

「まちづくり基本構想」（第 1 次：昭和 46～56 年度、計画期間 11 年）

- 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいました（ピークは昭和 45 年（約 55.4 万人））。一方で、公害の発生や生活関連の都市基盤の未整備が深刻な問題となっていました。
- そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道等生活関連都市基盤の整備をまちづくりの主要課題と捉えて構成されています。

「尼崎市総合基本計画」（第 2 次：昭和 55～65 年度（平成 2 年度）、計画期間 11 年）

- 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきずく市民都市」を打ち出しています。
- 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行する中で、本市においては工場再配置促進法等の影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、市南部の人口減少と北部の人口増加といった市内の発展バランスの問題等が顕在化しつつありました。
- そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取組を掲げ、無秩序な土地利用の改善に努める等、暮らしやすいまちづくりに向けた方向性が打ち出されています。

「尼崎市総合基本計画」（第 3 次：昭和 61～70 年度（平成 7 年度）、計画期間 10 年間）

- 都市像や基本理念は第 2 次のものを継承していますが、時代背景としては産業の構造変化が進む中で、本市においても南部の工業地帯の空洞化等が問題となっていたため、「産業構造の高度化」が施策として打ち出されています。
- このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置等、時代の変化への積極的な対応が見られます。

「尼崎市総合基本計画」（第 4 次：平成 4～現在（当初の計画期間は平成 37 年までの 34 年間））

- 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられる等、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応を重視されています。
- また、地球環境問題を意識した節の設置や「ノーマライゼーション」の節の設置等、現在につながる問題設定がなされていますが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向が見られ、現在の社会情勢にはなじまない部分があります。
- 基本構想のもとに、「第 1 次基本計画」（平成 4～13 年度）を策定し、文化、産業、環境、生活、人づくりといった 5 部門の将来像を支えるとともに、都市魅力や防災性の向上、住環境の改善といった観点から積極的な都市基盤の整備を進められました。しかし、これに伴い発行した多額の市債等の償還が、結果として今日の財政を圧迫する大きな要因となっています。
- 続く「第 2 次基本計画」（平成 13～24 年度）は、「都市の活力は、まちへの誇りと愛着を持った市民や事業者の主体的な活動や、行政との協働の取組の中から生まれ、そう

した活動の成果が、誇りや愛着をさらに増していく」という考え方のもと、人びとの生活と交流等の展開に重点を置いて策定されています。

【本市の総合計画と時代背景】

総合計画	都市像	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
まちづくり基本構想 （第 1 次） 昭和 46～56 年度	快適な職住都市		・公害問題の解決 ・都市環境の改善 ・下水道等生活関連都市基盤の整備	・経済の高度成長 ・公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
尼崎市総合基本計画 （第 2 次） 昭和 55～65 年度 （平成２年度）	人間性豊かな職住都市 ・生活基盤をととのえる環境都市 ・市民経済をつちかう産業都市 ・人間社会をきずく市民都市	・安全で健康にくらすことができること ・働くにも住むにも便利でくらしよいこと ・生きがいとゆとりのある人生がおくれること	・市南部の人口減少と北部の人口増加 ・市内産業の停滞 ・工場の市外流出に伴う雇用不安 ・住工混在やスプロール化等、無秩序な土地利用の改善	・高度成長の終焉、安定成長への移行 ・工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
尼崎市総合基本計画 （第 3 次） 人間性豊かな 職住都市をめざして 昭和 61～70 年度 （平成７年度）			・市域の人口減少 ・南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 ・南部地域の高齢化 ・地価の高騰に伴う宅地の細分化 ・産業の高度化への対応	・急速な円高が進み、産業の構造変化が進む ・老人保健医療の開始 ・男女雇用機会均等法の成立 ・市域の人口減少はペースが鈍化
尼崎市総合基本計画 （第 4 次） にぎわい・創生 あまがさき 平成４～37 年度	にぎわい・創生・あまがさき	・人にやさしいまちづくり ・都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり ・個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり	・文化を基軸とした都市の魅力の発信 ・南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 ・文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備	・バブル期の経済成長 ・価値観の多様化、女性の社会進出の進行
尼崎市総合計画 （第 5 次） 平成 25～34 年度	・人が育ち、互いに支えあうまち ・健康、安全･安心を実感できるまち ・地域の資源をいかし、活力が生まれるまち ・次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち		・「あるもの」と「つながり」をいかす ・人の育ちと活動の支援 ・市民の健康と就労の支援 ・産業活力とまちの魅力の向上 ・まちの持続可能性の向上	・低成長 ・成熟社会 ・人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 ・市民活動形態の多様化 ・東日本大震災

３．まちづくりに関する市民意識

ここでは、尼崎市総合計画を策定するに当たって実施した「尼崎市まちづくり計画策定のための市民アンケート調査」の結果から、主なものをまとめています。

①　尼崎市への居住意向

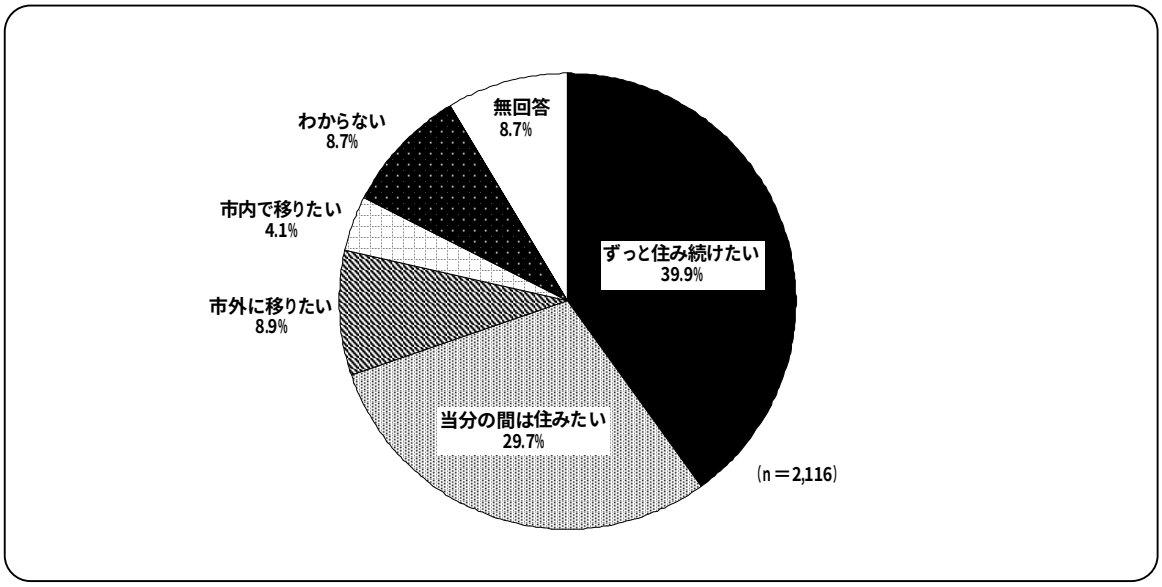

【性・年齢別傾向】

- **男女ともに年齢が上がるにつれて居住意向が多くなる傾向にある。**
- **「市外に移りたい」は男性 30 歳代、女性 20～30 歳代が多い。**

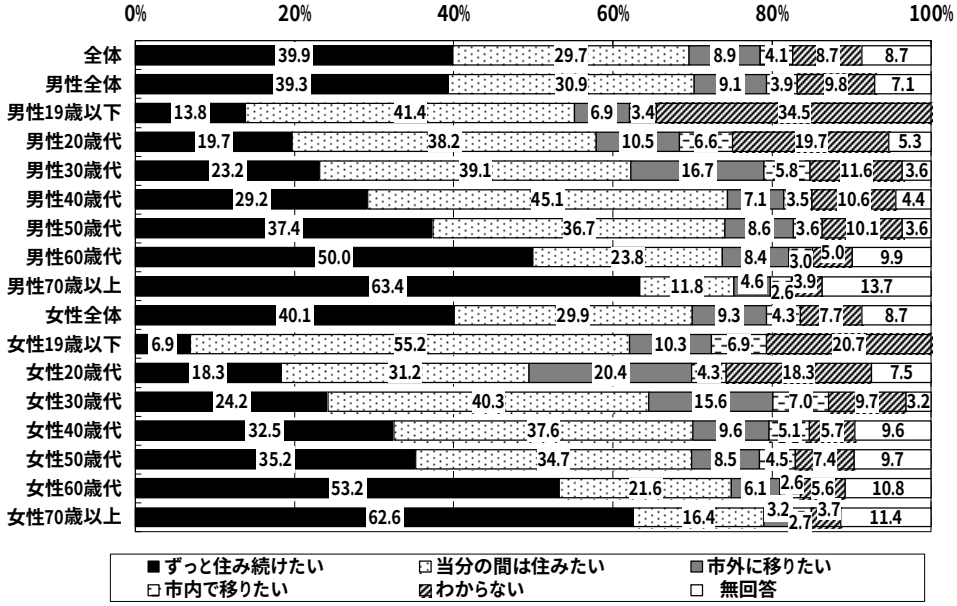

【居住継続を希望する理由】

・利便性に関する理由が多くなっている。

・住宅についての理由が約３分の１を占めている。

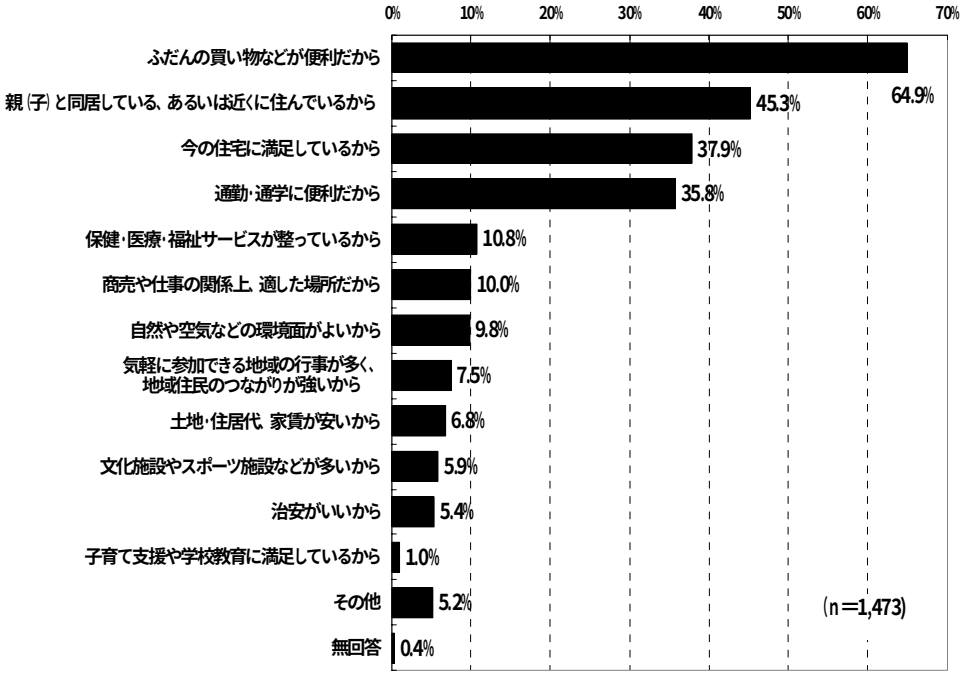

【居住継続を希望しない理由】

・生活環境面に関する理由が多くなっている。

・住宅についての理由が約３分の１を占めている。

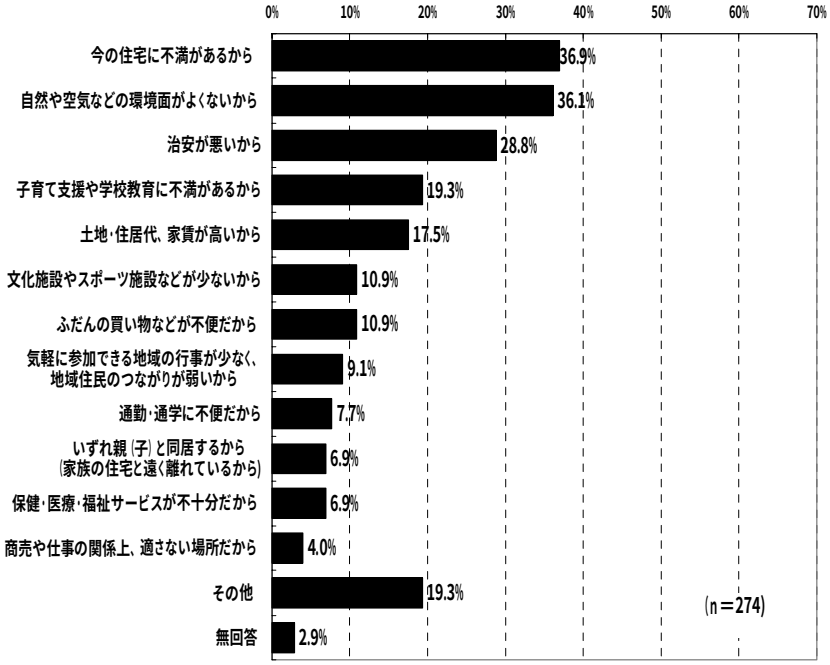

② 尼崎市のイメージ

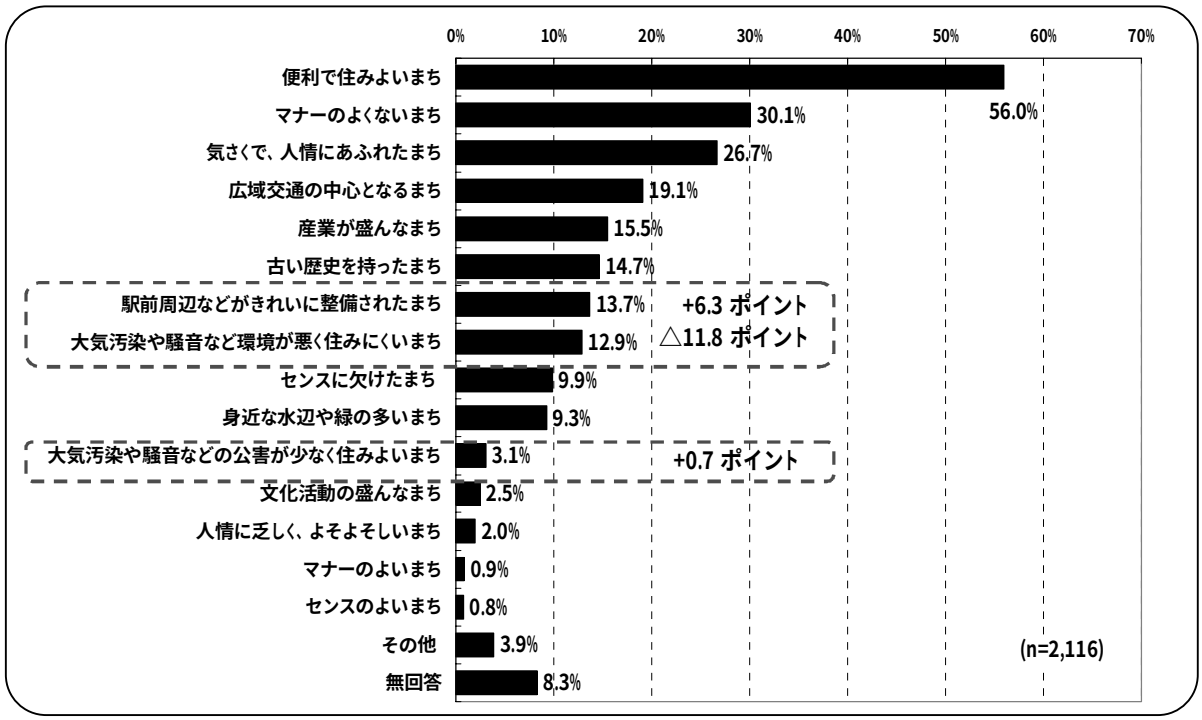

平成 11 年度のアンケート調査結果と比較すると、
「駅前周辺などがきれいに整備されたまち」が 6.3 ポイント、「大気汚染や騒音などの公害が少ないまち」が 0.7 ポイント増加しているのに対して、「大気汚染や騒音など環境が悪く住みにくいまち」が 11.8 ポイント減少している。

③ 尼崎市の取組に対する評価

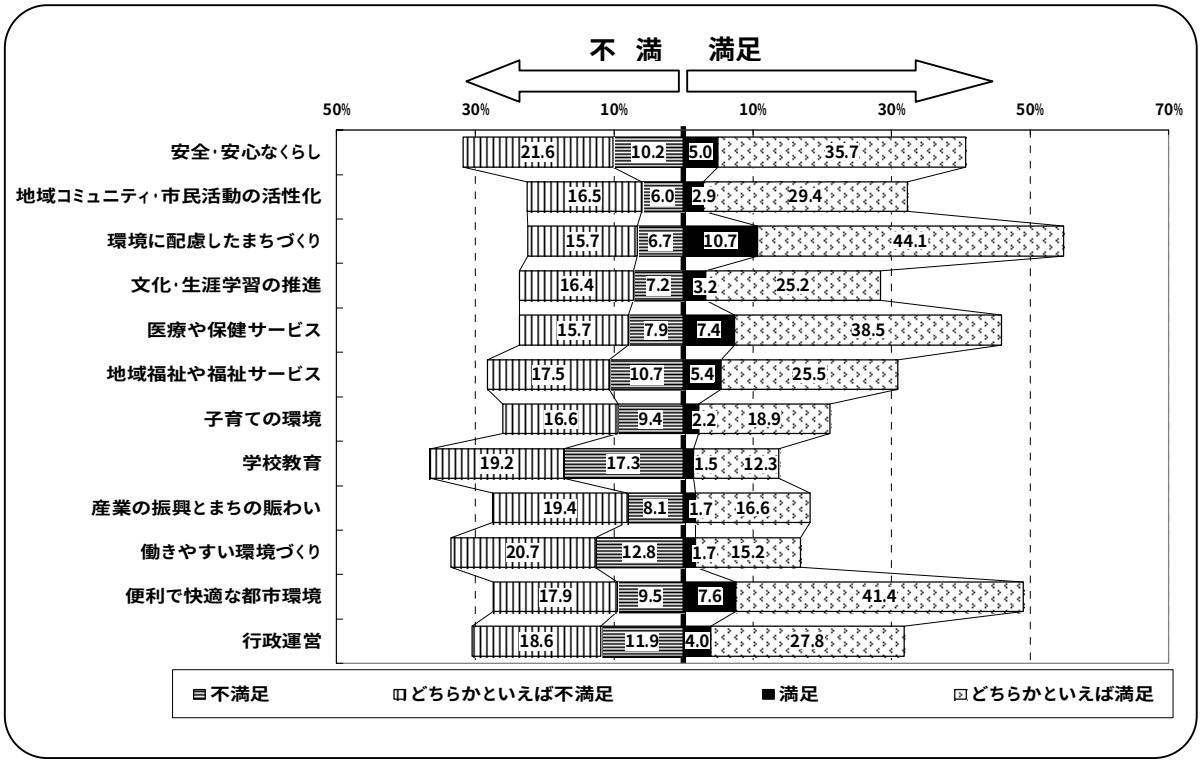

④　今後 10 年間で重点的に取り組むべき分野

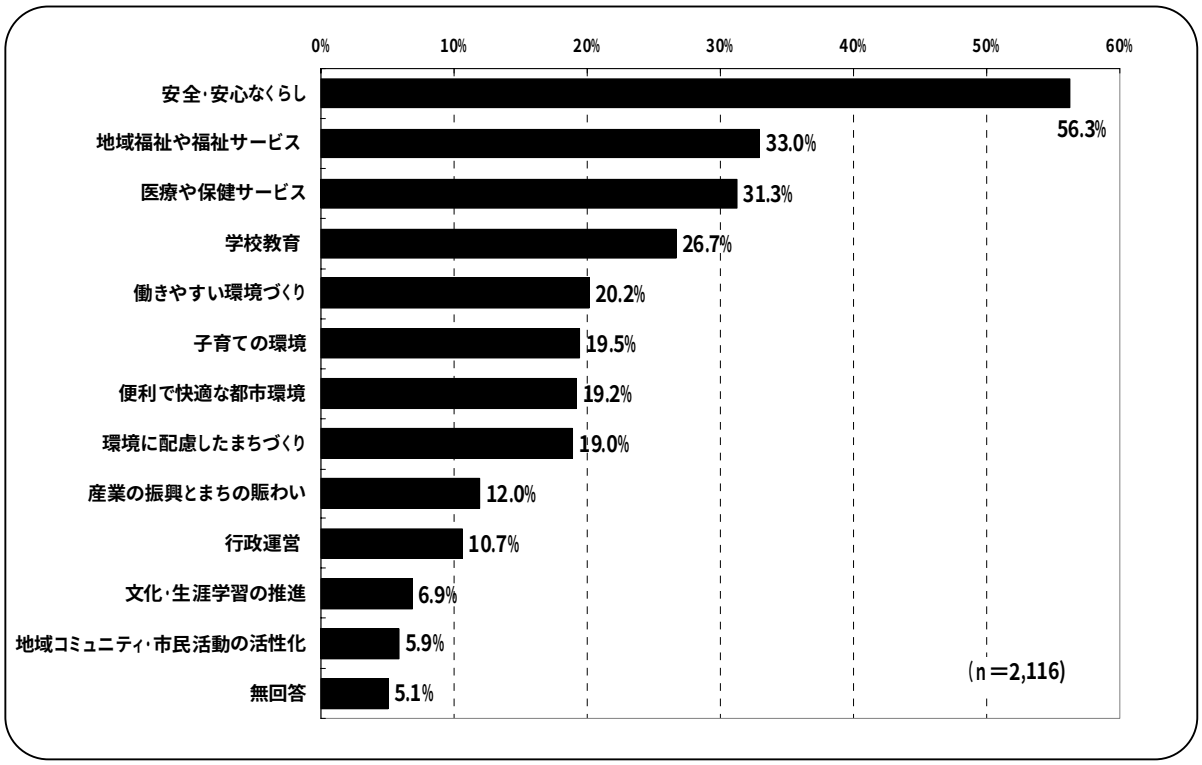

⑤　望ましいまちの方向性について

望ましいまちの方向性とした以下の 8 項目については、総合計画審議会の中間答申で示された項目を基にしており、４つのありたいまちを導く際の出発点となったもの。

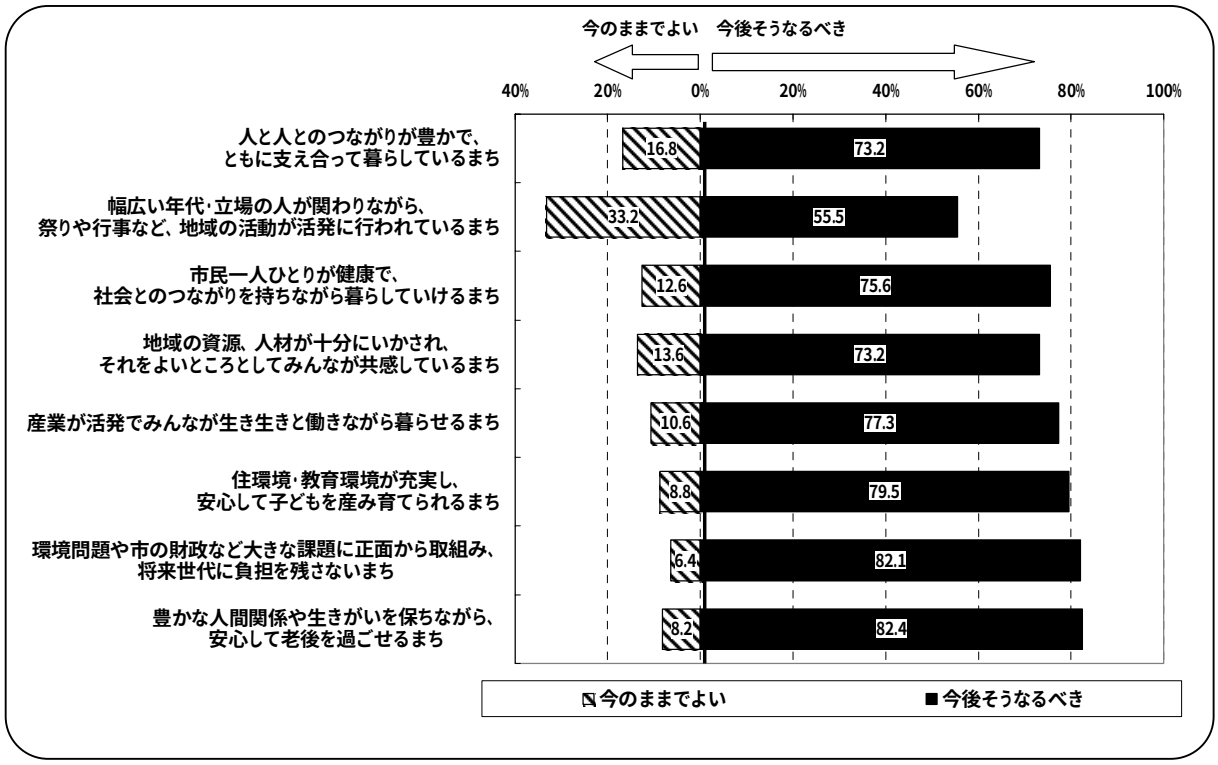

⑥　まちづくりの進め方

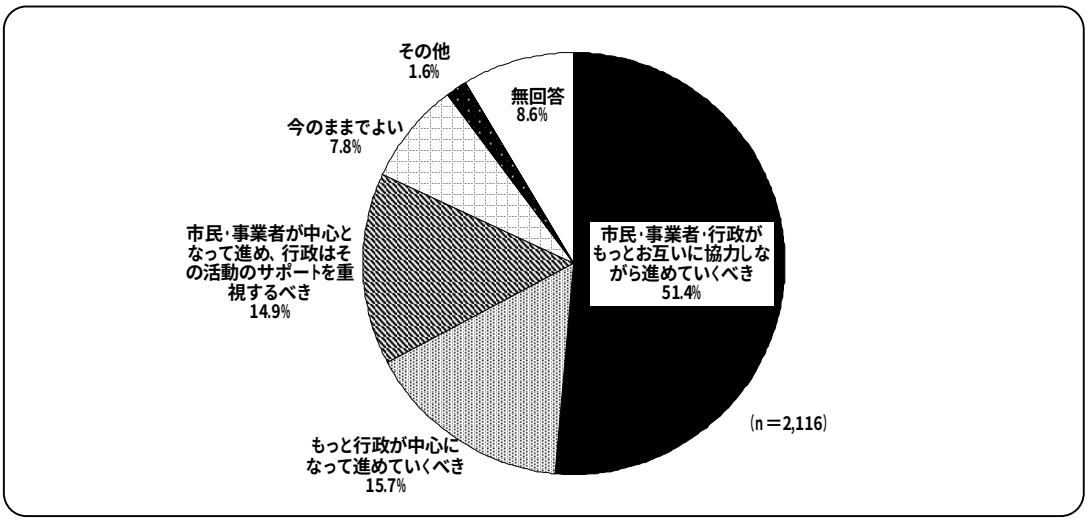

【性・年齢別傾向】

・年齢別に見ると 30 代以下の世代では、「市民事業者が中心となって進め、行政はその活動のサポートを重視するべき」が「もっと行政が中心になって進めていくべき」を上回り、40 代以上の世代では、その逆の傾向があることから、世代間で考え方が変わっていることがわかる。

資　料／尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査結果（平成２２年度）
調査対象者／尼崎市在住の満１５歳以上の市民を母集団とし、4,500 人を抽出
調 査 時 期／平成 22 年 6 月～7 月
回 収 状 況／有効回収数 2,116 票（回収率 47.4%）